

宇治市の教育

令和 6 年度

宇治市民憲章

(昭和45年3月1日制定)

わたくしたち宇治市民は、美しい自然と古い歴史に恵まれたすばらしい環境のもとに、明るく健康なまちづくりをめざし、市民の願いをこめたこの憲章を定めます。

わたくしたちは、宇治市民としての名誉と誇りにかけて、この憲章をまもり、互いに一致協力して、ゆたかな市民生活を築くために、たゆまぬ努力をつづけましょう。

- ・ 明るいまちづくりにつとめましょう。
- ・ 自然と歴史をまもりましょう。
- ・ すみよい環境をつくりましょう。
- ・ よい習慣を育てましょう。
- ・ ゆたかなくらしを築きましょう。

宇治市章



(昭和26年1月22日制定)

合併実施委員会が公募した応募作品374点中、選考の結果これを採用し、市の徽章と定めた。
宇治の「宇」の字を図案化したものである。

宇治市歌

(昭和45年3月1日制定)

作詞 芦田 茂
作曲 大栗 裕

(三)	(二)	(一)
自然の地の利 足なみそろえ 鐘たからかに おもしろすがた 力をあわせ あすへの虹を	茶の香ただよう 歌はながれて 幸をことほぎ よろこびまねく 人の和花と 平和の夢の	さぎりはれゆく 清くけだかい 影うるわしく 明るく進む 歴史を永遠に 文化の恵み
たたえつつ 躍進の なりわたる わが宇治市 おこすまち かけるまち	ふるさとに 繁栄の 西ひがし わが宇治市 ひらくまち 生きるまち	宇治川に 鳳凰の いまここに わが宇治市 まもるまち ひかるまち

宇治市の概要

(1) 位 置

宇治市は、京都府の南端に近く、京都盆地の東南部に位置し、宇治川が笠取・醍醐山地を横切って穿孔性の流路を形成し、市域の西北側には京都市、西側は久世郡久御山町、南側は城陽市に、東側は大津市及び綴喜郡宇治田原町に境を接しています。ＪＲ奈良線高速複線化に伴い、京都へ約１７分、大阪へは１時間弱という便利な距離になっています。

人口は、１８０，２４２人で８６，０８９世帯（令和６年５月１日現在）を擁し、市域の面積は６７．５４㎢で京都市域の１２分の１程度の広さです。なお周囲は、４８．６km、東西１０km、南北１０．７kmのほぼ楕円に近い形をしています。宇治市役所は、東経１３５度４８分、北緯３４度５３分の地点にあります。

(2) 歴 史

宇治市は奈良・京都及び東国を結ぶ奈良街道上に位置し、また、日本最古の宇治橋の架橋による宇治川の渡河点として、古くから陸上・水上の交通の要衝の地でありました。また宇治は、風光明媚な地であったため、京都の貴族の別業の地ともなりました。特に藤原道長の別荘は、その子頼道が平等院としました。阿弥陀堂にはすぐれた建築・彫刻等があり藤原文化の面影を偲ばせてくれます。

しかし宇治の地が交通の要衝であったが故に、戦場の地となり、特に中世では、１２世紀後半の宇治川先陣争いで有名な治承・寿永の乱、應仁の乱（１４６７年）、山城国一揆（１４８５年）などがあり、室町幕府滅亡となった槇島合戦（１５７３年）で中世の戦乱がしめくられました。

近世に入り、１６５４年に明国から隠元が入朝し、後に萬福寺を開基しました。宇治茶については、１３世紀頃明恵上人が伝えたこととされ、室町時代以降、宇治が茶の名産地として全国的に知られるようになりました。江戸時代には茶の総支配が代官を兼ね、茶師は苗字帯刀が許され、幕府献上茶は茶壺道中と称し、大名行列と同様に扱われました。

明治に入り、近代化が進められ、明治中期の宇治川改修、宇治発電所の建設、昭和初頭の巨椋池の干拓事業が行われました。行政的には、明治元年に京都府が置かれ、山城が８郡に分かれ、いくたびかの行政区画の変遷を経て昭和２６年３月１日市制を施行し、ここに宇治市が誕生しました。

人口増加は、昭和３９年の天ヶ瀬ダム完成によって治水対策が進んだことを契機に西部の旧巨椋池湛水地域である水田の宅地化によって始まり、宅地開発の波は、次第に丘陵地の茶畑へと広がり、やがて山麓丘陵地域の大規模な宅地造成へと波及していきました。今日では約１８万人の人口を擁する都市となっています。



宇治十帖モニュメントと朝霧橋

市の宝木 ちゃの木

(昭和56年3月1日制定)



宇治茶は、鎌倉時代に京都梅尾から明恵上人によって宇治の地に伝えられて以来、今日まで市民によっていつくしまれ、つちかわれてきました。茶の育成に恵まれた気候風土と茶業者のたゆまない努力があいまって、てん茶・玉露などを中心として日本緑茶の最上位をきわめ、ゆるぎない名声を博しています。宇治といえば“お茶”、お茶といえば“宇治”と言われますように、お茶は宇治の代名詞となっています。今後も、お茶の木が市民のみなさんによって守り、育てられ、また、お茶がわが宇治市の伝統産業として、ますます発展することを願って、“ちゃの木”を市の宝木としました。

市の木 もみじ（イロハモミジ）(昭和56年3月1日制定)

秋の紅葉が最もすばらしい木で、誰にでも親しまれ、春夏の緑とともに宇治川沿いの山谷をいろどる自然の美しさは格別のもです。歌聖 藤原定家は「もみじ葉のなお色まさる朝日山よのまの霜の心をぞしる」と詠み、宇治のもみじは昔から有名で、現在も興聖寺の琴坂、朝日山、もみじ谷、三室の紅楓など名所が多くあります。亜種のオオモミジ、ヤマモミジも多く自然に混生し、この仲間には園芸品種も少なくありません。毎秋華麗に紅葉しつつ年々成長し、数百年の樹齢を保つイロハモミジは、活力ある宇治市の将来を象徴するにふさわしい木といえるでしょう。



市の花 やまぶき

(昭和56年3月1日制定)



陽春の頃、しなやかに垂れた枝一杯に黄金色の花を咲かせるやまぶきは、誠に優雅で気品があり美しいものです。宇治川畔一帯に自生するやまぶきは、早くから文人墨客に親しまれると共に、多くの詩歌に詠まれています。芭蕉は「山吹や宇治のほいろの匂ふ時」と発句するなど、宇治はお茶とともに山吹と結びつきは深く、現在も山吹橋、春岸の山吹、琴坂の山吹などの名所が多くあります。やまぶきは、世界でも日本と中国にしか自生しない、一属一種の珍しい植物で、一重咲、八重咲のほか、まれに白っぽい花の咲くシロバナヤマブキもあります。昔から、山吹色の小判といわれたように、やまぶきが年々黄金色の花を開き、宇治市の福々しい繁栄を象徴するにふさわしい花といえるでしょう。

市の鳥 カワセミ

(平成2年3月1日制定)

空飛ぶ宝石とも呼ばれ、肩から翼にかけて鮮やかなエメラルドグリーンと背中にコバルトブルーの色彩をもつ美しい鳥です。小さな体に大きく丈夫なくちばしを持ち、水際に突き出した杭や枯れ枝に止まって、魚が近づくと頭から急降下して水に飛び込み、くちばしで捕らえます。清らかな河川を好むことから水質の示準鳥とされるこの鳥が生息しているということは、宇治川が清流であることの証です。山紫水明の地宇治の自然環境をいつまでも守っていこうという願いを込めて選定されたこの鳥は、清流宇治川の象徴として宇治市にふさわしい「市の鳥」といえるでしょう。



目 次

市民憲章・市章・市歌

宇治市の概要

市の宝木・市の木・市の花・市の鳥

教育行財政

I. 宇治市教育の方針	9
II. 教育行財政	
1. 教育行政	10
2. 令和6年度の重点取組	27
3. 教育財政	28
4. 宇治市教育の日・宇治市子ども読書の日	30
III. 宇治市教育振興基本計画	
1. 計画の基本事項	31
2. 教育ビジョン	32
IV. 教育委員会の事務事業点検評価	33

学校教育

I. 学校教育の重点	41
II. 小中一貫教育	
1. 小中一貫教育の推進	60
2. 学校規模・学校配置の適正化	64
III. 学校施設	
1. 学校施設の現況	66
2. 地域開放型教室開放事業	74
IV. 学校教育	
1. 市立学校の現況	75
2. 教科書等	86
3. 学校給食	88
4. 中学校昼食提供事業	89
5. 就学奨励	89
6. フッ化物洗口事業	89
7. 学校安全管理	90

V. 教育指導	
1. 学校教育の充実	92
2. 特別支援教育	95
3. 相談活動、教育広報	97

VI. 青少年行政	
1. 青少年行政	98
2. 生徒指導	99
3. 健全育成	102

生涯学習・社会教育

I. 社会教育の重点	107
II. 生涯学習・社会教育	
1. 生涯学習・社会教育	112
III. 宇治市生涯学習センター	
1. 宇治市生涯学習センターの概要	114
IV. 公民館	
1. 公民館活動	119
V. 宇治市総合野外活動センター	
1. 建設の目的と施設の性格	123
2. 施設の概要	123
3. 施設の管理運営	126
VI. 源氏物語ミュージアム	
1. 源氏物語ミュージアム	127
VII. 図書館	
1. 図書館活動	132
VIII. 歴史資料館	
1. 歴史資料館活動	141
2. 文化財（資料編）	145
IX. 善法・河原青少年センター	
1. 善法・河原青少年センター活動	152
X. 大久保青少年センター	
1. 大久保青少年センター活動	156

資料

■ その他の教育施設	160
■ 教育委員会関係電話・FAX番号	161

.....

教育行財政

.....

I. 宇治市教育の方針

II. 教育行財政

III. 宇治市教育振興基本計画

IV. 教育委員会の事務事業点検評価

I. 宇治市教育の方針

宇治市の教育は、憲法と教育基本法に基づき、「第２期京都府教育振興プラン」を踏まえ、本市の歴史と伝統を次代に継承しながら「一人ひとりが輝き 伝統と新たな息吹を紡ぐまち・宇治」を誇りとする郷土愛をはぐくむことができる全人的な調和のとれた市民が育つ教育の充実を目指すものである。

本市では「第２次宇治市教育振興基本計画」を踏まえ、先進的な教育環境の充実を図り、地域コミュニティが一体となり、協働による絆をいっそう深めるとともに、「ふるさと宇治」の恵まれた自然や歴史遺産、伝統文化を基盤にして、一人ひとりの多様な幸せと社会全体の幸せである Well-being の観点のもと、新たな視点（「子育て」「創造」「挑戦」「共生」「循環」）をもって取り組み、郷土を愛し、生涯にわたり学ぶ力と自ら行動する力を備えた、未来社会とあすの宇治、日本そして、世界を切り拓く市民が育つ特色ある教育を進める。

そのため、これまでに本市教育が構築してきた小中一貫教育を柱にした「学び」と「育ち」の連続性を高め、幼児期から小学校、中学校、さらには社会に繋がる「縦の接続」を深めることが重要である。同時に、家庭・学校・地域の連携・協働による「社会に開かれた教育課程」の実現を通して、宇治に育つ子ども達の社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域社会全体の Well-being、文化の伝承、持続的発展に作用するためには、コミュニティ・スクールの推進、関係諸機関との連携等「横の連携」を強めることが重要である。

さらに、市民の主体的で自発的な学習活動が活性化され、世代や分野を越えて連携し、広がり、社会に還元されることにより、一人ひとりの活力が「あすの宇治」の創造に発揮される生涯学習社会を目指す。

宇治市教育委員会は、京都府教育委員会との連携・協力のもと、学校を支援するとともに、今後の教育施策に関する基本的な方針を定め、具体的な実践を進める。

Ⅱ. 教育行財政

1. 教育行政

(1) 教育委員会

- ① 事務局所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地 郵便番号611-8501
電話(0774)22-3141(代表)

② 教育長・教育委員(令和6年11月1日現在)

教育委員会会議の様子

役 職 名	氏 名
教 育 長	木 上 晴 之
委 員 (教育長職務代理者)	加 賀 爪 毅
委 員	中 筋 斉 子
委 員	小 山 栄 子
委 員	左 聡 一 郎



左委員 加賀爪委員 木上教育長 中筋委員 小山委員

③ 教育委員会の組織及び運営

教育委員会とは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編成、教育課程、教科書その他の教材の取扱い及び教育職員の身分取扱いに関する事務を行い、また、社会教育その他の教育、学術及び文化に関する事務を管理し執行するために、都道府県や市町村等に設置される合議体の執行機関です。

教育委員会とは、一執行機関で、原則、教育長及び4人の委員で組織されます。また、教育委員会の職務権限に属する事務を具体的に処理し、執行するための事務機構として、事務局が設置されています。

平成27年4月1日に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、教育委員会を代表する教育委員長と事務局を統括する教育長の一本化が規定されました。新たな教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表します。また、新制度では新たな教育長及び委員は、市長が議会の同意を得て任命し、教育長の任期は3年、委員の任期は4年とされました。

宇治市では、平成29年10月11日に、旧制度の教育長の任期が満了し、それに伴い、同年10月12日より新制度へ移行いたしました。

④ 教育委員会会議の開催

教育委員会の会議は、原則として毎月1回開催される定例会及び緊急に会議に付すべき事案が生じた場合に開催される臨時会からなっています。

教育委員会の開催状況（令和５年４月～令和６年３月）

【４月定例会 R5.4.25】

報告第３号 専決事項の報告について

報告第４号 行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する規程の報告について

報告第５号 宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程の報告について

議案第９号 宇治市生涯学習審議会委員の解嘱について

【５月定例会 R5.5.30】

報告第６号 専決事項の報告について

議案第１０号 宇治市生涯学習審議会委員の委嘱について

議案第１１号 令和５年６月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

【６月臨時会 R5.6.1】

議案第１２号 令和５年６月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

【６月臨時会 R5.6.7】

議案第１３号 教職員人事について

【６月定例会 R5.6.29】

報告第７号 専決事項の報告について

【７月定例会 R5.7.21】

報告第８号 専決事項の報告について

【８月定例会 R5.8.29】

報告第９号 専決事項の報告について

議案第１４号 令和６年度使用学校教育法附則第９条第１項の規定による教科用図書の採択について

議案第１５号 令和６年度以降使用小学校教科用図書の採択について

議案第１６号 令和５年９月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

【９月定例会 R5.9.7】

【１０月臨時会 R5.10.20】

議案第１７号 宇治市立幼稚園規則の一部を改正する規則を制定するについて

【１０月定例会 R5.10.30】

議案第１８号 宇治市生涯学習審議会委員の解嘱及び委嘱について

議案第１９号 教職員を任免するについて

【１１月定例会 R5.11.20】

議案第２０号 令和５年度宇治市教育委員会の所管する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書を作成するについて

議案第２１号 令和５年１２月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

【１２月臨時会 R5.12.11】

報告第１０号 専決事項の報告について

議案第２２号 令和５年１２月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

【１２月定例会 R5.12.22】

【１月定例会 R6.1.22】

報告第１号 宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程の報告について

【２月定例会 R6.2.5】

報告第２号 専決事項の報告について

議案第1号 令和6年3月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

【2月臨時会 R6.2.22】

議案第2号 令和6年3月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

【2月臨時会 R6.2.27】

議案第3号 令和6年度宇治市教育の重点を策定するについて

議案第4号 教職員を任免するについて

【3月定例会 R6.3.25】

報告第3号 専決事項の報告について

議案第5号 行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則を制定するについて

議案第6号 市職員を任免するについて（管理職）

報告第4号 専決事項の報告について

⑤ 教育委員会規則等の制定改廃（令和5年4月～令和6年3月）

【教育委員会規則】

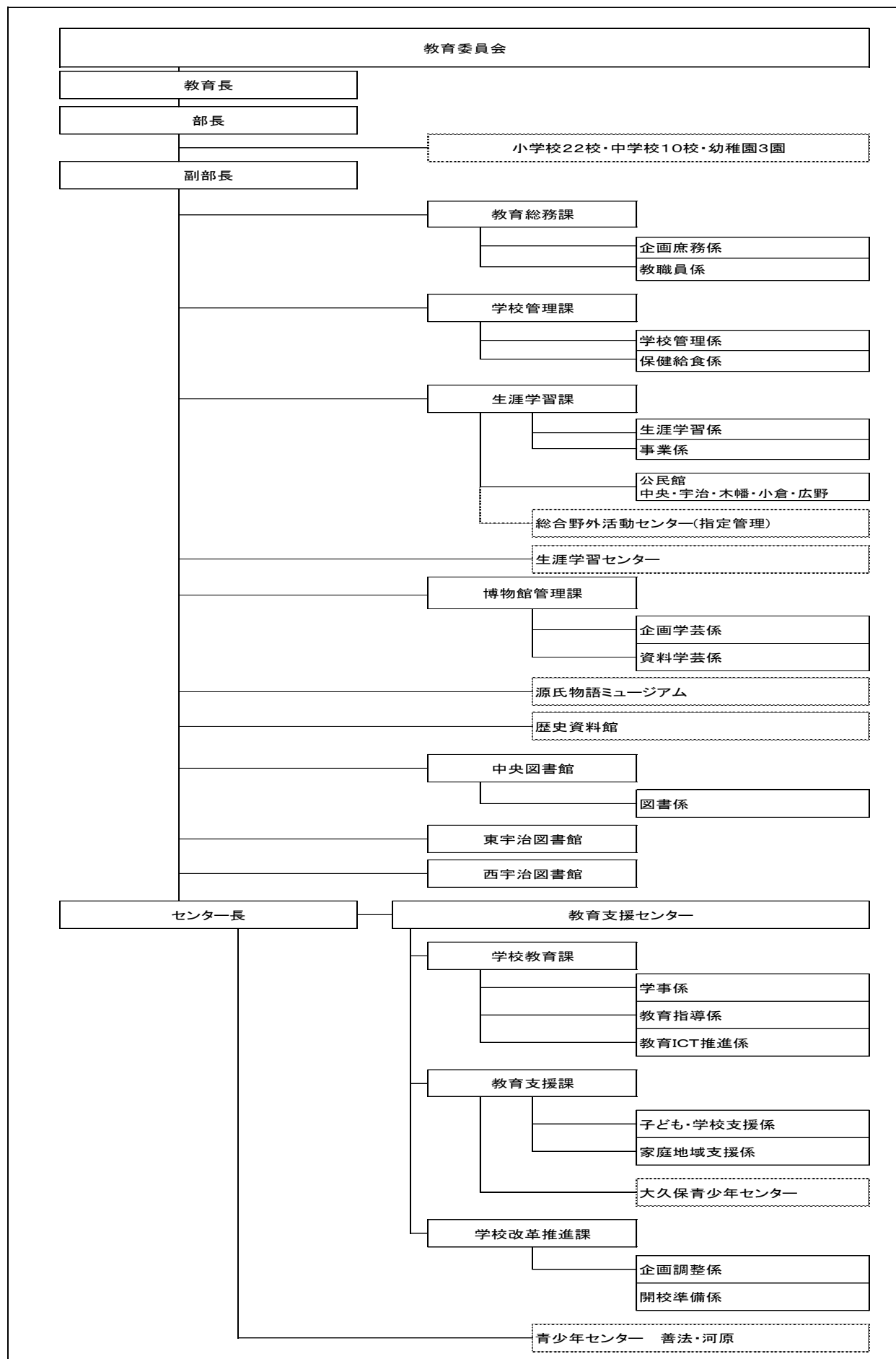
番 号	公布年月日	名 称
規則第4号	5. 10. 20	宇治市立幼稚園規則の一部を改正する規則
規則第1号	6. 3. 26	行政組織の変更に伴う関係規則の整備に関する規則

【教 育 長 規 程】

番 号	公布年月日	名 称
教育長訓令甲第3号	5. 12. 28	宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程
教育長訓令甲第1号	6. 3. 29	行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する規程

⑥ 教育委員会組織機構図（事務局・教育機関）

（令和6年4月1日現在）



⑦ 教育委員会事務分掌

(令和6年4月1日現在)

【教育総務課】 課長 1 副課長 1

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 企画庶務係 | (1) 教育委員会の庶務に関する事。 |
| 係長 1 | (2) 教育委員会の会議に関する事。 |
| 職員 2 | (3) 公印の保管に関する事。 |
| | (4) 文書の収受及び発送に関する事。 |
| | (5) 公告式に関する事。 |
| | (6) 教育費の予算編成及び決算に関する事。 |
| | (7) 物品の供給契約に関する事。 |
| | (8) 財政に係る諸調査統計に関する事。 |
| | (9) 寄附受納書の発行に関する事。 |
| | (10) 公用車の管理に関する事。 |
| | (11) 市役所その他関係機関との連絡調整に関する事。 |
| | (12) 規則等の制定及び組織権限の改廃に関する事。 |
| | (13) 教育振興基本計画に関する事。 |
| | (14) その他他の課に属しない事。 |

- | | |
|------|------------------------------|
| 教職員係 | (1) 教職員及び講師の任免又は内申に関する事。 |
| 係長 1 | (2) 職員の任免、進退、賞罰、服務及び身分に関する事。 |
| 職員 2 | (3) 職員の給与、研修及び福利厚生に関する事。 |
| | (4) 非常勤職員の任用等に関する事。 |
| | (5) 職員の公務災害に関する事。 |
| | (6) 学級編制に関する事。 |
| | (7) その他教職員に関する事。 |

【学校管理課】 課長 1 副課長 1

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 学校管理係 | (1) 学校施設の基本計画及び実施計画に関する事。 |
| 係長 1 | (2) 学校施設の維持管理に関する事。 |
| 職員 3 | (3) 学校施設の防災に関する事。 |
| | (4) 学校施設に係る国庫支出金の事務に関する事。 |
| | (5) 学校施設の施設台帳及び財産台帳に関する事。 |
| | (6) 学校の機械警備に関する事。 |
| | (7) 学校の備品管理事務に関する事。 |
| | (8) その他学校施設の事務に関する事。 |
| 保健給食係 | (1) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び報酬に関する事。 |
| 係長 1 | (2) 学校保健に関する事。 |
| 職員 4 | (3) 児童、生徒及び園児の安全に関する事。 |
| | (4) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。 |
| | (5) 全国市長会学校災害賠償補償保険に関する事。 |
| | (6) 学校給食に関する事。 |
| | (7) 学校給食会に関する事。 |
| | (8) 中学校昼食提供事業に関する事。 |
| | (9) その他保健給食に関する事。 |

【生涯学習課】 課長 1 副課長 1

- | | |
|----------|--------------------------|
| 生涯学習係 | (1) 生涯学習の基本計画の推進に関すること。 |
| 副課長兼係長 1 | (2) 生涯学習審議会に関すること。 |
| 職員 4 | (3) 人権教育に関すること。 |
| | (4) 障害者教育に関すること。 |
| | (5) 社会教育施設の設置及び廃止に関すること。 |
| | (6) 社会教育関係団体の育成に関すること。 |
| | (7) 総合野外活動センターに関すること。 |
| | (8) 子どもの読書活動の推進に関すること。 |
| | (9) その他社会教育に関すること。 |
| 事業係 | (1) 生涯学習事業の活動方針に関すること。 |
| 係長 1 | (2) 生涯学習事業の企画実施に関すること。 |
| 職員 4 | (3) 公民館との事業の調整に関すること。 |
| | (4) 公民館相互の連絡調整に関すること。 |

【博物館管理課】 課長 1 副課長 1 主幹 1

- | | |
|---------|---------------------------------|
| 企画学芸係 | (1) 資料の収集に関すること。 |
| 係長 1 | (2) 資料の調査及び研究に関すること。 |
| 職員 1 | (3) 資料の展示及び利用に関すること。 |
| | (4) 資料に関する報告書、図録等の作成及び頒布に関すること。 |
| | (5) 教育普及事業に関すること。 |
| | (6) 博物館の事業の方針及び企画の実施に関すること。 |
| | (7) その他博物館の事務に関すること。 |
| 資料学芸係 | (1) 資料の整理及び保存に関すること。 |
| 主幹兼係長 1 | (2) 資料の活用に関すること。 |
| 職員 1 | (3) 資料の利用者に対する情報提供及び助言に関すること。 |
| | (4) その他資料に関すること。 |

【教育支援センター学校教育課】 課長 1 副課長 1 主幹（デジタル政策課併任）1 学校改革推進課兼務主幹 2
総括指導主事 1

- | | |
|---------|--|
| 学事係 | (1) 教材及び教具の整備に関すること。 |
| 係長 1 | (2) 就学援助及び就学奨励に関すること。 |
| 職員 5 | (3) 市立幼稚園の保育料に関すること。 |
| | (4) 私立幼稚園に関すること。 |
| | (5) 学校の予算及び決算に関すること。 |
| | (6) 学校の設置、廃止及び位置変更に関すること。 |
| | (7) 学校への就学及び就園（特別支援教育に係るものを除く。）並びに児童、生徒及び園児の転出入に関すること。 |
| | (8) 通学区域の調整、認定及び照会に関すること。 |
| | (9) 月報に関すること。 |
| | (10) その他学事に関すること（情報教育及び教育 ICT に係るものを除く。）。) |
| 教育指導係 | (1) 学校の教育課程に関すること。 |
| 総括指導主事兼 | (2) 学校教育に係る調査研究に関すること（情報教育及び教育 ICT に係るものを除く。）。) |
| 係長 1 | (3) 教職員の研修に関すること（児童及び生徒の指導に係るものを除く。）。) |
| 指導主事 2 | (4) 学校教育に係る相談及び指導に関すること。 |

- (5) 人権教育及び基礎学力に係る課題に関すること。
- (6) 英語指導助手に関すること。
- (7) 特別支援教育に関すること（就学奨励に関するものを除く。）。
- (8) 学力の充実及び向上に関すること。
- (9) 小中一貫教育の推進に関すること。
- (10) 宇治学の推進に関すること。
- (11) 理数教育の推進に関すること。
- (12) 教育広報に関すること。
- (13) その他学校教育活動及び教育振興に関すること。

教育 ICT 推進係

主幹兼係長 1

職員 1

指導主事 1

- (1) 情報教育及び教育 ICT の推進に関すること。
- (2) 情報教育及び教育 ICT の調査研究及び環境整備に関すること。
- (3) 校務支援システムに関すること。
- (4) 教科書の採択及び給与に関すること。
- (5) その他情報教育及び教育 ICT に関すること。

【教育支援センター教育支援課】 課長 1 副課長 1

子ども・学校支援係

係長 1

職員 2

指導主事 1

- (1) 問題行動についての生徒指導に関すること。
- (2) 学校支援チームに関すること。
- (3) 児童及び生徒の指導に係る教職員の研修に関すること
- (4) いじめの防止等のための対策に関すること。
- (5) 不登校の児童及び生徒の支援に関すること。
- (6) 不登校の児童及び生徒の保護者その他の関係者に係る相談に関すること。
- (7) 不登校児童生徒自立支援教室に関すること。
- (8) 学校におけるカウンセリングに関すること。
- (9) その他児童及び生徒の健全育成並びに不登校の児童及び生徒の支援に関すること。

家庭地域支援係

係長 1

職員 1

- (1) 青少年問題に係る総合計画に関すること。
- (2) 学校、家庭及び地域の連携及び協働に関すること。
- (3) 青少年問題審議会に関すること。
- (4) 青少年健全育成団体活動に対する支援に関すること。
- (5) 青少年健全育成関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
- (6) 育友会及びPTAの活動に対する支援に関すること。
- (7) 補導活動に関すること。
- (8) 青少年に係る相談に関すること
- (9) 大久保青少年センターとの事業の調整に関すること。
- (10) その他青少年の健全育成に関すること。

【教育支援センター学校改革推進課】 課長 1 担当課長 1 福祉こども部併任担当課長 1 副課長 1

学校教育課兼務主幹 1 乳幼児教育・保育支援センター準備室併任主幹 1

保健推進課併任主幹 1 総括指導主事 1

企画調整係

副課長兼係長 1

職員 2

- (1) 学校規模等の適正化に関すること。
- (2) 通学区域の立案に関すること。
- (3) 学校基本調査に関すること。
- (4) 児童数及び生徒数の推計に関すること。
- (5) 小学校就学前の子どもに対する教育に係る計画に関すること。
- (6) （仮称）西小倉地域小中一貫校の開校に関すること。

- 開校準備係 (1) (仮称) 西小倉地域小中一貫校の開校に関すること。
- 総括指導主事兼係長 1 (2) (仮称) 西小倉地域小中一貫校の開校に向けた教育課程に係る指導及び助言に関すること。

【宇治市生涯学習センター】 生涯学習課課長兼務所長 1 生涯学習課副課長兼務主幹 1

- 生涯学習課 (1) 生涯学習に係る講座等を開設すること。
- 兼務職員 5 (2) 公印の管理に関すること。
- 学校教育課 (3) 文書の収受及び発送に関すること。
- 兼務職員 5 (4) 予算及び決算に関すること。
- 教育支援課 (5) 施設、附属設備及び備品の使用に関すること。
- 兼務職員 2 (6) 使用料の出納に関すること。
- 学校改革推進課 (7) 図書その他の資料の収集及び利用に関すること。
- 兼務職員 1 (8) 教職員の研修及び学校教育に係る調査研究に関すること。
- (9) 学校教育に係る相談及び指導に関すること。

【宇治市中央公民館、宇治市宇治公民館、宇治市木幡公民館、宇治市小倉公民館、宇治市広野公民館】

館長（嘱託）各 1

- 共通分掌事務 (1) 公民館の活動方針及び事業計画に関すること。
- (2) 公印の管理に関すること。
- (3) 文書の収受及び発送に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) 公民館施設の使用に関すること。
- (6) 公民館の広報に関すること。
- (7) サークル活動及びグループ活動の育成に関すること。

宇治公民館 個別分掌事務 (1) 宇治市民会館の管理及び運営に関すること。

【宇治市源氏物語ミュージアム】 博物館管理課課長兼務歴史資料館長兼務源氏物語ミュージアム館長 1

博物館管理課副課長兼務歴史資料館主幹兼務源氏物語ミュージアム主幹 1

- 博物館管理課 (1) 公印の管理に関すること。
- 兼務職員 2 (2) 文書の収受及び発送に関すること。
- (3) 予算及び決算等に関すること。
- (4) 入館者の受け付け及び観覧料の出納に関すること。
- (5) 駐車場の管理及び使用料の出納に関すること。
- (6) その他ミュージアムの管理及び運営に関すること。

【宇治市歴史資料館】 博物館管理課長兼務源氏物語ミュージアム館長兼務歴史資料館長 1

博物館管理課副課長兼務源氏物語ミュージアム主幹兼務歴史資料館主幹 1

博物館管理課主幹兼務歴史資料館主幹 1

- 博物館管理課 (1) 公印の管理に関すること。
- 兼務職員 1 (2) 文書の収受及び発送に関すること。
- (3) 予算及び決算等に関すること。
- (4) 入館者の受付及び入館料等の出納に関すること。
- (5) その他資料館の管理及び運営に関すること。

【宇治市中央図書館】 館長 1 主幹 1

- 図書係 (1) 公印の管理に関すること。
- 主幹兼係長 1 (2) 文書の収受及び発送に関すること。
- 職員 6 (3) 予算及び決算等に関すること。

- (4) 図書館の企画に関すること。
- (5) 図書館資料の購入に関すること。
- (6) 図書館の統計及び広報に関すること。
- (7) 図書館資料（電子書籍を除く。）の個人貸出等の利用に関すること。
- (8) 図書館資料（電子書籍を除く。）の収集、受入れ、払出し及び保管に関すること。
- (9) 図書館資料（電子書籍を除く。）の整理に関すること。
- (10) 図書館資料の利用相談及びレファレンスに関すること。
- (11) 図書館行事に関すること。
- (12) 障害者サービスに関すること。
- (13) 団体貸出しに関すること。
- (14) 配本所に関すること。
- (15) 電子書籍に関すること。
- (16) 読書団体、関係機関等との連絡調整に関すること。
- (17) 図書館相互の連絡調整に関すること。
- (18) その他図書館に関すること。

【宇治市東宇治図書館、宇治市西宇治図書館】 館長各 1

- 職員各 1
- (1) 文書の収受及び発送に関すること。
 - (2) 予算及び決算等に関すること。
 - (3) 図書館資料の購入に関すること。
 - (4) 図書館資料（電子書籍を除く。）の個人貸出の利用に関すること。
 - (5) 図書館資料（電子書籍を除く。）の収集、受入れ、払出し及び保管に関すること。
 - (6) 図書館資料（電子書籍を除く。）の整理に関すること。
 - (7) 図書館資料の利用相談及びレファレンスに関すること。
 - (8) 図書館の統計及び広報に関すること。
 - (9) 図書館行事に関すること。
 - (10) 障害者サービスに関すること。
 - (11) 電子書籍に関すること。
 - (12) 読書団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
 - (13) その他分館に関すること。

【宇治市善法青少年センター、宇治市河原青少年センター】 館長各 1

- 職員各 1
- (1) 公印の管理に関すること。
 - (2) 文書の収受及び発送に関すること。
 - (3) 予算及び決算に関すること。
 - (4) 青少年センターの使用に関すること。
 - (5) 青少年センターの活動方針及び事業計画に関すること。
 - (6) 青少年に対する学習講座、教室等の開設に関すること。
 - (7) 青少年の学習、文化、スポーツ及びレクリエーション活動等の促進に関すること。
 - (8) 青少年に係るサークル、グループ活動等の育成に関すること。
 - (9) 青少年に係る各種相談及び指導・助言に関すること。
 - (10) 青少年に係る関係機関及び団体との連絡調整に関すること。

【宇治市大久保青少年センター】 館長（嘱託） 1

- (1) 公印の管理に関すること。
- (2) 文書の収受及び発送に関すること。

- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 青少年センターの使用に関すること。
- (5) 青少年センターの活動方針及び事業計画に関すること。
- (6) 青少年の学習、文化、スポーツ及びレクリエーション活動等の促進に関すること。
- (7) 青少年に係るグループ活動等の育成に関すること。
- (8) 青少年に係る関係機関及び団体との連絡調整に関すること。

センター長等の掌理事務

〈担当名等〉	〈掌理事務〉
センター長	教育支援センター、教育集会所及び大久保青少年センターに属する事務に関すること。
博物館管理課主幹	資料の保存及び活用に関すること。
教育支援センター学校教育課主幹	幼稚園教育に関すること。
教育支援センター学校教育課主幹	教育ＩＣＴの推進に関すること。
教育支援センター学校教育課主幹	幼稚園に係る学事に関すること。
教育支援センター学校教育課	小中一貫教育の推進及び教育振興並びに学校教育活動に係る専門的事項に関すること。
総括指導主事	小学校就学前の子どもに対する教育に係る計画に関すること。
教育支援センター学校改革推進課担当課長	小学校就学前の子どもに対する教育の推進に関すること。
教育支援センター学校改革推進課担当課長	幼児教育・保育の専門的事項に関すること。
教育支援センター学校改革推進課主幹	小学校就学前の子どもに対する教育の推進に関すること。
教育支援センター学校改革推進課主幹	小学校就学前の子どもに対する教育の推進に関すること。
教育支援センター学校改革推進課主幹	（仮称）西小倉小中一貫校の教育課程及び学校教育活動に係る専門的事項に関すること。
教育支援センター学校改革推進課	生涯学習センターの管理及び運営に関すること。
総括指導主事	中央図書館の管理及び運営に関すること。
生涯学習センター主幹	歴史資料館の管理及び運営に関すること。
中央図書館主幹	歴史資料館の管理及び運営に関すること。
歴史資料館主幹	源氏物語ミュージアムの管理及び運営に関すること。
歴史資料館主幹	
源氏物語ミュージアム主幹	

⑧ 宇治市総合教育会議

平成２７年４月１日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、すべての地方公共団体の長は「総合教育会議」を設置することが義務づけられました。

この総合教育会議は、市長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場であり、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ってまいります。

また、市長がその地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める「大綱」を策定することが義務づけられました。

なお、市長が総合教育会議を設置し、招集するとされていることから、市長部局が事務を行うところですが、宇治市では教育委員会が補助執行機関として事務を行っています。

宇治市総合教育会議の開催状況（令和５年４月～令和６年３月）

- 【第１回会議 令和５年１０月３日】 宇治市のインクルーシブ教育について
- 【第２回会議 令和６年１月１１日】 不登校の状況について



宇治市総合教育会議の様子

⑨ 教育委員会事務の補助執行に関して

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部を宇治市長の補助機関である職員に以下の事務を補助執行させています。

補助執行させる事務

- (1) 文化財の保護に関すること。
- (2) 世界遺産に関すること。
- (3) 埋蔵文化財の発掘調査に関すること。
- (4) 文化財に関する講演会、研究会等の開催に関すること。
- (5) その他文化財に関すること。

⑩ 教育の沿革

●：宇治市が主体となった事柄 ○：国又は府が主体となった事柄

- 昭和26年 ○児童憲章制定 ○産業教育振興法公布 ○府教委山城地方事務局開局 ○学習指導要領一般編改訂
●宇治市制施行 ●最初の完全給食実施（菟道小・宇治小） ●平等院鳳凰堂、文化財保護法による国宝に指定される
- 27年 ○義務教育費国庫負担法公布 ○日本PTA全国協議会結成 ○京都府山城地方教育局に改称
●宇治市教育委員会発足（公選）全国一斉 ●教育委員会事務局設置 ●宇治市公民館設置
- 28年 ○学校図書館法・理科教育振興法公布 ○公立学校施設設備費国庫負担法、危険校舎改築促進臨時措置法公布
●菟道第二小学校開校 ●教育委員会事務局菟道小学校へ移転 ●浮島十三重塔重要文化財の指定を受ける
●宇治市文化協会設立
- 29年 ○へき地教育振興法公布 ○教育の政治的中立に関する教育二法公布 ○学校給食法公布
●笠取小・笠取第二小学校移転 ●第1回市民文化祭開催
- 30年 ○女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律公布 ○日本学校給食法公布
- 31年 ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律公布（公選制を任命制に改める） ○幼稚園設置基準（文部省令）公布
●宇治市教育委員任命 ●組合立久世中学校を廃し、西宇治中学校を開校
- 32年 ●菟道小学校にはじめて障害児学級を設置 ●平等院鳳凰堂落慶法要
- 33年 ○道徳の実施要綱を通達 ○学校保健法公布 ○義務教育諸学校施設費国庫負担法公布 ○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律公布 ○小・中学校学習指導要領告示
●宇治中学校に山城地方ではじめて精神薄弱児学級開設 ●宇治市青少年問題協議会結成
- 34年 ○日本学校安全会法公布 ○公民館の設置及び運営に関する基準公布
- 36年 ○小学校新教育課程全面实施 ○全国中学校一斉学力調査実施
●大久保小学校移転 ●第2室戸台風により学校等の被害甚大
- 37年 ○義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律公布 ○中学校の教育課程実施
●市教委、幼稚園・小・中学校の増築5ヵ年計画発表 ●宇治市体育指導委員制度設置
- 38年 ○小学校新入生、教科書無償配布 ○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律公布
●教育委員会事務局、市新庁舎に移転
- 39年 ○府教委、教科書採択地区の設定告示
- 40年 ○中教審「期待される人間像」の中間草案発表 ○同和对策審議会答申 ○京都府山城教育局に改称
●大久保幼稚園開園 ●市民会館・市民図書室開館
- 41年 ●菟道小学校移転 ●宇治市黄檗公園完成
- 42年 ○義務教育諸学校の教材基準設定
●木幡小学校開校 ●育成学級開設（小倉小・宇治小） ●宇治市体育協会、宇治市文化財愛護協会発足
- 43年 ○小学校、学習指導要領告示（全面改定46年4月より実施） ●榎島小学校・榎島幼稚園移転 ●二子山古墳発掘調査 ●宇治市文化財保護委員会設置 ●市民総合体育大会開催 ●炭山キャンプセンター開設
- 44年 ○中学校、学習指導要領告示（全面改定47年4月より実施） ○同和对策事業特別措置法公布
●西小倉小学校開校 ●神明幼稚園開園 ●移動図書館巡回開始 ●宇治市文化財指定条例制定
- 45年 ○中教審「初等中等教育の改革に関する基本構想」中間答申
●西大久保小学校開校 ●東宇治幼稚園移転 ●第1回宇治市指定文化財指定
- 46年 ○小学校新教育課程実施 ○義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法公布 ●小・中学校指導要録の新様式通達 ●東宇治中学校笠取分校廃止 ●南部小学校開校 ●教育委員会事務局、消防庁舎に移転
- 47年 ○中学校教育課程改訂 ●宇治市学校施設整備第1次5ヵ年計画実施 ●神明小・北宇治中学校開校
●伊勢田幼稚園開園 ●小倉小学校に情緒障害児学級を設置 ●榎島体育振興会発足

- 48年 ○山城学校建設公社設立（4市4町）
 ●北小倉小・御蔵山小学校開校 ●神明小学校に聴覚障害児学級（きこえの教室）を設置 ●教育委員会事務局、宇治保健所跡地に移転 ●宇治市体育協会が法人化し、財団法人宇治市体育協会に ●市教委、教育相談教室開設し、相談業務はじめる ●西宇治公園プール完成
- 49年 ○学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教職員の人材確保に関する特別措置法公布
 ●プレハブ普通教室の完全解消 ●岡屋小・伊勢田小・木幡中学校開校 ●宇治市文化財愛護協会法人化
 ●教育要覧「宇治市の教育」発刊
- 50年 ●宇治市総合計画策定 ●宇治市同和対策審議会答申 ●三室戸小・平盛小学校開校 ●オリエンテーリングパーマナントコース開設 ●宇治市学校給食会発足
- 51年 ○教育課程審議会「教育課程の基準の改善について」を発表
 ●大開小・南宇治中学校開校 ●木幡幼稚園開園 ●宇治市公民館運営協議会答申
- 52年 ○小・中学校学習指導要領一部改正告示 ●宇治市学校施設整備第2次5ヵ年計画実施
 ●米飯給食の実施開始（4校） ●宇治市公民館運営協議会答申 ●学校開放事業を制度化
- 53年 ○中教審「教員の資質能力の向上について」答申
 ●南小倉小・西小倉中学校開校 ●宇治市立学校施設使用条例制定
- 54年 ○同和対策事業特別措置法3年間延長
 ●宇治市実施計画第1次3ヵ年計画策定 ●南小倉小学校にはじめて言語障害児学級（ことばの教室）設置
- 55年 ●宇治市立小・中学校における校務を分担する組織等に関する規則公布 ●小・中学校指導要録の様式を改定
 ●菟道第二小学校移転 ●平盛幼稚園開園 ●米飯給食、週1回実施
- 56年 ○小・中学校学習指導要領部分改正告示 ○中教審「生涯教育について」答申
 ●教育委員会事務局、菟道第二跡地へ移転 ●木幡公民館・小倉公民館開館 ●青少年問題審議会設置
 ●青少年対策室設置 ●青少年センター設置 ●青少年電話相談室設置 ●スポーツ振興審議会第1次答申
- 57年 ○日本学校健康会法公布 ○地域改善対策特別措置法公布
 ●榎島中学校開校 ●市民体育課設置 ●青少年問題審議会第1次答申
- 58年 ●宇治市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則公布 ●北榎島小学校開校
 ●青少年問題審議会第2次中間・最終答申
- 59年 ○臨時教育審議会設置法公布 ●広野中学校開校 ●運動場に夜間照明施設設置 ●スポーツ振興審議会第2次答申 ●就学前教育問題懇談会「就学前教育問題（就学前教育の在り方）」提言
 ●中央公民館・中央図書館・歴史資料館開館 ●宇治市公民館を宇治公民館に改称
- 60年 ○臨教審「教育改革に関する第一次答申」 ○教育課程審議会発足 ○日本体育・学校健康センター法公布
 ●菟道小学校区へ折居台三・四丁目編入 ●幼稚園二年保育試行（2園） ●学校施設の大規模改修事業開始
 ●善法青少年センター開館 ●スポーツ振興審議会最終答申
- 61年 ○臨教審「教育改革に関する第二次答申」
 ●宇治市第2次総合計画策定 ●宇治小学校に言語障害児学級（ことばの教室）設置 ●岡屋小学校、北宇治中学校に情緒障害児学級設置 ●宇治市スポーツ賞制定 ●広野公民館開館 ●黄檗ふれあい公園運動場開設 ●就学前教育問題懇談会「就学前教育問題（家庭教育の在り方について）」提言
- 62年 ○地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法公布 ○臨教審「教育改革に関する第三次答申」
 ○臨教審「教育改革に関する第四次（最終）答申」 ●菟道・榎島・伊勢田・平盛幼稚園廃園 ●幼稚園2年保育実施 ●教育研究指定校の指定 ●米飯給食の週2回実施 ●学校施設の機械警備実施（7校） ●河原青少年センター開館 ●大久保青少年センター開館
- 63年 ●第43回国民体育大会（京都国体）開催 ●小・中学校公用車配置（5ヵ年計画） ●青少年指導センター開設 ●黄檗体育館完成
- 平成 元年 ○小・中学校新学習指導要領・幼稚園新教育要領告示
 ●学校施設の機械警備全校実施 ●東宇治中運動場夜間照明設置 ●青少年対策室を青少年婦人課に改称
- 2年 ○中教審「生涯学習の基盤整備について」答申 ○生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律公布 ●中学校教育用コンピュータ整備 ●教育研究所開設
- 3年 ●宇治市第3次総合計画策定 ●小・中学校指導要録の新様式通達 ●平盛小学校に言語障害児学級（ことばの教室）設置 ●小・中学校に冷房機器設置開始 ●宇治市生涯学習推進会議発足 ●市の友好都市カムループス市から英語指導助手招致
- 4年 ○新学習指導要領、小学校で全面实施 ○学校週5日制実施、2学期より毎月第2土曜日を休業（学校教育法施

- 行規則の一部改正) ●北槇島小学校に、ブラジル人児童9名編入学、日本語教室開設 ●教育委員会事務局新庁舎に移転 ●宇治市学校週5日制検討調整会議設置 ●東宇治図書館開館 ●学校教育広報「宇治市の教育だより」発行
- 5年 ○新学習指導要領、中学校で全面实施 ○文部省「学校図書館図書標準の設定について」通知 ○文部省「余暇教室活用指針」策定 ○文部省、月2回の学校週5日制を試行する実践研究地域11地域を指定 ●地方分権特例制度による空き教室の福祉施設への転用申請が承認される ●市内各小中学校にファクシミリ設置(～6年) ●宇治市社会教育委員会より「生涯学習推進への提言」 ●青少年婦人課を廃止し、青少年課を新設 ●平等院発掘調査で小御所跡発見 ●宇治上神社・平等院を含む「古都京都の文化財」が世界遺産登録に推薦される
- 6年 ○「児童の権利に関する条約」発効 ○文部省「児童生徒の問題行動等に関する調査研究協力者会議」発足 ○いじめ対策緊急会議を開きアピールを発表 ●学校図書館図書充実(4ヵ年) ●宇治市生涯学習センター開所 ●適応指導教室を青少年センター内に開設 ●平等院旧境内発掘調査で宝塔跡を確認 ●宇治上神社・平等院を含む「古都京都の文化財」が世界遺産登録される
- 7年 ○阪神淡路大震災発生 ○月2回の学校週5日制実施 ○文部省「いじめ問題の解決のために当面とるべき方策等について」局長通知 ●小倉小学校北校舎の余裕教室を老人福祉施設に転用 ●月2回、学校給食を高齢者に配食するサービスを試行開始 ●全国高校総体推進室設置 ●全国高校総体宇治市準備委員会設立 ●宇治市生涯学習基本計画策定委員会設置
- 8年 ○病原性大腸菌O-157による食中毒大量発生 ○教育課程審議会に学習指導要領改定諮問 ○文部省、「学校給食における衛生管理の緊急点検等の実施について」通知 ○地方分権推進委員会勧告(教育長の任命・承認制度の廃止など) ●平盛小学校の余裕教室を老人福祉施設に転用 ●食中毒防止(O-157対策)のため学校給食等で諸対策を実施 ●宇治市生涯学習基本計画策定委員会より提言 ●全国高校総体宇治市実行委員会設立
- 9年 ○教育改革プログラム策定 ○文部省、「規制緩和で通学区域弾力化」を通知 ○学校図書館法改正案成立2003年までに司書教諭全校配置へ ○神戸市小学生殺害事件を機に中教審に「心の教育」を諮問 ●平成9年度全国高等学校総合体育大会(京都総体)開催 ●エコスクールのパイロットモデル事業の研究を委嘱される ●学校施設整備計画の策定 ●宇治市ジュニア文化賞制定 ●宇治市生涯学習基本計画策定 ●西宇治図書館開館
- 10年 ○中教審「幼児期からの心の教育の在り方について」答申 ○教育課程審議会「教育課程のまとめ」発表 ○中教審「今後の地方教育行政の在り方について」答申 ○小・中学校新学習指導要領告示 ●宇治市情報教育推進協議会設置 ●槇島小学校に病弱学級設置 ●市民体育課を生涯スポーツ課に改称 ●源氏物語ミュージアム開館
- 11年 ○文部省「家庭教育ノート」「家庭教育手帳」作成、配付 ○地方分権一括法公布 ○国旗及び国歌に関する法律公布・施行 ○「子ども読書年」決議 ○文部省「教育改革プログラム」の三回目の改訂 ●社会人講師配置の試行実施 ●西宇治中学校地域開放型校舎竣工 ●市内中学校マルチメディア学校間連携推進事業を開始 ●小学校1年生の歯科診療費の自己負担金助成事業を開始 ●宇治市総合野外活動センター開所 ●巨椋ふれあい運動ひろば開設 ●大久保青少年センターに「子ども遊センターU」i」を開設
- 12年 ○地方分権一括法施行(原則) ○学校評議員制度発足 ●学校給食調理民間委託実施を開始(宇治小・菟道小) ●市内各小・中学校に可動式机椅子を設置 ●「地域の人材活用システム」実施 ●学校施設の整備のパイロットモデル事業の研究を委嘱される(西宇治中)
- 13年 ○中央省庁再編により文部科学省設置 ○文部科学省、少人数授業導入 ●宇治市第4次総合計画策定 ●宇治市ISO14001認証取得 ●特認校制度の実施(笠取小) ●学校図書館新生プラン策定 ●教育指導課新設
- 14年 ○新学習指導要領実施 ○学校完全週5日制実施 ●木幡小学校に言語障害児学級(ことばの教室)設置 ●木幡中学校に視覚障害学級設置 ●生涯学習推進プラン検討委員会設置
- 15年 ○中教審「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」答申 ○府教委「まなび教育推進プラン」策定 ●大開小学校に肢体不自由学級設置 ●学校施設耐震調査(～17年) ●宇治小学校への侵入者による傷害事件発生 ●学校ルネサンス・フォーラムの実施 ●放課後児童健全育成事業を保健福祉部へ移管 ●社会教育課を生涯学習課に、施設課を学校施設課に改称 ●移動図書館の廃止 予約図書配本・祝日開館の実施 ●宇治市生涯学習審議会の設置 ●近畿都市教育長協議会定期総会開催 ●宇治市学校規模適正化検討懇話会設置

- 16年 ○府教委教育局再編、乙訓、山城、南丹、中丹、丹後の5局に ●教育ルネッサンスプラン、青少年プラン、生涯学習推進プラン策定 ●学校安全管理調査研究協力者会議設置 ●少人数学級研究指定校の実施（北横島小ほか3校） ●宇治市学校安全管理に関する協力者会議が答申 ●宇治市子どもの安全な生活を守るネットワーク会議設立 ●学校図書館と公共図書館との連携プログラム策定委員会設置 ●学校評議員制度導入
- 17年 ●宇治市学校規模適正化検討懇話会が答申 ●文部科学省スクールミーティング（菟道小、宇治中） ●宇治市生涯学習審議会に宇治市スポーツ振興審議会、宇治市図書館協議会を統合再編 ●11月第1土曜日を宇治市教育の日、11月を宇治市教育月間とする
- 18年 ●小中一貫教育基本構想検討委員会が提言 ●榎島中学校に通級指導教室設置 ●南小倉小学校に視覚障害学級設置 ●教育指導課を教育改革推進課に改称 ●第30回全国高等学校総合文化祭「京都総文」開催 ●大久保小学校改築事業着工 ●学校施設第二次耐震診断
- 19年 ○教育基本法改正 ○全国学力・学習状況調査実施 ○教育改革関連三法改正 ●学校施設課を廃止し学校教育課に事務移管 ●生涯スポーツ課を廃止し生涯学習課に事務移管 ●宇治市子ども読書の日制定（11月1日） ●宇治市子どもの読書活動推進計画策定 ●同和対策事業を一般対策化 ●NEXUSプラン策定 ●宇治川護岸遺跡（太閤堤）発掘 ●総合野外活動センターにグラウンド・ゴルフ場建設工事着工
- 20年 ○教育再生会議最終報告 ○全国体力テスト実施 ●源氏物語千年紀事業 ●教育改革推進課を廃止、教育改革推進室を設置し事務移管 ●宇治市小中一貫教育推進協議会設置 ●学校施設耐震改修工事着手 ●第2次学校施設整備計画策定 ●源氏物語ミュージアムフレッシュアップ事業 ●事務事業点検評価
- 21年 ●教育改革推進室小中一貫教育課に企画調整係を新設 ●歴史資料館の所掌する事務の一部を都市整備部歴史まちづくり推進課に補助執行する ●新型インフルエンザ対策本部設置 ●教育情報ネットワークシステム環境整備事業を開始 ●文化審議会「宇治川太閤堤跡の史跡指定について」答申 ●宇治市スポーツ振興計画（ASEプラン）策定
- 22年 ○改正省エネ法実施 ●生涯学習センター事業係を廃止し生涯学習課に移管し、生涯学習課を1課3係体制とする ●中学校昼食検討委員会設置 ●小中一貫校建設工事着工 ●総合野外活動センターにグラウンド・ゴルフ場供用開始 ●浄妙寺跡発掘 ●就学前教育のあり方のまとめの提言
- 23年 ○東日本大震災発生 ○新学習指導要領、小学校で全面实施 ●教育改革推進室小中一貫教育課に一貫校開設準備係を新設 ●源氏物語ミュージアムに企画管理係を新設 ●夏季休業期間の短縮 ●市内全小学校でフッ化物洗口実施 ●国民文化祭・京都2011開催 ●宇治市第5次総合計画策定 ●全国社会教育研究大会京都大会開催 ●中学校昼食提供事業の試行開始
- 24年 ○「古典の日に関する法律」の制定 ○新学習指導要領、中学校で全面实施 ●小中一貫教育全面实施 ●小中一貫校「宇治黄檗学園」及び黄檗中学校が開校 ●教育改革推進室小中一貫教育課の一貫校開設準備係を廃止 ●通学路の危険箇所調査及び安全対策の実施 ●児童生徒の健全育成に関する学校警察連絡制度の導入 ●日本PTA全国研究大会京都大会開催 ●京都府南部地域豪雨災害 ●宇治市子どもの読書活動推進計画（第二次推進計画）策定
- 25年 ○いじめ防止対策推進法公布 ●教育改革推進室小中一貫教育課の計画推進係を廃止 ●教育研究支援担当を配置 ●学校支援チーム設置 ●中学校昼食提供事業の全面实施 ●黄檗中学校に通級指導教室を開設 ●神明小学校「ことば・きこえの教室」を菟道第二小学校に移転
- 26年 ●宇治市教育振興基本計画の策定 ●教育改革推進室を廃止し、教育支援センターを新設により一貫教育課と教育支援課を設置 ●宇治中学校新校舎竣工
- 27年 ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律公布 ●宇治市総合教育会議設置 ●宇治市スポーツ推進計画策定
- 28年 ○学校教育法等の一部を改正する法律公布 ●宇治市公立幼稚園検討委員会設置 ●小倉小学校給食棟完成 ●京都市図書館との相互利用開始
- 29年 ●「宇治市源氏物語ミュージアムリニューアル基本構想」及び「宇治市源氏物語ミュージアムリニューアル基本設計」を策定 ●宇治市公立幼稚園検討委員会からの提言 ●副読本による「宇治学」の授業実施 ●南部小学校に通級指導教室を開設 ●中央図書館の平日の開館時間延長 ●グラウンド・ゴルフ場新設コース整備、全面供用開始 ●宇治公民館閉館

- 30年 ○小学校で道徳が「特別の教科」となる ●榎島小学校に通級指導教室を開設 ●宇治中学校に通級指導教室を増設 ●源氏物語ミュージアムリニューアル ●神明・木幡幼稚園で預かり保育試行 ●宇治市図書館事業計画策定 ●中学校給食検討委員会設置
- 31年 ○幼児教育・保育の無償化
(令和 元年) ●学校教育課を学校管理課に改称し管理係と保健給食係の2係体制とする。一貫教育課から学校教育課に改称し、学事係と教育指導係の2係体制とする。教育支援課の適応指導係を児童生徒支援係に改称 ●宇治市総合野外活動センター開所20周年 ●「公民館の今後のあり方について」答申 ●不登校児童生徒自立支援教室（Uji ふれあい教室）を宇治市生涯学習センター内に移転 ●神明小学校に通級指導教室を開設 ●東宇治幼稚園で3年保育試行 ●宇治市中学校給食基本構想策定
- 2年 ○新型コロナウイルス感染症が流行
●教育総務課に学校規模適正化推進室を設置し、生涯学習課生涯スポーツ係を文化スポーツ課に移管。青少年指導センターを廃止。青少年電話相談室をふれあい教育相談へリニューアル ●大久保幼稚園を廃園 ●大久保青少年センターを大久保幼稚園跡地に移転 ●源氏物語ミュージアム企画管理係と歴史資料館歴史資料係を統合して博物館管理課を新設し、企画学芸係と資料学芸係の2係体制とする ●南宇治中学校に通級指導教室を開設 ●児童生徒1人1台端末の配備
- 3年 ●学校教育課に教育 ICT 推進室を設置 ●電子図書館サービスの開始 ●宇治市立幼稚園全園で預かり保育試行 ●小倉小学校に通級指導教室を開設 ●「第2次宇治市教育振興基本計画」、「宇治市子どもの読書活動推進計画（第三次推進計画）」、「第2次宇治市図書館事業計画」を策定
- 4年 ○宇治市所有（歴史資料館所蔵）「宇治茶の生産・販売用具」397点（生産用具286点、販売用具111点）が国登録有形民俗文化財に登録された
●教育総務課の学校規模適正化推進室を廃止し、学校改革推進課を設置。学校教育課の教育 ICT 推進室を教育 ICT 推進係とし、教育支援課の学校支援係と児童生徒支援係を統合し子ども・学校支援係とする ●学校評議員制度を廃止し、市立全小中学校にコミュニティ・スクール（学校運営協議会と地域学校協働活動）を導入
●御蔵山小学校通級指導教室開設 ●電子図書館サービス学校連携事業を開始 ●視覚障害者専用電子図書館サービスを開始
- 5年 ○こども家庭庁設置
●福祉こども部に教育部職員と福祉こども部職員で構成する乳幼児教育・保育支援センター準備室を設置
●大久保小学校通級指導教室開設
- 6年 ●学校改革推進課に開校準備係を新設 ●木幡中学校に通級指導教室開設 ●「宇治市教育 DX 推進計画」を策定

歴代教育委員（公選制 昭和27年11月1日～昭和31年9月30日 任命制 昭和31年10月1日～）

	氏名	在任期間
1	松井 隆之助	昭和 27 年 11 月 1 日 ～ 昭和 28 年 3 月 31 日
2	上 林 道 夫	昭和 27 年 11 月 1 日 ～ 昭和 39 年 9 月 30 日
3	中西 太 一 郎	昭和 27 年 11 月 1 日 ～ 昭和 37 年 9 月 30 日
4	中 原 貴 一	昭和 27 年 11 月 1 日 ～ 昭和 31 年 9 月 30 日
5	藤 原 了 然	昭和 27 年 11 月 1 日 ～ 昭和 31 年 9 月 30 日
6※	藤本 清治郎	昭和 27 年 11 月 1 日 ～ 昭和 30 年 5 月 12 日
7	新 庄 義 信	昭和 28 年 4 月 1 日 ～ 昭和 31 年 9 月 30 日
8※	松 下 林	昭和 30 年 5 月 13 日 ～ 昭和 31 年 9 月 30 日
9	平 岡 瞬 一	昭和 31 年 10 月 1 日 ～ 昭和 42 年 9 月 30 日
10	服 部 清 三	昭和 31 年 10 月 1 日 ～ 昭和 39 年 1 月 31 日
11	小 山 健 三	昭和 31 年 10 月 1 日 ～ 昭和 39 年 9 月 30 日
12	森 重 市	昭和 38 年 1 月 5 日 ～ 昭和 39 年 3 月 31 日
13	北 島 勇	昭和 39 年 3 月 12 日 ～ 昭和 48 年 9 月 30 日
14	田 島 の ぶ	昭和 39 年 10 月 1 日 ～ 昭和 47 年 11 月 30 日
15	岡 田 憲 三	昭和 39 年 10 月 1 日 ～ 昭和 47 年 9 月 30 日
16	堀 井 信 夫	昭和 39 年 10 月 1 日 ～ 昭和 47 年 9 月 30 日
17	山 崎 忠 男	昭和 42 年 12 月 22 日 ～ 昭和 46 年 12 月 21 日
18	森 龍 吉	昭和 47 年 11 月 1 日 ～ 昭和 55 年 3 月 22 日
19	宮 城 宏	昭和 47 年 11 月 1 日 ～ 昭和 62 年 3 月 31 日
20	山 本 泰 雄	昭和 47 年 9 月 1 日 ～ 昭和 59 年 8 月 31 日
21	奥 田 弘	昭和 48 年 1 月 27 日 ～ 昭和 57 年 12 月 25 日
22	依 田 孝 一	昭和 48 年 10 月 1 日 ～ 昭和 56 年 9 月 30 日
23	大 谷 實	昭和 56 年 7 月 3 日 ～ 平成 9 年 7 月 2 日
24	岩 本 昭 造	昭和 56 年 10 月 12 日 ～ 平成 9 年 10 月 11 日
25	古 池 二 巳 雄	昭和 57 年 12 月 26 日 ～ 平成 2 年 12 月 25 日
26	服 部 宏	昭和 59 年 10 月 8 日 ～ 平成 12 年 10 月 7 日
27	久 保 一 雄	昭和 62 年 10 月 8 日 ～ 平成 16 年 10 月 31 日
28	岩 渕 淳	平成 2 年 12 月 26 日 ～ 平成 14 年 12 月 25 日
29	金 川 琢 郎	平成 9 年 10 月 12 日 ～ 平成 23 年 9 月 30 日
30	谷 口 道 夫	平成 9 年 10 月 12 日 ～ 平成 17 年 10 月 11 日
31	八 木 八 重 子	平成 12 年 10 月 8 日 ～ 平成 22 年 3 月 31 日
32	久 富 明 宏	平成 14 年 12 月 26 日 ～ 平成 26 年 12 月 25 日
33	木 原 由 佳 里	平成 16 年 11 月 1 日 ～ 平成 20 年 10 月 31 日
34	石 田 肇	平成 17 年 10 月 12 日 ～ 平成 29 年 10 月 11 日
35	切 明 友 子	平成 20 年 11 月 1 日 ～ 平成 24 年 10 月 31 日
36	西 野 正 博	平成 22 年 4 月 1 日 ～ 平成 28 年 10 月 7 日
37	中 筋 齊 子	平成 23 年 10 月 1 日 ～ 現 在
38	金 丸 公 一	平成 24 年 11 月 1 日 ～ 令和 2 年 10 月 31 日
39	里 村 一 成	平成 26 年 12 月 26 日 ～ 平成 28 年 3 月 31 日
40	小 山 栄 子	平成 28 年 4 月 1 日 ～ 現 在
41	加 賀 爪 毅	平成 28 年 10 月 8 日 ～ 現 在
42	左 聡 一 郎	令和 2 年 11 月 1 日 ～ 現 在

※議会選出。

（令和6年11月1日現在）

歴代教育長

	氏名	在任期間
1	松井 隆之助	昭和 27 年 11 月 1 日 ~ 昭和 28 年 3 月 31 日
2	新 庄 義 信	昭和 28 年 4 月 1 日 ~ 昭和 31 年 9 月 30 日
3	中西 太一郎	昭和 31 年 10 月 1 日 ~ 昭和 37 年 9 月 30 日
4	森 重 市	昭和 38 年 1 月 10 日 ~ 昭和 39 年 3 月 31 日
5	北 島 勇	昭和 39 年 4 月 1 日 ~ 昭和 48 年 9 月 30 日
6	依 田 孝 一	昭和 48 年 10 月 1 日 ~ 昭和 56 年 9 月 30 日
7	岩 本 昭 造	昭和 56 年 10 月 12 日 ~ 平成 9 年 10 月 11 日
8	谷 口 道 夫	平成 9 年 10 月 12 日 ~ 平成 17 年 10 月 11 日
9	石 田 肇	平成 17 年 10 月 12 日 ~ 平成 29 年 10 月 11 日
10	岸 本 文 子	平成 29 年 10 月 12 日 ~ 令和 5 年 10 月 11 日
11	木 上 晴 之	令和 5 年 10 月 12 日 ~ 現 在

(令和6年11月1日現在)

歴代委員長

	氏名	在任期間
1	上 林 道 夫	昭和 27 年 11 月 1 日 ~ 昭和 28 年 10 月 31 日
2	藤 原 了 然	昭和 28 年 11 月 1 日 ~ 昭和 29 年 10 月 31 日
3	中 原 貴 一	昭和 29 年 11 月 1 日 ~ 昭和 30 年 10 月 31 日
4	中西 太一郎	昭和 30 年 11 月 1 日 ~ 昭和 31 年 9 月 30 日
5	服 部 清 三	昭和 31 年 10 月 1 日 ~ 昭和 32 年 9 月 30 日
6	上 林 道 夫	昭和 32 年 10 月 1 日 ~ 昭和 33 年 9 月 30 日
7	小 山 健 三	昭和 33 年 10 月 1 日 ~ 昭和 34 年 9 月 30 日
8	上 林 道 夫	昭和 34 年 10 月 1 日 ~ 昭和 35 年 9 月 30 日
9	平 岡 舜 一	昭和 35 年 10 月 1 日 ~ 昭和 36 年 9 月 30 日
10	小 山 健 三	昭和 36 年 10 月 1 日 ~ 昭和 37 年 9 月 30 日
11	上 林 道 夫	昭和 37 年 10 月 1 日 ~ 昭和 38 年 9 月 30 日
12	平 岡 舜 一	昭和 38 年 10 月 1 日 ~ 昭和 40 年 9 月 30 日
13	岡 田 憲 三	昭和 40 年 10 月 1 日 ~ 昭和 41 年 9 月 30 日
14	堀 井 信 夫	昭和 41 年 10 月 1 日 ~ 昭和 47 年 9 月 30 日
15	山 本 泰 雄	昭和 47 年 11 月 25 日 ~ 昭和 48 年 11 月 24 日
16	奥 田 弘	昭和 48 年 11 月 25 日 ~ 昭和 57 年 12 月 25 日
17	古 池 二 巳 雄	昭和 57 年 12 月 26 日 ~ 平成 2 年 12 月 25 日
18	岩 淵 淳	平成 2 年 12 月 26 日 ~ 平成 14 年 12 月 25 日
19	八 木 八 重 子	平成 14 年 12 月 26 日 ~ 平成 22 年 3 月 31 日
20	西 野 正 博	平成 22 年 4 月 1 日 ~ 平成 28 年 10 月 7 日
21	加 賀 爪 毅	平成 28 年 10 月 11 日 ~ 平成 29 年 10 月 10 日

(令和6年11月1日現在)

2. 令和6年度の重点取組

【1】小中一貫教育の推進

小中一貫教育推進

各中学校ブロックで、小中一貫教育推進の要となる小中一貫教育ラーニングコーディネーターを選任し、その活動を推進するために市費負担の非常勤講師を後補充として配置します。

また、小中一貫教育を総合的に推進するために「宇治市小中一貫教育推進協議会」を設置し、小中一貫教育に関する取組全般の進行管理を行うと共に、取組内容の点検・確認や改善点についての意見交換等を行います。

また、児童生徒一人ひとりが質の高い学力を身につけるため、全ての中学校ブロックに英語指導助手（AET）と学校司書を配置する他、これまでの教育実践に学習用タブレット端末をはじめ、ICT（情報通信技術）を効果的に取り入れた授業改善を進める等、教育環境の充実を行います。

令和8年4月の開校に向けて整備を進めている（仮称）西小倉地域小中一貫校については、令和6年2月から校舎建築工事等に着手しております。工事期間中、子どもたちにとって安全であり、より良い整備となるように努めていきます。

【2】学校施設環境の充実

小学校・中学校大規模改造事業

老朽化が進む学校施設において、安全・安心の確保、トータルコストの縮減を図りながら、計画的に整備を図ります。

令和6年度は校舎及び体育館の長寿命化改修工事等を実施し、教育環境の充実を図ります。

給食センター整備事業

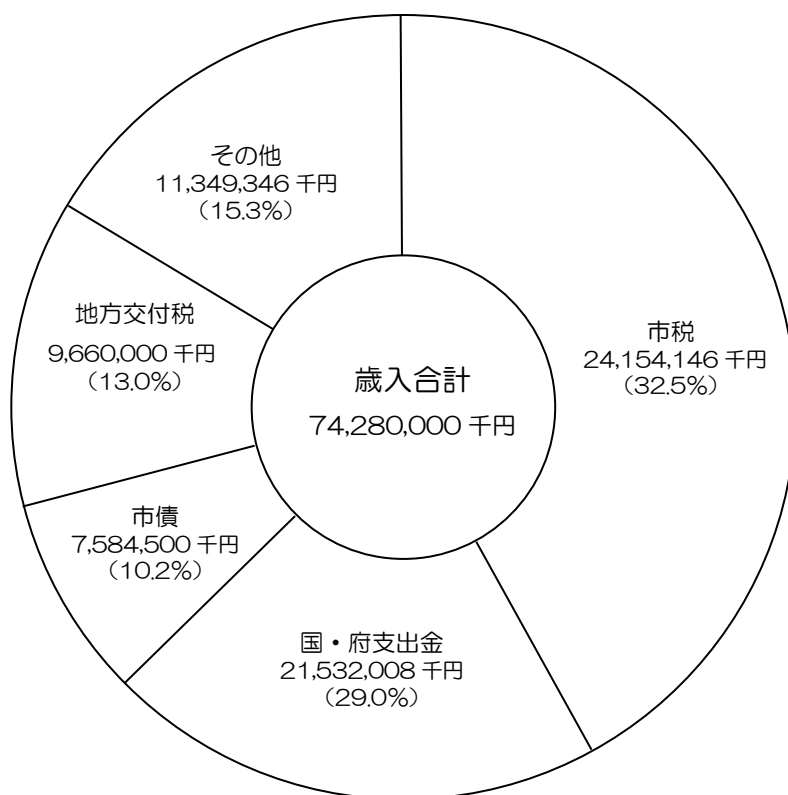
令和8年度からの中学校給食の提供開始を目指し、令和6年度は、令和5年度に引き続き、設計・施工一括発注方式（DB方式）による給食センターの整備及び用地取得等をすすめます。

3. 教育財政

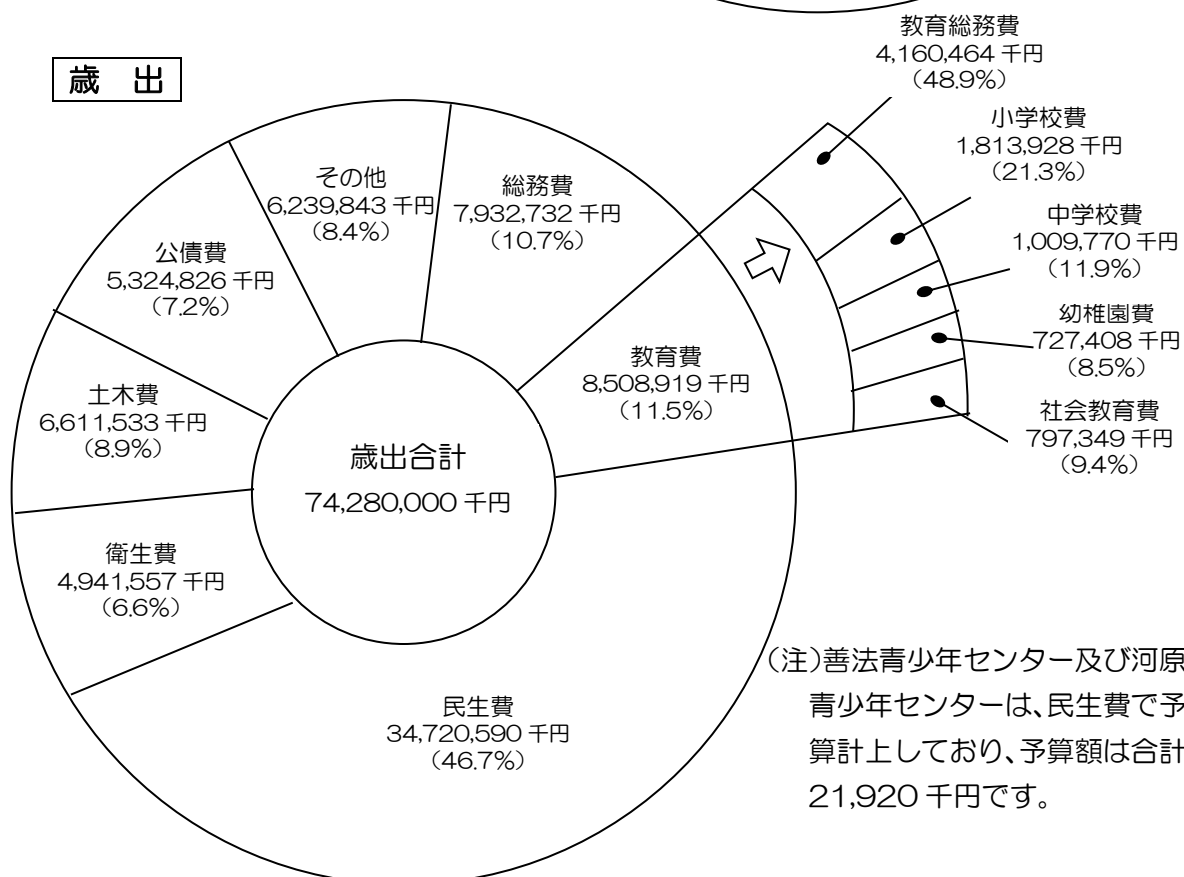
(1) 予 算

令和6年度一般会計予算、教育予算（当初予算）

歳 入



歳 出



(注)善法青少年センター及び河原青少年センターは、民生費で予算計上しており、予算額は合計21,920千円です。

(2) 決 算

① 決算額の推移

※①～⑥ 令和5年度は決算見込額

区分 \ 年度	30	令和元	2	3	4	5
一般会計 一歳出合計 (A) 千円	62,204,573	62,976,479	86,516,727	71,517,486	70,348,347	72,146,262
上記のうち 教育費 (B) 千円	6,230,813	5,294,123	6,261,882	4,434,667	4,840,377	6,748,266
B/A %	10.0	8.4	7.2	6.2	6.9	9.4
教育費のうち 学校建設費 (C) 千円	—	—	—	—	101,515	1,359,534
C/B %	—	—	—	—	2.1	20.1

② 人口1人当たりの教育費決算額

(単位千円・人・円)

区分 \ 年度	30	令和元	2	3	4	5
教育費決算額 ①	6,230,813	5,294,123	6,261,882	4,434,667	4,840,377	6,748,266
人口(年度末) ②	186,657	185,472	184,432	182,841	181,616	180,210
1人当たり教育費 ①/②	33,381	28,544	33,952	24,254	26,652	37,447

③ 児童1人当たりの小学校費決算額

(単位千円・人・円)

区分 \ 年度	30	令和元	2	3	4	5
小学校費決算額 ③	2,072,548	1,985,640	2,557,090	1,481,177	1,657,850	2,000,297
児童数(5月1日) ④	9,937	9,647	9,355	9,090	8,857	8,562
1人当たり小学校費 ③/④	208,569	205,830	273,339	162,946	187,180	233,625

④ 生徒1人当たりの中学校費決算額

(単位千円・人・円)

区分 \ 年度	30	令和元	2	3	4	5
中学校費決算額 ⑤	857,987	835,947	1,113,551	581,195	582,160	851,968
生徒数(5月1日) ⑥	4,847	4,791	4,786	4,745	4,604	4,421
1人当たり中学校費 ⑤/⑥	177,014	174,483	232,668	122,486	126,447	192,709

⑤ 園児1人当たりの幼稚園費決算額

(単位千円・人・円)

区分 \ 年度	30	令和元	2	3	4	5
幼稚園費決算額	576,231	706,624	806,582	783,028	757,873	713,698
上記のうち公立幼稚園関係の経費 ⑧	169,743	167,287	152,264	145,543	147,478	134,505
公立幼稚園施設型給付費	149,647	154,276	142,518	134,790	137,218	123,436
公立幼稚園児数 (5月1日) ⑨	94	128	112	95	75	86
1人当たり幼稚園費⑧/⑨	1,805,777	1,306,930	1,359,500	1,532,028	1,966,368	1,564,012

⑥ 人口1人当たりの社会教育費決算額

(単位千円・人・円)

区分 \ 年度	30	令和元	2	3	4	5
社会教育費決算額⑩	1,854,993	895,824	883,915	701,767	789,919	873,472
人口(年度末) ⑪	186,657	185,472	184,432	182,841	181,616	180,210
1人当たり社会教育費 ⑩/⑪	9,938	4,830	4,793	3,838	4,349	4,847

4. 宇治市教育の日・宇治市子ども読書の日

(1) 宇治市教育の日

少子高齢化や家族規模の縮小が一層進む社会に対応するため、教育の在り方が見直され、国や京都府の新しい時代の教育施策が進められています。

宇治市では、教育に対する市民の皆様の意識や関心を高めていただき、学校・家庭・地域社会が一層連携を深めて本市教育の充実及び発展を図るため、毎年11月第1土曜日を「宇治市教育の日」とし、11月を「宇治市教育月間」とする要綱を定め、平成17年4月1日に公布しました。

そして、同年11月19日に「宇治市教育の日」制定記念式典を催し、標語並びにシンボルキャラクターを決定しました。

標語

「この学び 未来の私に プレゼント」

シンボルキャラクター

「ハチャ君」



お茶をモチーフに、活力とうるおいのある宇治市の未来に向けて、生き生きと積極的に歩み出す姿をイメージしています。

(2) 宇治市子ども読書の日

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

宇治市では、社会全体で子どもの自主的な読書活動の推進を図るため、平成19年3月に「宇治市子どもの読書活動推進計画」、平成24年3月に第二次推進計画、令和4年3月に第三次推進計画を策定しました。すべての子どもがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、また、乳幼児期から読書に親しむことができるような環境づくりや、家庭・地域・学校が相互に連携・協力した様々な取組を行っています。

そして、本計画に基づき、子どもの読書活動への理解と協力を広く求め、市全体で子どもの読書活動を推進するため、「宇治市教育月間」及び「秋の読書週間」の期間内である11月1日を本市独自の「宇治市子ども読書の日」として制定しました。

「宇治市子ども読書の日」を中心とした約1カ月間、読書に関わる様々な取組を行い、子どもの読書活動の推進を重点的に図ります。

Ⅲ. 宇治市教育振興基本計画

1. 計画の基本事項

(1) 計画策定の趣旨

本市では、2014（平成 26）年 3 月に第 1 次となる「宇治市教育振興基本計画」（計画期間：2014（平成 26）年度から 2021（令和 3）年度）を策定しました。この計画は、市政の最上位計画である「宇治市第 5 次総合計画」（計画期間：2011（平成 23）年度から 2021（令和 3）年度）の教育分野の計画に位置付けられ、教育委員会・学校・行政組織が取り組む教育指針となるものであり、「家庭・学校・社会でささえる宇治のひとづくり・まちづくり」を教育理念に掲げ、義務教育 9 年間を見通した小中一貫教育の推進に取り組んできました。また、一人ひとりの多様な生涯学習活動を市民の社会還元力に発展させることを定め、市民の学習の成果を発信し、交流することを促し、学習成果が循環する社会の構築を目指してきました。

こうした「教育振興基本計画」の基本的な考え方を継承し、「宇治市第 6 次総合計画」で示している教育分野におけるまちづくりの方向をはじめ、国の「第 3 期教育振興基本計画」及び京都府の「第 2 期京都府教育振興プラン」の考え方を踏まえ、少子高齢化の進行による人口減少、新型コロナウイルス感染症対策や社会環境の変化など、時代の潮流を見据えながら、これまで推進してきた「宇治市小中一貫教育と学校規模等適正化の方向～NEXUSプラン～」の考えも盛り込みつつ、これからの時代にふさわしい本市の教育施策の指針となる「第 2 次宇治市教育振興基本計画」を策定するものです。

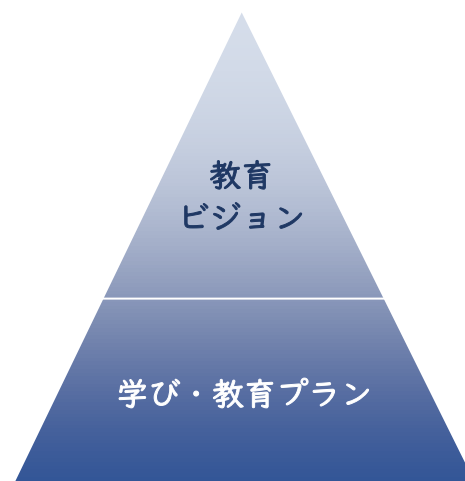
(2) 計画構成と計画期間

① 教育ビジョン

市の教育行政の「教育理念」「目指す人間像」を明らかにし、その実現に向けた「施策体系」を示します。期間は 12 年間（2022（令和 4）年度～2033（令和 15）年度）。
※期間中の見直しあり

② 学び・教育推進プラン

教育ビジョンの施策体系に基づき、各施策の「現状・課題」「推進施策と主な取組」「目標値」と、「計画の推進体制」を示します。期間は 12 年間（2022（令和 4）年度～2033（令和 15）年度）。
※期間中の見直しあり



2. 教育ビジョン

教育理念

家庭・学校・地域でささえる
宇治のひとづくり・まちづくり

目指す人間像

「ふるさと宇治」を愛し、グローバルな視点に立ち、
社会の変化を前向きにとらえ、主体的に考え行動し、
よりよい人生と「あすの宇治」を創り出せる人

計画推進の視点



取り組む施策

1 自律的かつ協働的な学びの創造	2 多様性を尊重し包容力ある人間性の涵養	3 しなやかで健やかな身体 ^{からだ} の育成	4 学びを促す学校内外の環境整備	5 家庭・学校・地域の連携・協働促進	6 市民が学び合う生涯学習社会の進展	7 歴史と文化の継承・活用
------------------	----------------------	----------------------------------	------------------	--------------------	--------------------	---------------

Ⅳ. 教育委員会の事務事業点検評価

1. 点検評価の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地教行法」という。）第26条において、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」と規定されているため、「宇治市教育委員会の所管する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書」を毎年作成しています。

本報告書には、同条の規定に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民の皆様への説明責任を果たしていくため、事務事業の取組状況や成果、課題を取りまとめ、それらを踏まえた事業の方向性を記載しています。

2. 点検評価の対象及び方法

令和4年3月に策定した「第2次宇治市教育振興基本計画」では、7つの取り組む施策から構成されています。報告書では、施策に基づき令和4年度に実施した事務事業の取組実績や、効果、課題等を取りまとめています。

また、地教行法第26条の規定により、「点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」とされていることから、報告書の作成に際し、外部の有識者へ意見を求め、教育振興基本計画の施策体系ごとの課題や今後の方向性などに対する評価・意見等、及び総括意見をいただきました。

以降、報告書（令和4年度実施事業分）より各施策における外部委員評価・意見等並びに総括意見を抜粋しています。

令和4年度 各施策の進捗状況、成果及び課題に対する評価・意見等

竺沙知章（京都教育大学教授）

藤村祐子（滋賀大学准教授）

【施策1】自律的かつ協働的な学びの創造

施策1は、自律的かつ協働的な学びの創造を目指すプランである。従来は、学力向上を目標とされていたが、子どもの学びを深めていく目標となり、より高度な教育を目指すものとなった。それだけに、各学校、各教員において、授業力の向上、新たな授業の創造が求められるであろう。

この施策では、引き続き、小中一貫教育の取組を核にして取組がなされている。取組の効果、今後の方向性・課題等について、小中一貫教育の取組をもとに記述がなされている。小中一貫教育については、10年が経過し、ラーニングコーディネーターを中心に、各ブロックの実態に応じた取組が着実になされていると思う。コロナ対応3年目で様々な工夫がなされ、取組の幅が広がっている印象を持つ。小中一貫教育推進協議会での協議、活動は活発になされていると思う。

令和元年度に策定された「効果のある宇治市方式を進めるアクションプラン」に基づく教育委員会と校長会とが協働して国語の力を向上させる取組が注目され、学力の向上・改善につながっている、と評価されているが、全国学力・学習状況調査における小6国語：D・C層の割合は、令和2年度と比べると増加している。特にC層の増大が目立っている点が気になる。数値目標と関連づけて、評価をする必要があると思う。

学校の授業時間以外の勉強時間が平日1日当たり30分に満たない子どもの割合が、令和2年度よりかなり割合として増大している点が気になる。「自律的な学び」を創造するうえで克服すべき課題であると思う。その要因を探って対策を考えるなど点検評価を行う必要があると思う。

主な取組で、学校図書館費による図書館教育の充実が注目される。授業支援を行うことができた、と評価されている。この事業による取組が施策1の目標にどのようにつながっているのか、総括の評価でも触れる必要があるのではないかと。また英語指導助手設置費による英語指導助手の派遣、基礎学力課題支援費による非常勤講師の配置や教材・参考図書の配布なども重要な事業だと思うので、総括の評価でも触れた方がよいように思う。

【施策2】多様性を尊重し包容力ある人間性の涵養

施策2では、特別支援教育に関わる取り組みが中心となっている。総合教育会議においても、インクルーシブ教育をテーマに活発に議論が行われていた。取組の効果、今後の方向性・課題等を見ると、就園支援委員会、就学支援委員会の役割が重要になっていることがわかる。医療的ケアを実施するための学校の実施体制の整備や管理体制の構築を進め、受け入れ体制を整備することが課題として挙げられており、今後、より充実させていくことが展望できる。

いきいき学級支援員設置費による支援員の配置、小・中学校「総合的な学習の時間」推進費による外部人材の活用、学校支援チーム活動費による様々な専門家の派遣、心と学びのパートナー派遣事業費による相談員の派遣、不登校児童生徒支援事業費や家庭教育アドバイザー事業費による福祉部局との連携など、外部の人材や関係機関との連携を積極的に進めて、様々な困難を抱える子どもや家庭への支援に取り組まれている。それだけに、各学校においてうまく関係を調整し、組織的に支援できるように取り組んでいくことが大切であると思う。

不登校について、不登校児童生徒自立支援教室により、教室に通う児童・生徒のほとんどが学

校復帰したり部分登校や好転につながっており、成果が表れていると思うが、不登校の問題は引き続き、深刻な問題になっていると思われるので、現状を点検評価しながら、その対策を検討していく必要があると思う。そのためには、教員の児童・生徒理解の質を高めていく研修が重要になると思う。生徒指導研究推進費により取り組まれるべきではないだろうか。今後の方向性・課題等において、不登校の児童・生徒にどのように向き合っていくのか、言及があってもよいように思う。

施策2については、施策1の(5)多様なニーズに応じた教育の充実とも密接に関連すると思う。それぞれの取り組みがうまく重なり合いながら成果を上げていくことを期待したい。

【施策3】しなやかで健やかな身体（からだ）の育成

新型コロナウイルス感染症対策と関連が強い施策であると思う。新型コロナウイルス感染症により生活習慣に少なからず影響を受けている児童・生徒が多いのではないかと推測される。身体に関わる教育は、今後、一層、重要となると思われる。児童・生徒自ら、自分や他の人の健康や安全に配慮できるようになることが大切であると思う。個人的に取り組むだけでなく、友人とともに、体を動かしたり、お互いに健康に配慮しあう習慣を身につけていくことが必要であると思う。一朝一夕に成果が出るものではないので、地道に取り組んでいくことが必要であろう。

情報モラルの育成は、生活習慣をはぐくむということで施策3として取り組まれていることと思うが、施策2に位置づけられているいじめともかかわる問題であり、人権教育としても取り組まれる課題でもある。またその育成を担う教員の情報モラルの見識を高める研修も必要になるように思う。施策2、施策4とも連動させて取り組む必要があると思う。

【施策4】学びを促す学校内外の環境整備

施策4は、学びを促す学校内外の環境整備を課題とするものであり、施策1から3の取組とも密接にかかわる重要な施策である。取組の効果、今後の方向性・課題等を見ると、ICT活用に関わる取り組み、教員研修を中心に評価がなされていることがわかる。学校内での通信環境の改善、家庭学習でもタブレット活用できるように家庭への支援を行うなど、ICT活用に向けた環境整備に積極的に取り組まれていると思う。特に教育情報ICT化推進事業費によるアンケートやヒアリングの調査を実施し現状を探るとともに、教育DX推進検討会議、分野別専門部会の会議を開催し、教育委員会と教職員が指導のあり方や業務の効率化などについて協議を重ねるなど、市全体で教育情報ICT化に向けて活発に取り組んでいると思う。

教員のICT活用については、授業中にICT活用して指導する能力がある教員の割合が、令和2年度から令和4年度にかけて著しく増加しており、教員の能力向上が実現していると思う。研修や教員への支援の成果と見ることはできないのではないか。ただ授業研究などの校内研修の実施状況については、新型コロナウイルス感染症の影響があったものの、令和4年度は令和2年度に比べてかなり減少しており、改善が必要であると思う。

施策4の推進施策と主な取組を見ると、(1)教育の機会均等の保障・充実、(2)児童虐待防止への対応が掲げられており、これらの具体的取組は、施策2と重なる内容であり、関係機関、とりわけ福祉部局との連携が重要となるものである。施策2と連動させながら、教育の環境整備という観点から施策4における評価を行う必要があるであろう。また(3)教職員の指導力向上は、施策1や施策2と密接にかかわることから、施策1や施策2の取組と関連づけながら評価していくことも必要であろう。

【施策5】家庭・学校・地域の連携・協働促進

施策5は、家庭・学校・地域の連携・協働促進であり、教育基本法にも規定されている重要な取組である。推進施策と主な取組の（1）に示されているように、コミュニティ・スクールの推進が制度的な面でもあり、重要な取組である。令和4年度において、すべての学校において学校運営協議会を設置し、地域学校協働活動をスタートさせることができたことと取組の効果として述べられている。活動が始まったばかりであり、実質的な成果は、経験を重ねる中でじわじわと表れてくるものと思われるが、小中一貫教育推進協議会では、コミュニティ・スクールとしての取組と小中一貫教育とを同時に進めることはかなり厳しいということが率直に発言されている。本来であれば、小中一貫教育を支え、より活性化する役割を果たすものであるはずなので、実施体制や活動計画を小中一貫教育と連動させるように検討していくことが必要であると思う。その意味で、今後の方向性・課題等でCSコーディネーターや統括コーディネーターの役割が明記されているように、コーディネーターが問題意識をもって推進していく必要があると思う。

社会教育施設などでの各種事業・教室等は活発であると思う。新型コロナウイルス感染症対策を講じながらの実施で、制約がある中でも、利用者数を大幅に増加させることができたのは重要な成果であると思う。学校外での様々な活動は子どもの成長を豊かにするものであり、継続していただきたい。さらには、ポストコロナの状況となったとしても、新型コロナウイルス感染症が完全に収束することは難しいことを考えると、子ども、保護者、地域の方々の不安感により多様になり、敏感になってくることが予想される。その意味で家庭・学校・地域の連携は一層重要になってくると思う。ポストコロナを見据えながら取組を進めていくことが必要であろう。

また推進施策と主な取組の（2）家庭の教育力の向上・子育て支援の推進は、施策2とも関わるものである。多様性に配慮して施策2とも連動させて取り組んでいく必要があると思う。

【施策6】市民が学び合う生涯学習社会の進展

生涯学習センターや公民館での活動が、新型コロナウイルス感染症の影響も受けながらも、活発に行われていると思う。また情報格差の解消のため、ICTに関する事業に取り組んだり、防災等の社会状況に即した学習テーマについて、受講者層に合わせた内容で複数開催したり、市民のニーズに合うように工夫がなされている点も注目される。市民まなびの集い（宇治まなびんぐ）は、市民公募で実行委員会が組織されるなど、市民参加による生涯学習の企画、実施が行われており、まちづくりとしても重要な取組であると思う。その他、障害者教室の開催により、障害がある人・ない人が共に学ぶ講座を設けられ、共生社会の形成に向けて市民の共通理解を進め、インクルーシブな学びの機会が整備されている。また公民館活動費による事業を見ても、公民館で多くの講座や事業が実施され、多くの市民が参加している。

以上から、宇治市教育振興計画で掲げられている「市民が学び合う生涯学習社会」に向かって、着実に歩みを進められていると思う。また生涯学習では図書館の役割も重要である。市民にとって魅力的な取組も行われていると思われるので、生涯学習との関連でその点検評価も行っていただきたいと思う。それが図書館の利用しやすさ「満足」につながっていくものと思う。

【施策7】歴史と文化の継承・活用

宇治の貴重な歴史や文化を守り、継承していくことは、宇治市の重要な使命でもあると思う。源氏物語ミュージアムや歴史資料館などを中心に、歴史と文化の継承・活用が活発に行われていると評価できる。

特に、源氏物語ミュージアムに関しては、展示や講座開催、広報と活発に取組がなされており、

多くの入館者、参加者を得ている。今後は、海外からの旅行者も増加していくことが見込まれることから、広報に力を入れて、歴史や文化に対する理解者を増加させ、歴史の町としての知名度をいっそう高めて、そのステータスを向上させることが期待される。

施策7では、子どもたちへの教育普及活動も重要であると思う。推進施策と主な取組の(3) 歴史資料館の充実・活用の中で、学校へのアウトリーチ活動があげられており、学校教育としても活用されることが目指されている。資料からはその点が確認できなかったので、次年度以降、学校教育向けの取組についても点検評価に取り組んでいただきたい。

宇治市教育委員会事務執行の評価に関する総括意見

竺沙知章（京都教育大学教授）

藤村祐子（滋賀大学准教授）

まとめ

令和4年度は、第2次宇治市教育振興基本計画の初年度である。第1次の実績を踏まえながら、今日の状況や将来を見据えて、目標設定、施策の計画が適切に策定されていると思う。施策体系を7つに整理して策定されたことにより、宇治市教育委員会が、どのようなビジョンにより、どのような取組を進めていくのか、より明確になったように思う。

評価報告書についても簡潔にまとめる工夫もなされているように思う。施策ごとに、取組の効果、今後の方向性・課題等が簡潔にまとめられている。外部委員の評価、意見は、それらを踏まえながら検討することができることから、点検評価をスムーズに行うことができたように思う。

教育委員の活動を見ると、まだ行動制約がある中で、必要な取組を進めていたことがわかる。学校教育において、ポストコロナを見据えて様々な取組を見直すことが求められていると思うが、教育委員についても、あらためてその役割について考えられたことと思う。今後は、様々な制約により子どもたちは様々な影響を受けていることが考えられる。いっそう子どもたちの変容にきめ細かに向き合っていくことが必要になるように思う。

第2次宇治市教育振興基本計画の重要な特徴の1つは、SDGsとの関連を明確にして計画を策定されたことにある。SDGsから見た第2次宇治市教育振興基本計画として、17の目標について、関連する各施策の推進策と主な取組を一覧にしてまとめられている。これにより明確になったのは、施策1において10の目標が、施策4では12の目標が位置づけられており、この2つの施策がSDGsとの関連では特に重要な施策であるということである。このように、SDGsと関連づけることは、より大きなビジョンの中で各施策を意味づけることになり、その意義を高めていくことにもなると思う。各施策は、その観点からも点検評価をしていくことも必要になってくるであろう。

またSDGsの各目標を達成していくという観点から見れば、1つの目標について複数の施策が位置づけられることから、各施策の取組を調整しながら目標達成に向けて取り組むことも必要になると思う。各施策の評価、意見においても述べていることだが、他の施策とも関連のある推進施策、取組もあり、その場合は他の施策と連動させて、その成果、課題を評価していくことも必要だと思う。複数の施策にまたがった取組は特に重要なものであることから、点検評価についてもいねいに進めていただきたい。

第2次宇治市教育振興基本計画の各取組は、初年度としては、順調に滑り出したと言ってもよいと思う。すでに目標値に達している取組もある。持続可能な社会について、子どもも含めて、市民全体で取組を進めるという理念を大切にして、施策を進めていくことが重要であると思う。

なお、本意見書は、藤村祐子（滋賀大学准教授）と竺沙知章（京都教育大学教授）とが意見交換を重ねて原案を作成し、最終的には竺沙の責任でまとめたものである。

.....

学 校 教 育

.....

I. 学校教育の重点

II. 小中一貫教育

III. 学校施設

IV. 学校教育

V. 教育指導

VI. 青少年行政

I. 学校教育の重点

令和6年度 学校教育重点取組事項

第2次宇治市教育振興基本計画で示された「教育ビジョン」の実現に向けて、宇治市立幼稚園、小・中学校における令和6年度の努力点となる重点取組事項を以下に示しています。本市各園・校では、経営計画等に反映し、その具現を図る教育活動を展開します。

●学力の充実・向上

- ・「効果のある宇治市方式を進めるアクションプラン」の着実な実施
- ・ICTの効果的な活用による授業改善
- ・非認知能力と認知能力を一体的に育む取組の推進

●不登校対策の充実、いじめ対策の推進

- ・児童生徒の「自己指導能力」の育成
- ・自分自身の大切さと他の人の大切さを認めることができる人権教育の展開
- ・魅力ある学校づくり
- ・学校の組織的な対応力の充実

●インクルーシブ教育の推進

- ・通常学級も含めた学校全体で取り組むという教職員の意識改革
- ・特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する指導及び支援の充実
- ・「個別の教育支援計画」を活用した切れ目ない支援の充実

●保幼小連携・接続の推進

- ・地域の小学校と就学前施設の顔の見える関係づくり
- ・園・小が連携・協働したアプローチカリキュラム・スタートカリキュラムの作成・実践・改善

義務教育9年間を見通した小中一貫教育の推進

義務教育9年間を通して、児童生徒の発達段階に応じた系統的・継続的な学習指導や生徒指導を行うことにより、学力の充実・向上を図るとともに豊かな人間性や社会性をはぐくみ、「将来の夢を持ち、自己実現に向けた努力ができる子ども」を育成する。

(1) 系統的・継続的な学習指導・生徒指導の充実

(ア) 9年間を見通した子どもの学びのつながり

- 小中一貫教育ラーニングコーディネーターが要となり、構築した体制を活用した学力向上に関する取組を企画実行するとともに、「義務教育9年間の円滑な接続に配慮した年間指導計画（宇治スタンダード）」に基づき、小学校と中学校の各指導内容を9年間のまとまりとしてとらえ、内容の系統性や児童生徒の発達の段階を踏まえ、系統的・継続的な学習指導を推進する。
- 「効果のある宇治市方式を進めるアクションプラン」による学力の充実向上を図るため小中一貫教育ラーニングコーディネーターは、各中学校ブロックで共通の児童生徒の学力課題を明確にし、9年間の学びを見通した学力対策の推進を図る。
- 小学校においては、専門性を活かした交換授業や専科指導により、学習意欲の向上と学習内容の定着を図る。

(イ) 子ども理解・生徒指導の連続性

- あらゆる角度から児童生徒一人ひとりの理解を進め、確かな情報を共有し、小・中学校間の丁寧できめ細やかな引き継ぎを行うとともに、就学前及び将来をも見通した組織かつ継続的な連続性のある生徒指導の維持に取り組む。

(2) 中学校ブロックにおける特色ある教育活動の展開

- 「中学校ブロック小中一貫教育推進計画（ジョイントプラン）」に掲げる教育目標や目指す子ども像などに基づき、各中学校ブロックが培ってきた取組を基盤に、各校の校風や伝統を継承する形で特色ある教育活動を展開する。
- 基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るとともに、家庭学習とも関連付けながら学習習慣を身に付けさせ、学びに向かう意欲を向上させることを目指して、中学校ブロックにおける「いしずえ学習」の取組を推進する。
- 「宇治学」（総合的な学習の時間）については、「宇治学」副読本を活用し、地域との関わりや小学校間の関連性、小・中学校間の系統性を高め、児童生徒が探究的に学習を進められるよう、中学校ブロックにおける取組を推進する。
- 義務教育9年間を通して児童生徒の人間関係を豊かにするため、中学校ブロックにおける小学校間、小・中学校間における交流や授業、行事などの合同の取組、また、地域と協働で取り組める活動を企画、精選し、推進する。

(3) 家庭や地域との連携・協働

- 小中一貫教育の取組内容について家庭や地域に向けて「見える化」を進め、ホームページ等を活用した、迅速でタイムリーな情報発信を行うとともに、家庭や地域と連携・協働した取組を充実させる。
- 義務教育9年間を通して家庭・学校・地域と連携・協働しながら、生涯にわたって自ら学び続ける学習習慣の定着及び自己有用感の育成を図る。

○中学校ブロックにおけるPTA・育友会、地域諸団体が互いに連携を強め、家庭・学校・地域が強みをいかしてつながり、積極的に地域で子どもをはぐくむための取組を進める。

(4) 中学校ブロックの推進体制と取組の充実・改善

○(1)～(3)の実現、とりわけ学力の充実・向上に向け、中学校ブロック校長間の強固な連携のもと、小中一貫教育ラーニングコーディネーターを要とする9年間の教育目標や課題を明確にした「中学校ブロック小中一貫教育推進計画（ジョイントプラン）」を策定し、小学校と中学校の教職員が協働して教育活動を展開する小中一貫教育を推進する。

○参観・論議の視点を明確にした授業研究会を柱に小中合同研修会を実施するなど、学力の定着と充実・向上を柱とした小中一貫教育のより一層の推進・充実に向けた研修に取り組む。

学力の充実・向上と個性を伸ばす教育の推進

1. 特色ある学校づくり

学校教育全般にわたって義務教育9年間を見通した創意ある教育活動を展開し、子どもにとって魅力ある学校、家庭や地域とともにある学校を目指すとともに、小中一貫教育を柱とした特色ある学校づくりを通して教育の活性化を図り、未来社会を切り拓いていくために必要な資質・能力を育成していく。

そのため、学校の伝統や校風を大切にし、子どもの姿や地域の実状を十分考慮した教育目標と、それを実現するカリキュラム・マネジメントにより、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を「社会に開かれた教育課程」を介して共有する中で、学校評価などを活用し、組織的・計画的・継続的な実践に努める。

(1) 特色ある学校づくりを推進する体制の確立

○校長は、豊かな識見と的確な判断に立って校務全般に優れた指導力を発揮するとともに、学校経営計画に基づき、多様なニーズに対応した創意ある教育活動を展開し、これを適切に評価することで、その改善に努める。

○校長の指導のもと、全教職員が一致して学校経営計画に沿った教育活動を進める。

○教職員は、校長の経営方針のもと、自ら学校経営に参画し、教育活動の活性化を図る。

(2) 特色ある教育活動の推進

○自校や校区の特色を活かし、家庭や地域社会との連携及び協働のもと、社会総がかりの教育を進める。

○地域の産業や伝統文化等、地域の素材・人材・環境を積極的に活用した特色ある教育を推進する。

(3) 家庭や地域とともにある学校づくりの推進

○地域社会との連携及び協働のもと、学校教育目標や目指す子どもの姿を共有し、その実現を目指す「社会に開かれた教育課程」による教育を推進する。

○学校の教育活動や運営について情報共有するとともに、学校評価、とりわけ学校関係者評価の充実を図り、保護者や地域住民などの学校運営への参加を促進し、家庭や地域から信頼される学校づくりに努める。

○家庭や地域との連携を密接に図り、開かれた学校づくりをより一層推進するとともに、豊かな人

間性の涵養のための教育環境づくりに努める。

2. 学習指導

学習指導要領に掲げる、実際の社会や生活で生きて働く「知識及び技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成、学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」を涵養する。

また、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を組み合わせた教育活動を行う。

小中一貫教育を推進し、中学校ブロック児童生徒の学力の状況を的確に把握・分析し、学習意欲の向上や基礎・基本の徹底、教科・領域における言語活動の充実等、学力の充実・向上のため連携し組織的に授業改善を推進し、さらに、指導と評価の一体化を推進するため、学習指導要領に示す目標に準拠した評価を着実に実施する。

(1) 指導計画の充実と活用

- 学習指導要領に従って編成された教育課程に基づく指導を適切に実施し、児童生徒の実態に応じた効果のある授業改善を図ることで、学力の重要な要素「基礎的・基本的な知識・技能」「知識・技能を活用して課題解決をするために必要な思考力・判断力・表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」をバランスよく育成し、学力の向上を図る。
- 宇治市教育委員会及び宇治市校長会の協働により策定した「効果のある宇治市方式を進めるアクションプラン」に基づき、すべての小・中学校において学力の充実・向上に向けた取組を推進する。
- 「義務教育9年間の円滑な接続に配慮した年間指導計画（宇治スタンダード）」を基本に、中学校ブロックや各校の特色をいかした指導計画の作成とその実践に努める。
- 指導計画に基づく計画的な指導を進めるとともに、授業の振り返りと修正を積み上げ、指導計画や単元構想、指導方法の工夫改善等につなげる。

(2) 指導方法の工夫改善と学習習慣の定着

- 「中学校ブロック小中一貫教育推進計画（ジョイントプラン）」に基づき、小・中学校教員の協働による義務教育9年間を見通した指導の充実に努める。
- 少人数学級、少人数授業、小学校教科専科授業など、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導を一層充実させ、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る。
- すべての学力の基盤となる「国語」の力（読み解く力・書き表す力）の充実・向上を図るため、特に、基礎学力の定着に着目し、各教科等における言語活動の充実を図る。
- 外国語活動及び外国語科では、小・中学校間で指導内容や指導方法等の連携を図り、各学校段階の学びの接続を重視した授業改善に努め、言語活動を通して児童生徒のコミュニケーションを図る素地及び基礎となる資質・能力を育成することを目指す。
- 全国学力・学習状況調査、京都府学力・学習状況調査、宇治市統一学力調査（学びのステップアップ）などを活用して学力・学習状況の的確な把握と分析を行い、指導の工夫改善に活かす。
- 授業では、「めあての共有」と「学びの振り返り」を基本とし、各教科等の特性や児童生徒の実態を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた効果的な指導方法についての研修を進め、

授業改善に取り組む。

○学習用タブレット端末をはじめとするＩＣＴを効果的に活用し、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現を進める。

○子どもの知的好奇心を高め、意欲を持って取り組めるよう、「授業を活かす家庭学習」「授業に活かす家庭学習」の検討に努める。また、継続して取り組めるよう、家庭と連携を図る。

○学力調査による学力分析データを活用し、低学年から強みと弱みを把握して、基礎学力の定着と、家庭での学習習慣の確立を図る。

(3) 学習評価の改善

○児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるようにする。また、各教科等の評価規準に基づき、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価することで、学習意欲の向上や資質・能力の育成に活かす。

○学習評価を実施するにあたり、児童生徒の学習状況を適宜把握して指導の改善を図る。

○各校は、評価規準や評価方法等の明確化を図り、実践事例を蓄積する。さらに、保護者への積極的な情報提供を図るなど、学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組の推進に努める。

3. キャリア教育

児童生徒の学校での学習と自分の将来との関係を見通しながら、社会的・職業的自立に向けて、必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要として全教科を通してキャリア教育の充実を図る。とりわけ、中学校においては、生徒自らの生き方を考え、主体的に進路を選択できるよう、教育活動全体を通じて組織的かつ計画的な進路指導を推進する。

(1) 指導計画の充実とその実践

○児童生徒が自らの生き方や将来について考え、「自分らしい生き方」と「社会的・職業的な自立に向けて、必要な基盤となる資質・能力を育成するため、義務教育9年間を見通した全体計画、年間指導計画に基づき、組織的・系統的な指導・援助の充実に努める。

○育成する必要な能力とは、「基礎的・汎用的能力」である。「基礎的・汎用的能力」とは、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の4つの能力によって構成される。

(2) 指導内容の充実

○自己の特性に気付かせるとともに、他者のよいところを認め合う態度の育成に努める。

○キャリアカウンセリングや児童生徒が活動を記録し蓄積する教材(いわゆるキャリア・パスポート)等の活用を通して、児童生徒を多面的に理解するとともに、主体的な進路選択をしようとする意欲や態度を育てる。

○地域の教育力や学校図書館、「宇治学」副読本等を活用し、仕事や職業に関する探究活動や体験活動、職場体験などの啓発的経験をさせる活動を充実する。

○希望進路の実現を目指す学力の充実・向上を図る取組を推進する。

○進路情報を幅広く収集整理し、積極的かつ適正にその活用を図る。

○キャリア教育の視点に立った進路指導の充実を図るため、人間としての在り方・生き方にかかわる指導についての研修を組織的・計画的に実施し、指導力を高める。

(3) 家庭、地域、関係諸機関との連携

○校内体制を確立し、家庭、地域、関係諸機関との連携を深める。

4. 特別支援教育

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築に向けて、発達障害を含む特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じ、学習上又は生活上の困難の改善・克服を図り、個性や能力の伸長に努め、生涯にわたって心豊かでたくましく生きる力を培う。

(1) 一人ひとりの多様な教育的ニーズに応じた教育の充実

- 障害のある幼児児童生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じて、ＩＣＴの活用を含む指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。
- 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の実態を的確に把握し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導目標・内容・方法を検討して個別の指導計画を作成し、活用に努める。その際に、本人・保護者との合意形成を図り、合理的配慮を踏まえた指導を進める。
- 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会の機能を生かし、宇治市や特別支援学校等の巡回相談や通級指導教室の相談機能、いきいき学級支援員等を活用するなど、教職員の共通理解のもと、学校全体として支援する校内体制の充実を図る。
- 障害のある幼児児童生徒には、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係諸機関との連携を図り、長期的な視点で切れ目ない教育的支援を行うため、個別の教育支援計画を作成し、活用に努める。
- 特別支援学級、通級指導教室で学ぶ児童生徒に対しては、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成し、障害の状態に応じた自立活動を含めた特別の教育課程を適切に編成し、校内での連携を大切にしながら、持てる力を最大限伸長できるように指導内容や指導方法を工夫する。

(2) 就学前からの一貫した相談・支援体制の構築

- 教育相談や就学相談を早期から継続して行い、就学に係る法令等を理解し、保護者との信頼関係を深め、障害のある幼児児童生徒の教育的ニーズと必要な支援や「学びの場」について共通理解を深める。
- 就学や進学及び就労の際には、保護者や本人と確認して作成した個別の教育支援計画や移行支援シートを活用し、指導や支援の内容等について引き継ぎを行い、幼児期から生涯にわたる切れ目ない支援の充実に努める。特に保育所（園）、幼稚園、認定こども園、各学校、特別支援学校、医療、福祉など関係諸機関との連携を進める。

(3) 理解教育と交流及び共同学習の推進

- 共生社会の実現に向けて、障害のある人に対する正しい理解と認識を深めるための理解教育を推進する。その際、地域社会の一員として多様性を尊重し、互いに認め合う好ましい人間関係の育成や啓発に努める。
- 障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を促進するため、可能な限り共に学ぶことができるよ

う配慮し、交流及び共同学習のねらいを明確にし、計画的、組織的、継続的に推進する。

(4) 教職員の指導力、専門性の育成

- 全ての教職員が、発達障害等に関する基礎的な知識を習得し、学習指導要領に示された学びの困難さに応じた指導を実践できるように、保育・授業のユニバーサルデザイン化やICTを効果的に活用するなど、学級経営を含む指導・支援の工夫改善を図る。
- 特別支援教育コーディネーターや通級指導教室担当教員、特別支援学級担任は、各園・校の特別支援教育推進の中核として、基本的な法令等を理解した上で、インクルーシブ教育システム構築に向けて、時代の変化に応じた相談・支援が行えるように専門性の向上に努める。

5. 幼児教育・保育

幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うことを基本とし、遊びを通しての総合的な指導を中心として、幼児期にふさわしい生活の展開や一人ひとりの発達の特性に応じた指導を行う等、質の高い幼児教育・保育を実現し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う。

そのため、教職員は幼児並びに家庭との信頼関係を十分に築き、よりよい教育・保育環境を創造するよう努める。

(1) 自発的な活動としての遊びを通した資質・能力の育成

- 幼稚園教育の基本等を踏まえ、小学校以降の子どもの発達を見通しながら教育・保育活動を展開し、幼児教育・保育において育みたい資質・能力を育むことを重視する。
- 資質・能力は、5領域のねらい及び内容に基づき、各就学前施設が幼児の発達の実情や幼児の興味や関心等を踏まえながら展開する教育・保育活動全体によって育むことを重視する。
- 実際の指導場面においては、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」を個別に取り出して指導するのではなく、遊びを通した総合的な指導の中で一体的に育むよう努める。

(2) 小学校教育との連携・接続の推進

- 幼児教育・保育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことを重視する。
- 幼児教育・保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努める。
- 行事の交流にとどまらず、学びの連続性を意識したカリキュラムの編成・実施に努める。

(3) 情報機器の活用

- 幼児期は直接的な体験が重要であることを踏まえ、タブレットなど情報機器を活用する際には、園の生活では得難い体験を補完し、幼児にとって豊かな生活体験として位置付けられるかといった点などを考慮し、使用目的や必要性を自覚しながら活用していくことを重視する。
- ホームページや動画アプリ等を活用して、園生活の様子を知らせる等保護者への情報発信に努める。

(4) 特別支援教育の充実

- 障害のある幼児などへの指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うことを重視する。
- 家庭・地域及び医療や福祉等関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育及び保育的支援を行うために、個別の教育及び保育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、個々の幼児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努める。また、就学する際には、移行支援シートを作成し在園中の支援の目的や教育・保育的支援の内容を伝えるなど活用することで切れ目ない支援に努める。

(5) 家庭や地域社会との連携

- 保護者の子育てに対する不安やストレスを解消し、その喜びや生きがいを取り戻して、子どものよりよい育ちを実現する方向となるよう努めるとともに、保護者自身が自分の子育てを振り返るきっかけをつくったり、子育てについて学ぶ場面をつくったりするなどして、家庭の教育力の向上に努める。
- 子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭や地域社会と連携して教育・保育が展開されるよう努める。その際、地域の自然、高齢者や異年齢の子どもなどを含む人材、行事や公共施設などの地域の資源を積極的に活用し豊かな生活体験をはじめ教育・保育内容の充実を図る。

6. 図書館教育

学校図書館法及び学習指導要領の趣旨並びに「宇治市子どもの読書活動推進計画（第三次推進計画）」を踏まえ、学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能が発揮できるよう計画的に利活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に努める。また、学校は学校図書館が機能を十分に発揮できるよう、司書教諭や学校図書館担当教員と学校司書との連携・協力体制を構築し、学校図書館長の役割も担う校長のリーダーシップのもと、組織的・協働的に取り組むことにより、児童生徒の質の高い学力と豊かな人間性の育成に努める。

(1) 推進計画等の充実推進

- 学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能が発揮できるよう、各教科・領域等の年間指導計画へ学校図書館の活用を適切に位置づけ、児童生徒の学校図書館を活用した学習の推進に努める。
- 児童生徒が自ら進んで読書に親しみ生涯にわたる読書習慣を身に付けるために「宇治市子どもの読書活動推進計画（第三次推進計画）」を踏まえ、各校の「読書活動推進計画」を策定するとともに、司書教諭等をはじめ全ての教職員が連携して、読書活動の充実に努める。

(2) 「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能充実と利活用

- 児童生徒の読書に対する興味・関心を呼び起こし、読書ができる力を育み、読書習慣を身に付けさせる読書指導の拠点として学校図書館の活用を図る。
- 児童生徒の学習活動を支援したり、各教科・領域における学習を深め広げたりできるよう、学校司書を授業等において積極的に活用するとともに、宇治市図書館などの公共図書館との連携を図る。

る。

- 各教科・領域での学習において、課題解決的な学習や探究的な学習活動を通して、児童生徒が主体的に情報を収集・選択・活用する情報活用能力の育成を図るため、学校図書館の積極的な活用を図る。
- 3つのセンター機能を発揮するため、児童生徒の発達段階を踏まえ、教育課程の展開に寄与できる図書館資料や環境の充実に努める。

(3) 組織的な学校図書館運営

- 学校図書館がその機能を十分に発揮するために、司書教諭や学校図書館担当教員及び学校司書の役割及び職務分担について共通理解を図る。また、地域の実状を踏まえつつ、学校図書館ボランティア等の積極的な活用を図る。
- 学校図書館は、児童生徒や教職員が自由に利用できるよう、貸出機能の維持に努めるとともに、在校時間帯の開館延長に努める。

7. ヘキ地教育

ヘキ地、小規模及び複式形態の特性を生かした教育活動を推進し、学力の充実・向上に努めるとともに、確かな表現力、豊かな社会性及びたくましい実践力を身に付けた児童の育成を図る。

(1) ヘキ地、小規模の特性を踏まえた指導の充実

- 探究学習を軸に、個別最適な学習と協働的な学習の一体的な推進を図り、主体的に学習する意欲と態度を育て、学力の充実・向上に努める。

(2) 複式学級の指導の工夫

- 児童の実態を把握し、効果的で効率的な指導計画を作成するとともに、指導方法や指導形態の工夫改善に努める。

(3) 地域の特性を生かした教育の推進

- 恵まれた自然や地域の素材を積極的に活用する。
- 地域住民との交流を通して地域を愛し、地域の自然・歴史・伝統を大切にする児童を育てる教育を進める。

(4) 交流学習の推進

- 全校集会や全校活動など、より大きな集団での活動を計画的に進める。
- 近隣の小・中学校や小規模校、社会教育関係諸機関との多様な交流学習の推進に努める。

(5) 教職員研修の充実

- ヘキ地・小規模・複式学級という特性を生かした教育活動を進めるための研修の充実を図る。

豊かな人間性をはぐくむ教育の推進

1. 生徒指導

すべての児童生徒のそれぞれの人格のよりよい形成を目指すとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指し、単なる児童生徒の問題行動への対応という消極的な面だけにとどまらないように努める。

教育課程の内外において一人ひとりの児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、義務教育9年間を見通した教育活動全体を通じ、学習指導と関連づけながら、その一層の充実に努める。

(1) 魅力的な学校・学級づくりの推進

○児童生徒と教職員及び児童生徒相互の信頼関係に基づく人間関係の育成に努める。

○教育活動全体を通じて、学習への目的意識や意欲を育てるための取組を進める。

○児童生徒一人ひとりが自己の存在感を実感しながら、共感的な人間関係を育み、自己決定の場を豊かにもち、自己実現を図っていける望ましい集団の実現に努める。

○児童生徒にとって「心の居場所」となるような、いじめや暴力行為等のない、自他の生命を大切にし、互いに尊重される学校・学級づくりを推進する。

○教職員自らが人権尊重の理念等についての認識を深め、高い人権意識を持つとともに児童生徒の「自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度」を育てる。

(2) 適切な生徒指導の推進

○問題行動や不登校などへの対応について、課題解決的な指導だけでなく、成長を促す指導や予防的な指導を改めて認識することで、問題行動の発生を未然に防止できるよう積極的な生徒指導の推進に努める。

○「生徒指導提要(改訂版 文部科学省 令和4年)」を活用し、教職員の共通理解を深め、組織として機能する生徒指導体制の充実に努める。

○小中一貫教育のもと、小学校と中学校が連携し児童生徒の特性や生徒指導上の今日的な課題等を共有し、児童生徒一人ひとりに適切な指導・支援が行えるように教職員研修を進めるとともに、教職員の指導力向上に努める。

○宇治市学校支援チームをはじめとして、小・中学校に配置されているスクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)等の専門性を持った人材の積極的な活用を図り、多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導の充実に努める。

(3) 不登校児童生徒の自立支援の推進

○不登校の状況にある児童生徒に対しては、不登校になった要因を的確に把握し組織的・計画的な個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定する。不登校にならないための事前の働きかけとして「教育的予防」(未然防止)と「治療的予防」(初期対応)の2つの視点をもって不登校解消に向けて積極的に取り組み、「魅力ある学校づくり」を目指す。

(4) いじめ防止対策の推進

○いじめの実態を把握するため、児童生徒に対してアンケート調査を実施するとともに教職員が、児童生徒の些細な変化に敏感に気づくことができるよう校内研修を行うなど、いじめの早期発見、

早期対応、再発防止に努める。

- 「学校いじめ防止基本方針」に従い、いじめの未然防止に努めるとともに、校内のいじめ防止対策委員会を中心として、組織的にいじめの認知を行い、実効性がある対応が行えるように組織の運用を行う。

(5) 家庭、地域、関係諸機関との連携

- 家庭、地域、関係諸機関との連携を強化し、非行防止教室の積極的な実施や、情報モラル・薬物乱用防止についての指導を進める。
- 教職員は、児童虐待やヤングケアラーなどについて、発見しやすい立場にあることを自覚し、その早期発見・早期対応に努めるとともに、関係諸機関との連携を図り適切な支援を継続して行う。

2. 道徳教育

生命を大切にする心、人を思いやる心など、豊かな人間性をはぐくむ「心の教育」の要として、児童生徒の実態を考慮し、義務教育9年間を見通しながら、教育活動全体を通じてよりよく生きるための基盤となる道徳性の育成を図る。特に、「特別の教科 道徳」（以下、「道徳科」という）においては、各教科等と密接な関連を図りながら児童生徒の道徳的な心情を豊かにし、判断力を高め、実践意欲と態度の向上を図ることによって道徳的实践力の育成に努める。

(1) 推進体制の充実と指導の徹底

- 校長の方針を明確にし、道徳教育推進教員を中心とした指導体制の充実を図り、全教職員が協力して道徳教育を展開する。
- 道徳教育の全体計画と別葉、道徳科の年間指導計画の改善と充実を図るとともに、道徳教育の指導内容が、児童生徒の日常生活に生かされるようにする。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意しながら指導の徹底に努める。

(2) 指導方法の工夫改善

- 創意工夫を生かした社会奉仕体験や自然体験などの豊かな体験活動及び規範意識を行動につなげる「法やルールに関する教育」などを展開し、児童生徒の道徳性を育てる。
- 道徳科を要として、多様な読み物資料を生かした指導、体験の生かし方を工夫した指導、家庭や地域との連携を図った指導など、指導方法を工夫して学習指導を展開し、児童生徒の内面に根ざした道徳的实践力の育成に努める。
- 教科書、その他の学習資料（京都府独自の心の教育学習資料集「京の子ども 明日へのとびら」等）を適切かつ効果的に活用するとともに、内容項目に沿った指導資料を整える。

(3) 教職員研修の充実

- 中学校ブロックにおける学校間の連携を一層進め、義務教育9年間を見通しながら指導内容の関連性や系統性を重視するとともに、各教科等と関連をもたせた総合単元的な道徳学習など、児童生徒の心に響き、道徳的価値の内面的な自覚を促す指導方法の研修を計画的に行い、道徳科を要とする道徳教育の充実に努める。
- 発達の段階や特性を考慮し、課題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れた指導方法を工夫するための研修に努める。
- 道徳科の指導において「考える道徳」「議論する道徳」への指導方法の質的転換を図るとともに、

一人ひとりのよさを伸ばし成長を促すために組織的・計画的な評価の研修に努め、自他を大切に、生命を大切にする心、人を思いやる心など、豊かな人間性をはぐくむ「心の教育」の取組を推進する。

(4) 家庭や地域との連携

- 道徳科の授業の積極的な公開や情報発信等により、道徳教育に対する家庭や地域の理解を深める。
- 家庭や地域と一体となって、好ましい人間関係、豊かな心や公共の精神等の道徳性など社会に参画するための力を養う道徳的実践力を育成する環境づくりに努める。

3. 人権教育

教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、基礎学力の定着や希望進路の実現に努めるなど、一人ひとりを大切にした教育の推進を図る。また、差別のない社会の実現を目指した法律を踏まえ、基本的人権の尊重や部落差別（同和問題）、いじめ、障害者差別、ヘイトスピーチ、性的指向・ジェンダーアイデンティティ、インターネット社会における人権の尊重、子どもの貧困、ヤングケアラーなど多様化・複雑化する人権問題の解決に向けて児童生徒の正しい理解や認識の基礎と人権尊重の態度や実践力を培う。また、教職員の人権意識の高揚を図る。

(1) 推進計画・指導計画の充実・実施

- 「部落差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」をはじめ、京都府教育委員会の「人権教育を推進するために」や「宇治市第2次人権教育・啓発推進計画」の趣旨を踏まえ、部落差別（同和問題）を人権問題の重要な柱として位置付けた人権教育推進計画を作成する。
- 校長のリーダーシップのもと全校推進体制の充実を図り、日常的に点検・評価を行い、さらに評価結果に基づく改善を図りながら実践に努める。
- 学年別年間指導計画においては、普遍的視点からのアプローチと個別的視点からのアプローチを効果的に配した計画になるよう改善を図り、確かな実践に努める。
- 校種間及び学校間での連携を進めて、児童生徒の発達段階に即した義務教育9年間を見通した体系的・計画的な学習プログラムの構築に努める。

(2) 教育の機会均等と希望進路の実現

- 生涯にわたって学び続ける基盤を培うという視点に立って、日常的、継続的な家庭及び関係諸機関との連携を進め、児童生徒の実態を正確に把握し、個に応じた指導を進め、基礎学力の定着と希望進路の実現に努めるとともに、多様な進路を主体的に選択できる能力を身に付けさせる。
- 困難な状況に置かれた児童生徒については、家庭との連携を強化し、個々の課題に即したきめ細かな指導を進めるなど、学力の下支えを行う。

(3) 人権尊重の態度や実践力の育成を図る指導の充実

- 生命や人間の尊厳についての認識の基礎を培う教育活動を進める中で、自尊感情や自己有用感を高め、互いの個性や価値観の違い、多様性を認め合い、他者を尊重する態度をはぐくむ。

○京都府教育委員会作成の人権学習指導資料などを活用し、人権問題についての正しい理解や認識の基礎を培うとともに、主体的・対話的で深い学びの視点や、参加型の学習を取り入れ、部落差別（同和問題）をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて人権学習の充実を図る。

○いじめについては、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、すべての児童生徒を対象に「いじめは決して許されない人権侵害である」という認識のもと、未然防止に取り組む。

(4) 教職員研修の充実

○京都府教育委員会作成の「教職員人権研修ハンドブック」や「コンプライアンスハンドブック」など、いじめや体罰、ハラスメント行為に関する研修資料を活用し、自己の人権意識を振り返り、正しい知識に基づく人権意識の高揚を図る。

○同和教育の中で積み上げられてきた成果（長欠・不就学の解消、高校・大学進学率の向上、就職における統一応募用紙の作成など）と手法（個に応じたきめ細かな指導、推進体制の確立、家庭や地域社会との連携など）への評価、及び令和3年度実施の「人権教育に関する教職員の意識調査」の結果を踏まえ、差別の解消に向けた人権教育を推進していくための認識の深化と指導力の向上を図る研修を日常的かつ系統的に行う。

○いじめ、障害者差別、ヘイトスピーチ、性的指向・ジェンダーアイデンティティ、インターネット社会における人権の尊重、子どもの貧困、ヤングケアラーなど個別の人権に関わる課題に対する実践力・指導力の向上に努める。

(5) 家庭、地域、関係諸機関との連携

○家庭や地域との密接な連携のもと、人権学習の公開を行うなどの取組を一層進める。

○社会教育関係団体や関係行政機関との連携を強化し、地域との深い信頼の基に実践を進める。

4. 健康安全教育・食育

児童生徒が生涯にわたっていきいきとたくましく生きるために、自分の心や体の健康に関心を持ち、また、そのための基盤として、健やかな心身の育成や自他の危険予測、危機回避の能力を高め、安全な生活を営む正しい判断力と実践力を養う。

そのため、学校においては、児童生徒の発達の段階を考慮して、家庭や地域、関係機関と連携を図りながら、組織的かつ計画的な取組を推進する。

(1) 保健教育と保健管理の充実

○組織体制を整備し、児童生徒の実態に即した保健教育と保健管理を徹底する。

○健康相談や日常的な観察の充実などによる児童生徒の心身の健康の保持増進に努める。

○学校保健委員会を推進組織として機能させ、保健活動の充実に努める。

○児童生徒の心身の健康の保持増進を図るため、健康診断、環境衛生検査、保健教育及び教職員研修等に関する「学校保健計画」の改善に努める。

(2) 指導内容の充実

○新型コロナウイルス感染症をはじめ様々な感染症に対する予防法を学ぶとともに、保護者向けの生活習慣に関する情報発信など、学校と家庭が連携し、基本的な生活習慣を子どもが身に付ける

ための取組を推進する。

- 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を、校種間や関係機関との連携により、組織的かつ計画的に推進する。
- 感染症や生活習慣病、アレルギー疾患など現代的健康課題に適切に対応する。
- 性に関する教育については、生命の尊厳や人権尊重を基盤とした人間教育として捉え、系統的かつ総合的に推進する。

(3) 安全教育と安全管理の充実

- 安全な生活を営む正しい判断力と実践力を養うため、身の回りの生活の安全、交通安全、防災に関する安全教育と安全管理を推進する。
- 各教科や宇治学（総合的な学習の時間）での防災に関する学習や取組を通して、災害発生時であっても、児童生徒自身が正しく判断し、行動できる力を育成する。
- 交通安全教室（自転車を含む）や避難訓練等の実施を通して、自他の危険を予測し、自ら安全な行動や危険な環境の改善を行う能力と態度を育成する。

(4) 学校安全管理体制の充実

- 学校における児童生徒の安全確保を図るため、施設・設備の安全点検、安全教育及び教職員研修等に関する「学校安全計画」の改善に努めるとともに、地震や台風、大雨等による災害の発生を踏まえた「学校防災計画」の改善を図る。
- 「危険等発生時対処要領」や「震災発生時における基本対応マニュアル」などを検証し改善することにより、不断の安全対策を講じる。
- 教職員の危機管理意識を高め、あらゆる教育活動において安全確保に努める。
- 定期的な「学校安全管理委員会」の開催等により、保護者や地域諸団体、行政等の関係諸機関と連携を図り、地域ぐるみで子どもを守る取組の充実に努める。

(5) 食育の充実（食に関する指導の推進と衛生管理の徹底）

- 「食に関する指導計画」に基づき、家庭や地域社会と連携した食育について学校教育活動全体を通じて推進することで、児童生徒が食の大切さを理解し、望ましい食習慣を身に付けられるようにする。
- 「学校給食衛生管理基準」に照らして適切な衛生管理に努める。

5. 文化芸術活動

豊かな情操と創造力に富む人間形成を目指し、児童生徒の豊かな感性と生涯にわたって文化芸術を愛好する心情をはぐくむ。また、我が国や「ふるさと宇治」の伝統文化の継承、発展及び新しい文化芸術の創造と発信に貢献する児童生徒の育成に努める。

(1) 指導内容の充実

- 教育活動全体を通して、児童生徒の豊かな感性と創造性の育成に努める。
- 各種の文化芸術事業や発表会などへの積極的な参加を通して、文化芸術への関心や表現能力・鑑賞能力の伸長に努める。

(2) 地域における伝統文化等の活用

- 本市の文化財をはじめ、宇治市歴史資料館や宇治市源氏物語ミュージアム等の教育的機能を活用した「ふるさと宇治」についての学習を積極的に推進する。
- 「宇治学」（総合的な学習の時間）を中心に、地域における伝統文化を活用した探究的な学習を充実させる。
- 授業や部活動などにおいて、優れた地域の芸術家や文化芸術活動の指導者、文化財保護に携わる関係者などと教職員が協力、連携して指導する取組を推進する。

(3) 伝統文化の継承、発展と文化芸術の創造

- 「宇治学」（総合的な学習の時間）の取組を通して、文化財の保護、活用及び伝統文化の継承、発展に貢献する心情を育てる。
- 我が国及び諸外国の文化芸術を理解・尊重し、異文化との融合や新しい文化芸術の創造と発信に貢献する児童生徒の育成に努める。

6. 体育・スポーツ活動

健全な心身の発達を促し、豊かな人間性を培い、明るく充実した生活を営むため、生涯を通じて、体育・スポーツ活動に親しむことができる能力や態度を育てる。

(1) 学校体育の充実

- 体育・スポーツ活動を、教育活動全体を通じて適切に行う。
- 豊かで楽しい運動経験を通じた体力づくりの工夫に努める。
- 体育科の授業、体育的行事の指導については、健康や安全確保に留意し行う。とりわけ、中学校での武道の指導については、その特性を踏まえた指導の充実と安全確保の徹底に努める。
- 健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図る。

(2) 体力・運動能力の向上

- 運動することの楽しさや喜びを体験させるための機会や場の設定等、具体的な取組を進める。
- 「新体力テスト」等の結果をもとに、積極的に自己の体力・運動能力の向上に取り組めるよう指導と援助を行う。
- 中学校運動部活動においては、「宇治市部活動指導指針」に基づき、各部の特徴を活かした合理的でかつ効率的・効果的な活動となるように、内容や時間など適切に設定し、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮した指導の充実に努める。
- 家庭、地域の指導者、校種間、地域のスポーツクラブ、競技団体等と連携を進め、運動やスポーツに親しむ能力や意欲の向上に努める。

社会の変化に対応する教育の推進

1. 情報教育

高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴い、児童生徒の発達段階に応じ、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱に沿って「情報活用能力（情報モラルを含む）」の育成を図るとともに、学習用タブレット端末をはじめとするICT（情報通信技術）を効果的に活用した児童生徒の個別最適な学びを推進し、「主体的・対話的で深い学び」の授業の実現に努める。

また、「学校教育の情報化の推進に関する法律」の示す基本理念の実現に向け、校内での推進体制の構築に努める。

(1) 指導計画及び指導内容の充実

- 教育活動全体を通じて学習能力の基盤となる資質・能力の一つとして位置づけられた「情報活用能力（情報モラルを含む）」の育成を図るため、各教科・領域等の学習内容と情報教育の目的や内容を関連付けた年間指導計画を作成し、総合的・計画的な指導に努める。
- 学校や地域の実態を踏まえ、情報に関するルール・マナーなど、発達段階に応じた情報モラルやネット犯罪についての指導の充実を図る。とりわけ、学習用タブレット端末・スマートフォン・ゲーム機などインターネットに接続できる機器を使用するときの情報モラルについて指導を徹底する。また、学校全体で体系的な指導に取り組むとともに、家庭や地域、関係諸機関とも連携した取組を進める。
- 各教科等の指導に当たっては、学習用タブレット端末を軸としたICTを積極的に活用し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導方法の工夫改善を図りながら、児童生徒の学力の充実・向上に努める。
- 小学校でのプログラミングの体験を通してプログラミング的思考を身に付けるための学習活動や中学校でのプログラムに関する学習活動を計画的に実施することで、義務教育9年間を見通したプログラミング教育の充実に努める。

(2) 学校の情報化の推進

- 「宇治市学校情報セキュリティポリシー」や「宇治市教育情報ネットワーク利用要項」を遵守して、教育DXも視野に入れ、学校における教育の情報化を推進する。
- 学習用タブレット端末を効果的に活用した授業実践の推進に努めるとともに、学習履歴の蓄積・活用に努める。
- 学校からの積極的な情報発信のために、ホームページの充実に努めるとともに、可能な範囲で、学校と家庭との連絡のペーパーレス化を進める。
- 個人情報の厳正な取扱い及び管理の徹底を図るなど、情報セキュリティ対策の確立と教職員の意識の醸成を図る。

(3) 教職員研修の充実

- 各校で情報教育を担当する教員を中心に校内研修等を実施し、推進校や自校の実践例や効果的な活用方法の交流に努め、すべての教員が学習用タブレット端末を軸としたICT活用指導力の向上を図る。
- 児童生徒のインターネット等の安全利用について必要な知識を身に付けられるよう、著作権・肖像

像権・個人情報など情報モラル教育に関する研修を充実させることで、教職員の情報モラルへの意識・指導力の向上を図る。

○学習指導要領で示された「プログラミング教育」の実現に向けてプログラミング的思考の意義や、授業の工夫・在り方などについての研修を通して教員の指導力向上に努める。

2. 環境教育

身近なことから環境問題に関心を持ち、人間と環境とのかかわりについて理解を深め、自らのこととして課題を理解し、環境の保全やよりよい環境の創造のために主体的かつ積極的に行動する実践的態度や能力の育成に努める。

そのため、教育活動全体を通じて、幼児児童生徒の発達段階を踏まえた組織的・計画的な取組を推進する。

(1) 年間指導計画の作成とその実践

○各教科及び領域の指導内容と関連付けた年間指導計画のもと、取組の充実を図る。

(2) 指導内容の充実

○年間指導計画に基づき、総合的・系統的な指導に努める。

○児童生徒や地域の実態を踏まえ、体験学習や問題解決学習を取り入れるなど、SDGs（持続可能な開発目標）に掲げた開発目標について、児童生徒が自らのこととして課題を理解し、主体的に取り組めるように指導方法を工夫するとともに、とりわけ小学校においては、「宇治学」副読本を活用した探究的な学習を進める。

○ごみの減量化や分別収集、節水・節電、食品ロス削減などの活動を進めることにより、幼児児童生徒の環境に対する豊かな感受性と環境に配慮した生活や行動ができる態度の育成に努める。

(3) 家庭、地域、関係諸機関との連携

○地域のクリーン運動などの取組への積極的な参加を図る。

○自然とふれあい、環境の保全など環境問題に関心を持ち、主体的に行動する実践的態度を育成する機会として、宇治市総合野外活動センター（アクトパル宇治）等の活用を図る。

○自然調和型社会、低炭素社会及び資源循環型社会づくりを目指し、校種間や家庭、地域及び関係諸機関との連携を図り、それぞれの教育機能を活かした環境教育の推進に努める。

3. 国際理解教育

国際社会に主体的に生きる日本人としての基礎的資質を養うため、人権尊重の精神を基盤にして、我が国の文化と伝統などを尊重するとともに、諸外国の文化や伝統を理解し尊重する態度を育成する。

(1) 指導計画の作成とその実践

○各教科、領域の年間指導計画との関連をはかり、教育活動全体を通じて組織的・計画的な実践に努める。

(2) 指導内容の充実

○自分の考えを持ち、相手に伝わるように表現しようとする態度や相手を尊重する態度を養うと

もに、英語指導助手(AET)の活用を図ることで、外国の人々と積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に努める。

○国際化が進展する中、我が国の国旗と国歌の意義を理解し、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てる。

○帰国・外国人児童生徒については、学校生活への適応を図り、外国における生活経験をいかすなど適切な指導に努める。

(3) 教職員研修の充実

○我が国の文化と伝統及び諸外国の文化や伝統について理解を深めるなど、国際理解教育の研修を計画的・系統的に行う。

(4) 地域や関係諸機関との連携

○地域の人材の活用などを通して、地域や関係諸機関との連携を図る。

○「宇治市帰国・外国人センター校制度」の活用を図る。

教職員の資質・能力の向上

1. 教職員の使命と責任

教職員は、教育公務員として公教育に課せられた使命と責任を自覚し、教育関係諸法令を守るとともに、教職に対する愛着と誇りを持ち、心身の健康管理に留意して、豊かな人間性や高い社会性、高度な専門性を基盤とした実践的指導力の向上を図り、市民の信託と期待に応えるよう努める。

(1) 資質の向上

○教職員は、人間の成長や発達についての理解を深め、幼児児童生徒一人ひとりに深い愛情を持って教育を行うよう自己研鑽に努める。

○教職員は、広く社会とかわかり、学校の内外を問わず、幅広い人間関係を築くことによって、自己の人間性を豊かにするよう努める。

(2) 職責の遂行

○教職員は、広い視野から社会の変化や時代のニーズを的確に把握する感性を持ち、常に自己の意識改革に努める。

○教職員は、幼児児童生徒や保護者の多様な価値観に適切に対応しながら、教育活動の充実に努める。

○教職員は、豊かな識見と専門性に基づいた確かな指導力と自ら学び続ける意欲を持ち、教職員人事評価制度の活用などを通して自己の資質・能力の向上に努めるとともに、教職員相互の連携・協働体制のもとに学校教育目標の具現化に努める。

(3) 信頼関係の確立

○教職員は、幼児児童生徒や家庭・地域の学校教育に対する期待に応えるとともに、信頼関係を築くよう努める。

2. 教職員研修

教職員は、不断の研鑽によって自己の人格の陶冶を図るとともに、その職務の遂行に当たっては、社会の変化を的確に把握し、学校教育に寄せられた期待に応えるよう努める。

そのため、教職員一人ひとりが、教職生活全体を通じて実践的指導力を高めるとともに、新しい時代の教育に対応できるよう学習指導要領の趣旨を実現するための研修に主体的に取り組み、一人ひとりが学びの主体者として、職責、経験及び適正に応じた資質能力の向上に努める。

(1) 学校の教育力の向上

○校長・園長は、幼児児童生徒の実態把握と分析を進め、中学校ブロック等において課題解決に向けて、重点化・焦点化した研修を実施する。

○校長・園長は、学習指導要領・幼稚園教育要領に則した校・園内研修の工夫改善を図るとともに、研修成果を教育実践に生かし、学校の教育力の向上に努める。

○校長・園長は、初任期育成研修及び中堅教諭等の資質向上研修などの趣旨を踏まえ、校・園内体制を整え、勤務校・園研修の充実に努める。

○教職員は、幼児児童生徒や家庭・地域の学校教育に対する期待に応えるとともに、信頼関係を築くよう努める。

○教職員は、宇治市教職員研修講座など公的研修の成果を個人のものでとどめることなく、校・園内研修等で共有化を図る。

(2) 自己研修の充実

○教職員は、府及び市教育委員会が実施する研修事業や研修講座に積極的に参加する。

○教職員は、自己研鑽の指標として京都府教育委員会の示す「京都府の教員に必要な 5 つの力」「京都府教員等の資質能力の向上に関する指標」を活用する。

○教職員は、専門職としての自覚を持ち、自らの課題を明らかにし、常に研鑽に励み、指導力の向上に努める。

○教職員は、経験年数や職能、職務内容等に応じた多様な研修により、専門的知識、指導技術、幅広い教養を身に付け、あらゆる教育活動を通じて相互に資質・能力を高め合う。

(3) 研究活動の充実

○公教育を進める研究会等は、教育委員会との連携を密にし、教育水準の維持・向上を図るため、それぞれの教育課題を踏まえた研究活動を推進する。

Ⅱ. 小中一貫教育

1. 小中一貫教育の推進

本市においては、平成 19 年 11 月に「宇治市小中一貫教育と学校規模等適正化の方向について」（NEXUSプラン）を策定し、平成 20 年 2 月に「第 1 次 NEXUS プラン実施方針」（平成 21 年 1 月一部変更）にて小中一貫教育と学校規模等適正化の具体的な進め方を示しました。

この実施方針に基づき、平成 24 年 4 月に全ての市立小・中学校が小中一貫教育を全面実施するとともに、本市初の施設一体型小中一貫校として「宇治黄檗学園」（宇治小学校・黄檗中学校）を開校いたしました。

全ての市立小・中学校では、平成 13 年度より進めてきた小中連携教育の取組の成果と課題を踏まえ、平成 20 年度から研究指定校を中心に小中一貫教育の試行に取り組み、地域や学校の特色を活かしながら、義務教育 9 年間の連続性を意識した系統的・継続的な指導を進めてきました。

令和 4 年度からは、これまでの「宇治市小中一貫教育と学校規模適正化の方向～NEXUS プラン～」の考えも盛り込みつつ、これからの時代にふさわしい本市の教育施策の指針として策定された「第 2 次宇治市教育振興基本計画」の教育理念のもと、小中一貫教育を推進しています。

(1) 本市の目指す小中一貫教育

子どもと子ども、子どもと教職員、教職員と教職員、地域と学校をつなぎ、
学びと育ちの絆が深まる宇治市の小中一貫教育

つながりとふれ合いの中で愛情や信頼を感じ、
たくましく、仲間と高め合う宇治市の子ども

社会が複雑化し激しく変化していく中で、本市の児童生徒にも、学習意欲の低下、家庭での学習習慣の未定着、自然体験や社会体験の不足、不登校や問題行動など、様々な課題が見られました。また、中学校への進学に際し、学校生活のきまりや学習内容、指導などの急激な変化に戸惑いや負担を感じる児童生徒も少なくありませんでした。

これらの課題に対応するため、本市では小学校と中学校が連携した指導の重要性に着目し、平成 13 年度から小中連携教育の取組を進めてきました。この取組を発展させ、平成 24 年度から全ての小学校と中学校において、以下のねらいをもって、小中一貫教育を全面実施しています。

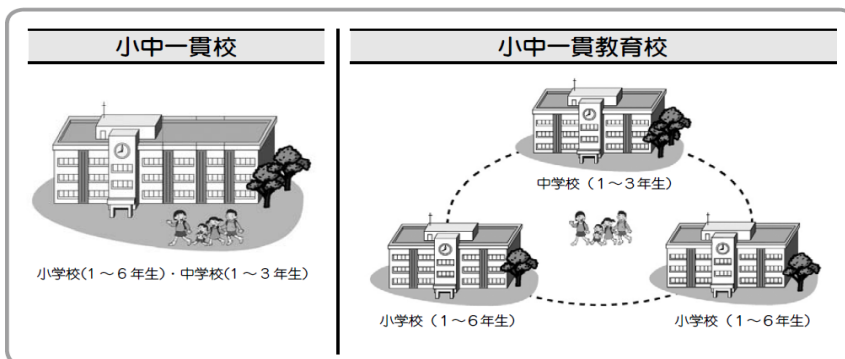
本市の小中一貫教育のねらい

- (1) 9 年間を見通した系統的・継続的な学習指導により、児童生徒の学習意欲の向上や学習習慣の確立を図り、確かな学力を育成する。
- (2) 9 年間を見通した系統的・継続的な生徒指導により、児童生徒の個性の伸長と社会的な資質や能力・態度を育成する。
- (3) 9 年間を見通し、地域に根ざした特色ある教育活動により、自分の住む地域に自信と誇りを持ち地域に貢献する人材を育成する。
- (4) 児童生徒間の多様な交流活動や地域社会との交流により、豊かな人間性や社会性を育成する。
- (5) 教職員が児童生徒一人ひとりへの理解を深めることにより、個に応じた指導や支援を充実する。
- (6) 小学校と中学校の教職員が相互に交流を深めることにより、教職員の資質と指導力の向上を図る。
- (7) 中学校ブロックを単位とした地域社会・保護者相互の連携を深めることにより、学校・家庭・地域社会が一体となった教育環境づくりを推進する。

(2) 小中一貫教育を推進する学校施設・学校運営体制

小学校と中学校の施設を一体化した小中一貫校と小学校と中学校の施設が独立している小中一貫教育校の2つの形態により小中一貫教育を行っています。

小中一貫校、小中一貫教育校のいずれの形態においても、中学校ブロックにおいて、小学校と中学校とが一元的な学校運営を行います。各学校では、これまでの小中連携教育についての研究と実践の



成果を踏まえ、それぞれの中学校ブロックの地域の状況や児童生徒の実態に応じた特色ある小中一貫教育を推進しています。

そのため、各学校での小中一貫教育の推進並びに中学校ブロック内の連絡調整を担う役割として全小・中学校で小中一貫教育コーディネーターを選任し、令和元年度より各ブロックに学力の向上・充実を目的とした小中一貫教育ラーニングコーディネーターを1名配置するなど、体制の充実を図るとともに、教職員が小学校と中学校のどちらにおいても指導ができるよう学校運営体制や指導体制を整えています。また、中学校ブロックにおいて小学校と中学校とが教育目標を一元化し、小学校入学時から中学校卒業時までの9年間、児童生徒の発達段階に応じた系統的・継続的な学習指導や生徒指導を行います。

しかしながら、現在、市内4つの小学校において、卒業生が2つの中学校に分かれて進学する「分散進学」という状況があり、小中一貫教育を推進する上での課題となっています。本市としては将来の就学児童生徒数の推移、通学距離や通学の安全、地域コミュニティとの関係などに十分配慮しながら、分散進学の是正について、今後も検討を進めていきます。

(3) 義務教育9年間を見通した特色ある教育活動

① 学習指導要領に基づき9年間を見通した教育活動の展開

各中学校ブロックでは、それぞれの地域の特色や子どもたちの実態に応じて、学習指導要領に基づきながら、9年間を見通した教育目標の設定、指導内容や学校行事の計画など、中学校ブロックにおける特色ある教育課程を編成し、9年間を見通した教育活動を展開します。

② 9年間を見通すことのできる年間指導計画【宇治スタンダード】に基づく、系統的・継続的な指導の充実

小学校と中学校の各指導内容を9年間のまとまりとしてとらえ、内容の系統性や児童生徒の発達段階に応じた、各段階における重点などを明確にして作成した「義務教育9年間の円滑な接続に配慮した『義務教育9年間を見通すことのできる』年間指導計画」【宇治スタンダード】に基づき、系統的・継続的な指導を充実します。

③ 前期（4年間）・中期（3年間）・後期（2年間）のまとまりによる指導

子どもたちの実態、身体面、思考面の発達、そして教育心理学の研究成果などから、9年間で前期（小学校1年生～4年生）・中期（小学校5年生～中学校1年生）・後期（中学校2年生・

3年生)のまとめりとしてとらえ、それぞれに次表のような指導目標を設定し、この節目ごとに、子どもたちの学習についての達成状況を把握しながら、よりきめ細かな教育活動を展開します。

前期の指導目標 (小学校1年生～4年生)	中期の指導目標 (小学校5年生～中学校1年生)	後期の指導目標 (中学校2年生・3年生)
これまでの小学校教育の良さを活かし、きめ細かな指導による基本的な生活習慣の確立や、学習における基礎的・基本的な内容の定着を図ります。	小学校生活から中学校生活へのスムーズな移行が図れるよう、小学校と中学校の教員が協働して、指導に当たります。これにより、学力の充実・向上を図るとともに、社会性や規範意識を培います。	義務教育9年間の総まとめの期間として、個性と能力を伸ばし、自己実現に向けた積極的な態度を育て、進路希望の実現をめざします。

④ 小学校と中学校の教職員の相互連携による指導の充実

小学校と中学校の教員がチームティーチング(複数の教員による指導)を行ったり、中学校の教員が教科の専門性を活かして小学校の授業を担当したりするなど、教員の継続的な連携・交流を進め、互いの教育内容の共通理解、教員の意識改革、指導力の向上を図ることにより、発達段階に応じた指導や小学校と中学校の学習をなめらかに連続させる指導を行います。

⑤ 小学校高学年での一部教科担任制の実施

学級担任間の交換授業の実施、他学年等の教科担任による指導、中学校の教員による専科指導などを工夫することにより、小学校高学年にお

小学校での教科担任制のねらい

- ①教員の専門性を活かした教科指導により、一層魅力ある授業展開をし、児童の学習意欲を高め、学力の充実向上を図る。
- ②中学校での学習形態への急激な変化を緩和し、小学校から中学校へのスムーズな接続を図る。
- ③教員間の緊密な情報交換や連携により、多面的な児童理解を進め、児童一人一人の個性の伸長を図る。

いて、上記のねらいをもって一部教科担任制を実施しています。

⑥ 小学生と中学生との交流活動・合同活動の充実

小学校と中学校の合同授業や合同行事、異学年交流、部活動体験など、小学生と中学生との交流を計画的・継続的に実施し、児童生徒の自尊感情を高めるとともに、豊かな人間関係を結ぶ力の育成を図っています。

⑦ 基礎基本の徹底を図る「いしすえ学習」の実施

「いしすえ学習」とは、基礎的・基本的な内容を確実に定着させることを目指すとともに、保護者との連携のもとに家庭学習とも関連付けながら、学びの習慣を身に付けさせることをねらいとする学習です。

子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能を習得させることと、これらを基盤とする思考力・判断力・表現力等を伸ばし、主体的に学習に向かう態度を身につけていくためには、個々の子どもたちの興味・関心や習熟の程度に応じたきめ細かな指導、家庭学習などの学びの習慣を確立させることが重要です。

本来、これらの指導は各教科の授業の中で行っていくことが基本ですが、日々の授業では新し

い学習内容の指導が中心となり、既習事項についての確実な定着を図る時間を十分に確保しにくい状況があります。そこで、各学校では、従来からそれぞれの実態に応じて学力充実の取組を実施しています。基礎的・基本的な知識・技能の習得に着目し授業改善を図るとともに、これらの取組を「いしずえ学習」として、地域や学校、子どもたちの実態等をふまえながら、学校ごとに朝学習の時間や放課後、夏休み期間中などを活用して実施しています。

⑧ 「総合的な学習の時間」の再編による「宇治学」の実施

「総合的な学習の時間」を「宇治で学ぶ、宇治を学ぶ、宇治のために学ぶ」という考え方に基づく「宇治学」として再構成しています。

「宇治学」では、子どもたちが宇治の歴史・文化遺産や伝統的な産業、自然などの地域素材をもとに体験的に学習することを通して、探究的な見方・考え方を働かせ、地域社会の一員としての自覚を持って、ふるさと宇治をよく知り、諸課題に目を向け、主体的、創造的、協働的に取り組むことで、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目指します。また、宇治市で育ち、宇治市で学ぶ子どもたちが、保護者や地域の方々と一緒に学習し、地域での活動に関わる機会を通して、地域から学び、自己の生き方についても考える契機とします。

具体的な内容については、地域や学校、子どもたちの実態等を考慮するとともに、これまでの各学校における「総合的な学習の時間」の特色のある取組を継承しつつ、配付された「宇治学」副読本(小学校第3学年から中学校第3学年まで)を活用しながら、下表を参考に「地域」との関わりの視点、小学校と中学校との系統性を高める視点からカリキュラムの見直しを行い、各学校において適切に設定しています。

	小 学 校				中 学 校		
学 年	第 3 学 年	第 4 学 年	第 5 学 年	第 6 学 年	第 1 学 年	第 2 学 年	第 3 学 年
時 間	年間 70 時間	年間 70 時間	年間 70 時間	年間 70 時間	年間 50 時間	年間 70 時間	年間 70 時間
テーマ	宇治で学ぶ・宇治を学ぶ・宇治のために学ぶ						
ねらい	探究的な見方・考え方を働かせ、地域社会の一員としての自覚を持って、ふるさと宇治をよく知り、諸課題に目を向け、主体的、創造的、協働的に取り組むことで、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目指す。						
テーマ	宇治を知り 宇治に親しむ		宇治を学び 宇治を体験する		宇治の学習を深め 宇治からはばたく		
ねらい	- 校区及び宇治の良さを知り宇治に親しむ。 - 自然・風土、身近な商店の様子や産業、人の営み、生活や環境問題等に関心を持つ。 - 自分及び他者のことに関心をもち、相互に理解しようとする。		- 宇治の歴史や文化に親しみ、宇治の特色や課題を分析し、よりよい宇治の姿を考える。 - 地域の方々と積極的に関わり、地域社会の一員として自覚を持ち、自ら学び、自ら考え主体的に判断し、よりよく課題を解決する資質や能力を育む。		- 宇治を知り、課題を見つけ、よりよく問題を解決する資質や能力を育む。 - 地域社会の一員として自分の役割や行動について考え、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協働的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考える。		
主な活動の例	- お茶に関する学習 - 宇治の自然や環境 - 宇治のお店や工場		- ノーマライゼーションにもとづいた宇治市のまちづくり - 宇治の歴史や文化 - 防災や災害について		- 持続可能な社会の実現に自己の生き方を考える。 - 宇治市の未来をデザインする。		

⑨ 学校・家庭・地域社会が一体となった教育環境づくり

今日、地域社会の中で、子どもたち同士の交流や世代を超えた人々との関わりを持てる機会が少なくなっています。こうした中、豊かな情操や自主性、創造性、社会性を培うことができるよう、学校、家庭、地域社会が力を結集して、社会全体で子どもを育てる環境やシステムづくりが求められています。そのためには、地域住民の方々の学校運営への参画や学校からの地域社会への積極的な働きかけを通して、地域の教育ネットワークを構築するとともに、学校が地域コミュニティの中核としての役割も担うことが必要です。

本市の目指す小中一貫教育では、子どもの成長を義務教育9年間の連続的な流れの中で考えるため、小学校や中学校ごとの地域連携に加えて、中学校ブロックにおけるPTA・育友会活動や地域諸団体との連携など、学校・家庭・地域社会が一体となって子どもたちの教育に携わることができるような教育環境づくりを目指します。

(4) 宇治市小中一貫教育推進協議会

小中一貫教育を総合的に推進するため、「宇治市小中一貫教育推進協議会」を平成20年4月に設置しました。

令和6年度は、学識経験者と小・中学校保護者や地域関係団体の代表者、小・中学校教員の合計9名で構成され、小中一貫教育に関する取組全般の進行管理を行い、取組内容の点検確認とともに改善点について意見交換等を行います。

また、必要に応じてプロジェクトチームを設置し、本協議会における意見交換や調整に必要な調査、研究を行います。

2. 学校規模・学校配置の適正化

教育効果を高めることができる学校、新しい教育課題に対応できる学校、家庭・地域社会と連携できる「開かれた学校」をつくるため、学校規模や学校配置の適正化については次のように考えています。

(1) 学校規模の適正化

近年の本市における児童生徒数は、ピーク時の約47.5%まで減少しており、小学校においては学年単学級が発生している学校があり、今後も減少が見込まれます。

学校規模の適正化については、これまで推進してきた「宇治市小中一貫教育と学校規模等適正化の方向～NEXUSプラン～」の考え方も踏まえつつ、今後は、これからの時代にふさわしい本市の教育施策の指針となる「第2次宇治市教育振興基本計画」及び「宇治市学校施設長寿命化計画」において、児童生徒数の減少の状況、施設の老朽化などを踏まえ、小中一貫校の整備等も含め検討することとしています。

(2) 学校配置の適正化

本市の学校配置は、通学距離や通学の安全およびコミュニティとの関係に配慮しながら、新設・分離などの経過をたどる中で現在の通学区域が設定されています。しかしながら、小中一貫教育の推進や学校規模適正化を進めるためには、学校配置の見直しが必要となっています。

現在では、本市の全ての中学校区において小中連携の取組を進めていますが、小中連携の面では分散進学の問題があります。

こうしたことから、義務教育9年間の教育効果を高めるためには、分散進学の解消や、中学校

区の小・中学校が一体的な教育活動を進めることが重要であると考えています。

今後、学校配置の適正化にあたっては、将来の児童生徒数の推移を見定めた上で、通学距離や通学の安全、地域コミュニティに十分配慮し、小学校での分散進学を是正するとともに、小中一貫校や1中学校2～3小学校で形成された小中一貫教育校の形態となるよう通学区域などの再編を検討していくこととします。

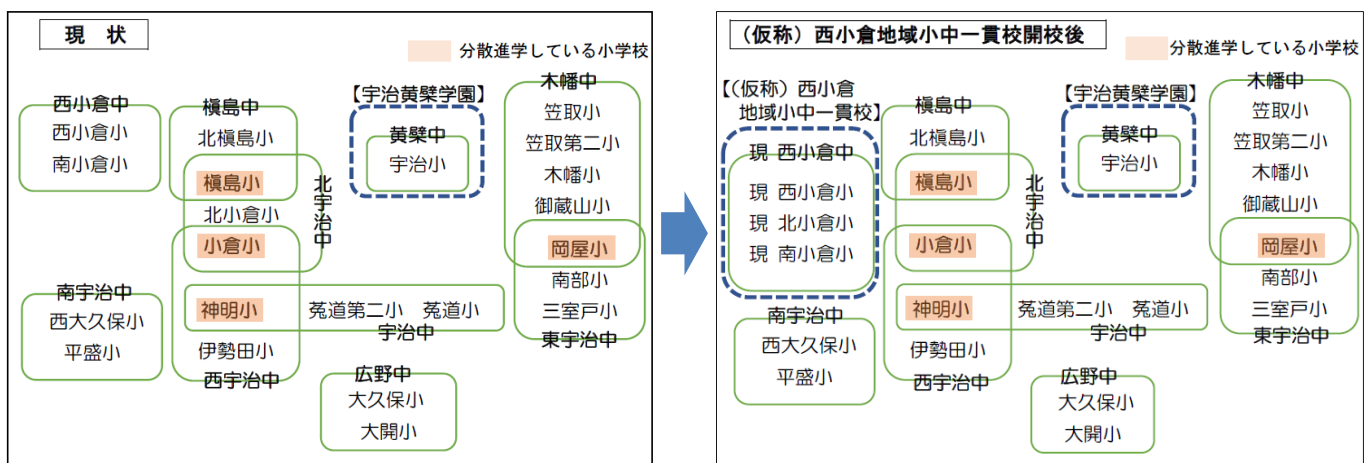
なお、平成24年度に黄檗中学校を新設し小中一貫校「宇治黄檗学園」が開校したことにより、宇治小学校の分散進学が解消されています。

(3) 学校規模・学校配置の適正化への具体的な方策について

学校規模・学校配置の適正化への具体的な方策については、第1次 NEXUS プラン実施方針の中で、御蔵山小学校において将来的に過大規模（31 学級以上）の状態が続くと予想されるため通学区域の変更を行うこと、西小倉地域と南宇治地域については、複数の学年で学年単学級の状態が将来的にも続くと予想されるため学校統合や通学区域の変更を行うことなどを示し、この実施方針に基づき、御蔵山小学校については平成22年度に通学区域の変更を行いました。

また、西小倉地域と南宇治地域の学校規模等適正化については、児童生徒の安全性等を考慮し、耐震補強工事を行った上で、学校統合や通学区域の変更について今後の児童生徒数の推移を踏まえ、小中一貫校の整備について検討することとしました。現在、令和8年4月の開校を目指し、（仮称）西小倉地域小中一貫校の整備を進めています。

なお、他の地域につきましては、宇治小学校の小中一貫校化等の成果を踏まえた上で「第2次宇治市教育振興基本計画」及び「宇治市学校施設長寿命化計画」に基づき、児童生徒数の減少の状況、施設の老朽化などを踏まえ、学校規模・配置について、周辺校も含めて小中一貫校整備や分散進学の解消の方策等について検討していくこととします。



Ⅲ. 学校施設

1. 学校施設の現況

昭和40年代に入って急激な増加を続けてきた児童生徒数は、昭和50年代後半から60年代をピークに減少に転じ、最近では一部の小学校で児童数が微増していますが、全体としては減少しています。

児童生徒数の急増期には、新設校の建設や既設校の増築に努め、昭和40年以降、小学校は14校、中学校も7校の新設を行ってきました。児童生徒数が減少に転じてからは、空き教室を活用したデイサービスセンター等の高齢者福祉施設の整備、コンピュータ室や視聴覚室等への改造等を実施し、学校施設の充実を図りました。

平成19年度から実施してきた校舎・体育館の耐震補強工事は概ね完了し、普通教室や特別教室等への空調機の設置工事については、平成26年度で完了しました。引き続き、学校施設の安全性の確保と教育環境の向上を目指して、計画的かつ効率的に施設整備を進めているところです。

(1) 施設整備状況

小 学 校

(令和6年5月1日現在)

区分 学校名	開校	改築	増築	屋体	プール	その他	大規模 改 造	備考
菟道小	M6年	S41年 移転		S42年 増改築 H14年	S43年	H21年 耐震補強 H26年 給食室改造	H8、H9年 H12、H21年 H22、H25年 H26、R5年	明治12年 校名変更
菟道第二小	S28年	S54年 移転		S55年 移転	S55年 移転 H20年	S54年 給食室移転 H13年 給食室改造 H22、23年 耐震補強	H17、H24年 H30年、R4年	菟道小から 分離
神明小	S47年		S47、S48年 S49年	S47年	S48年	S63、H14年 給食室改造 H23年 耐震補強	H7、H13年 H14、H15年 H16、H24年 H25、H27年 H30、R2年	菟道第二小・小倉小 から分離
槇島小	M15年	S42年 移転	S45、S46年 S48、S50年 S51、S52年 S55年	S46年	S44年	S49年 給食室新築 H16年 給食室改造 H20年 耐震補強	S63、H9年 H12、H13年 H16、H21年 H22、H29年	
北槇島小	S58年		S60、S63年 H10年	S57年	S57年	S57年 給食室新築 H13年 給食室改造	H11、H23年 H26、H30年 R2年、R4年	槇島小から 分離

区分 学校名	開校	改築	増築	屋体	プール	その他	大規模 改 造	備考
小倉小	M6 年	S47 年 S51 年	S41、S43 年 S47、S53 年	S47、S48 年 改築	S45 年 改造 R5 年 改築	S42 年 給食室新築 H23 年 耐震補強 H28 給食室新築	H6、H8 年 H13、H24 年 H26、H27 年 R3 年	
伊勢田小	S49 年		S49 年	S49 年	S49 年	S61 年 給食室改造 H20、H21 年 耐震補強	H13、H16 年 H19、H22 年 R5 年	小倉小・西 小倉小から 分離
西小倉小	S44 年		S44、S45 年 S46、S50 年	S45 年	S47 年	S44 年 給食室新築 S57 年 給食室改造 H21、H25 年 H26 年 耐震補強	S63、H3 年 H7、H19 年 H26、H29 年 R2 年	小倉小から 分離
北小倉小	S48 年		S48、S49 年 S51 年	S48 年	S49 年	S62 年 給食室改造 H21、H25 年 耐震補強	H13、H14 年 H16、H26 年 R2 年	西小倉小か ら分離
南小倉小	S53 年		S53 年	S52 年	S54 年	S52 年 給食室新築 H24、H25 年 耐震補強	H15、H26 年 R2 年	西小倉小・ 北小倉小か ら分離
大久保小	M14 年	S36 年 移転 H19 年	S40、S41 年 S42、S47 年 S50、H19 年	S39 年 新築 H5、H19 年 改築	S39 年 H20 年	S47、H13 年 給食室改造 H19 年 給食室改築	S62、S63 年 H2、H3 年 H4、H23 年 R5 年	明治 23 年 校名変更
大開小	S51 年		S51、53 年 S57 年	S50 年	S51 年	H13 年 給食室改造 H22、23 年 耐震補強	H13、H18 年 H19、H24 年 H29、R5 年	神明小・大 久保小から 分離
西大久保小	S45 年		S45、S47 年 S48、S49 年 S53 年	S46 年	S47 年	S45 年 給食室新築 S58 年 給食室増築 H19 年 給食室改造 H24 年 耐震補強	H5、H6 年 H25、H30 年 R1 年	大久保小か ら分離
平盛小	S50 年		S49、S51 年 S52、S53 年 S55 年	S49 年	S51 年 H24 年	H22、H24 年 耐震補強	H5、H7 年 H14、H25 年 R1、R5 年	西大久保小 から分離

区分 学校名	開校	改築	増築	屋体	プール	その他	大規模 改 造	備考
宇治小	M5 年	H23 年	S34、S43 年 S44、H3 年 H23 年	S47 年 H23、H24 年	S36 年 H23 年	S56、H23 年 給食室改築	S60、H6 年 H9 年	明治 25 年 校名変更
三室戸小	S50 年		S49、S56 年 H28 年	S49 年	S50 年 H21 年	H13 年 給食室改造 H22、H24 年 耐震補強	H15、H25 年 H28、R5 年	宇治小・菟 道小から分 離
南部小	S46 年		S48、S50 年 S51、S54 年	S46 年	S48 年 H23 年	H15 年 給食室改造 H22 年 耐震補強	H8、H12 年 H15、H23 年 H24、H29 年 R1 年	宇治小・菟 道小から分 離
岡屋小	S49 年		S54、S56 年 S58 年	S49 年	S49 年	H21 年 耐震補強 H23 年 給食室改造	H13、H15 年 H19、H22 年 H27、R3 年	宇治小から 分離
木幡小	S42 年	H23 年	S42、S44 年 S45、S53 年 H23 年	S44 年	S46 年	S56、H18 年 給食室改造 H20 年 耐震補強	H11、H14 年 H16、H19 年 H21、H22 年 H23、H28 年	宇治小から 分離
御蔵山小	S48 年		S48、S49 年 S55、H16 年 H17、H19 年	S48 年	S49 年	H1、H19 年 給食室改造 H21 年 耐震補強	H5、H6 年 H9、H12 年 H14、H16 年 H17、H21 年 H22、H24 年 R3 年	木幡小から 分離
笠取小	M6 年	S58 年	S58 年	S58 年 増改築	H10 年 増改築		R2、R5 年	
笠取第二小	M39 年	S58 年	S58 年	S59 年 増改築	S59 年 増改築		R5 年	

中 学 校

(令和6年5月1日現在)

区分 学校名	開校	改築	増築	屋体	プール	その他	大規模 改 造	備考
宇治中	S22 年	S34 年 S36 年 S39 年 S49 年 H26 年	S49 年 S56 年	H1 年(柔剣道場) H26 年	S37 年	H23 年 耐震補強	H1、H24 年 H26、H27 年	
北宇治中	S47 年		S47、S48 年 S49、S50 年 S51 年	S47 年 S63 年(柔剣道場)	S49 年	H20 年 耐震補強	H4、H8 年 H15、H18 年 H21、H22 年 H28、H29 年	西宇治中、宇 治中から分 離

区分 学校名	開校	改築	増築	屋体	プール	その他	大規模 改 造	備考
榎島中	S57年			S55年 H3年（柔剣道場）			H9、H20年 H23、H28年 H30、R1年	北宇治中から分離
西小倉中	S53年		S53、S55年 S57年	S52年 H2年（柔剣道場）		H21、H25年 耐震補強	H16、H26年 R2年	北宇治中から分離
西宇治中	S31年	S32年 H11年	S42、S43年 S44、S48年 S50年	H1年（第二屋体） H10年（旧屋体解体） H12年（柔剣道場）	S41年	H23年 耐震補強 R3年 エレベーター 改修	S61、62年 S63、H2年 H19、H24年 H26、R3年 R5年	昭和31年組合立久世中学校廃校に伴い分離、開校
南宇治中	S51年		S51、S54年 S55年	S50年 S63年（柔剣道場）		H21、H24年 耐震補強	H5、H14年 H16、H25年 H30、R2年	西宇治中から分離
広野中	S59年		S60年	S58年 H4年（柔剣道場）			H23、H29年 H30、R1年 R2年	南宇治中、宇治中、西宇治中から分離
東宇治中	S22年	S45年 S46年	S37、S47年 S55、S57年 S63、H3年	S39年 S61年（第二屋体）		H22年 耐震補強	H1、H2年 H3、H4年 H5、H6年 H7、H19年 H20、H23年 H26、H28年 R3、R5年	
木幡中	S49年		S53、S55年 S57、H1年	S49年 S61年（第二屋体）		H22、H24年 耐震補強	H8、H11年 H13、H20年 H25、H29年 R3年	東宇治中から分離
黄檗中	H24年			H23年 H24年			H28年	東宇治中、木幡中から分離

※黄檗中学校は平成24年4月1日に宇治小学校との小中一貫校として開設。

幼稚園

（令和6年5月1日現在）

区分 園名	開園	増築	プール	その他	大規模 改 造	備考
神明幼	S44年	S48年		S46年 遊戯室	H5年 H24年	
東宇治幼	S19年	S45年 移転	S46年		H6年 H24年	
木幡幼	S51年			S62年 保育室 H1年 遊戯室 H22年 耐震補強	H16年 H24年	

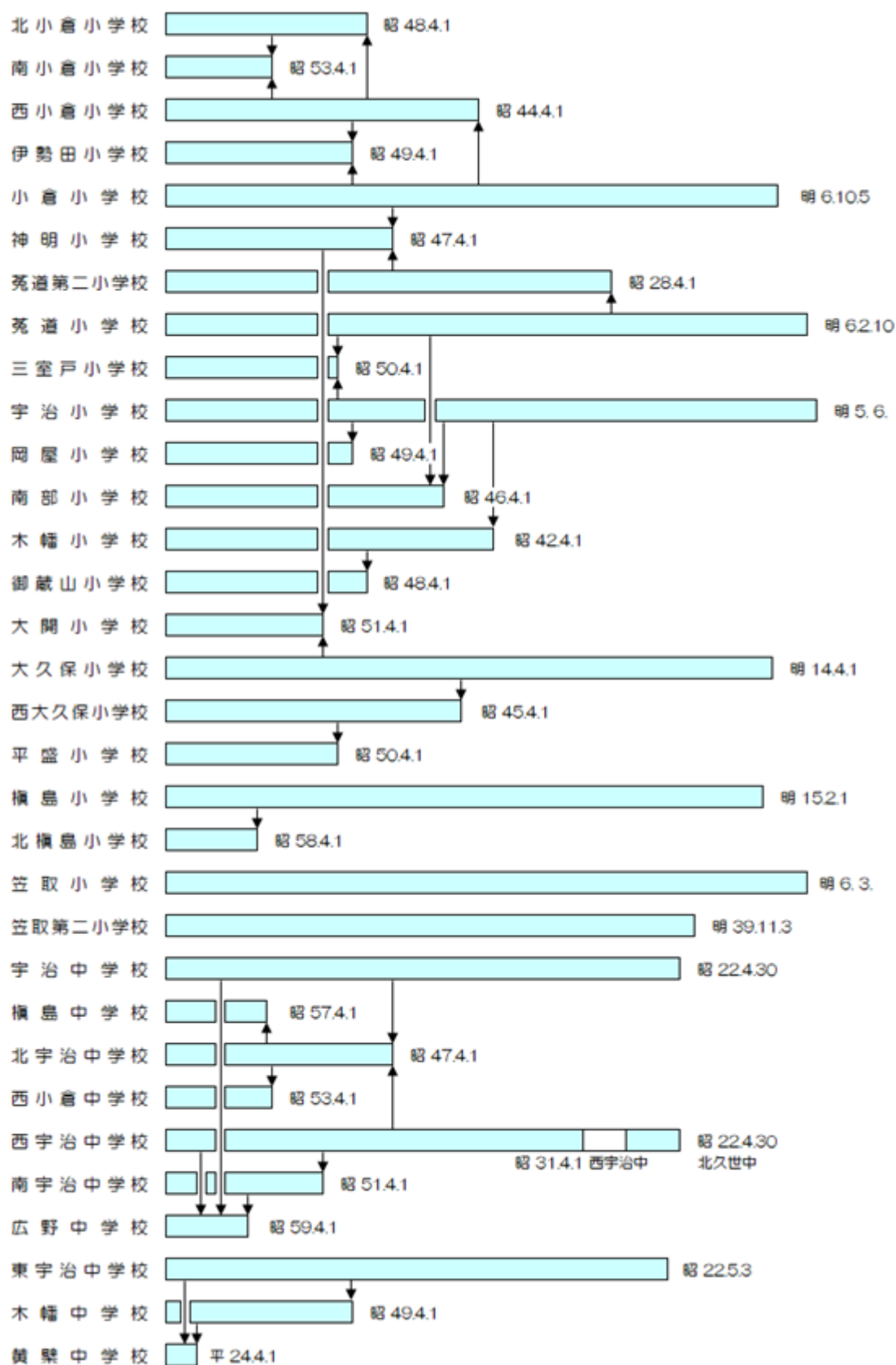
(2) 令和6年度 保有教室等の状況

令和6年5月1日現在

小学校名	所 在 地	開設年度	児童数	学 級 数			保有 普通	保 有 特 別 教 室												
				普	特	計		理科	生活	音楽	図工	家庭	視聴	コン	図書	特活	相談		計	
宇治小	五ヶ庄三番割27	M.5	708	24	4	28	28	1	0	2	1	2	0	1	2	1	5	0	15	
笠取小	西笠取石原22	M.6	18	4	0	4	4	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	4	
笠取第二小	炭山直谷31	M.39	13	4	0	4	6	1	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	4	
菟道小	宇治塔川102	M.6	239	11	1	12	17	1	0	1	1	1	0	1	1	0	0	0	6	
菟道第二小	宇治琵琶63-3	S.28	528	18	3	21	25	1	0	1	1	1	0	1	1	0	0	0	6	
横島小	横島町吹前35	M.15	444	16	2	18	26	1	0	1	1	1	0	1	2	0	0	0	7	
小倉小	小倉町西畑1-4	M.6	609	19	3	22	27	1	0	1	1	1	1	1	1	0	2	0	9	
大久保小	広野町中島1-1	M.14	706	22	3	25	33	1	0	1	1	1	0	1	1	0	2	0	8	
木幡小	木幡赤塚4	S.42	707	22	4	26	28	1	0	1	1	1	0	1	1	0	1	0	7	
西小倉小	伊勢田町遊田69	S.44	307	12	2	14	24	1	0	1	1	1	0	1	1	0	0	0	6	
西大久保小	大久保町巨糠25	S.45	335	12	1	13	22	1	0	1	1	1	0	1	1	0	0	0	6	
南部小	五ヶ庄戸ノ内15-1	S.46	349	13	2	15	24	1	0	1	1	1	0	1	1	0	1	0	7	
神明小	神明石塚32	S.47	483	17	3	20	24	1	0	1	1	1	0	1	1	0	1	0	7	
御蔵山小	木幡御蔵山39-4	S.48	558	19	2	21	33	1	0	1	0	1	0	1	1	0	1	0	6	
北小倉小	小倉町堀池72	S.48	168	6	2	8	23	1	0	1	1	1	0	1	1	0	0	0	6	
伊勢田小	伊勢田町井尻3	S.49	388	13	3	16	25	1	0	1	1	1	0	1	1	0	0	0	6	
岡屋小	五ヶ庄寺界道37-3	S.49	345	12	2	14	26	1	0	1	1	1	0	1	1	0	0	0	6	
三室戸小	菟道岡谷16-2	S.50	375	13	1	14	19	1	0	1	1	1	0	1	1	0	1	0	7	
平盛小	大久保町平盛91-3	S.50	115	6	2	8	22	1	0	1	1	1	1	1	1	0	1	0	8	
大開小	広野町大開35	S.51	397	13	2	15	22	1	0	1	1	1	0	1	1	0	0	0	6	
南小倉小	小倉町南浦40-1	S.53	189	8	3	11	23	1	0	1	1	1	0	1	1	0	0	0	6	
北横島小	横島町本屋敷40-2	S.58	287	12	3	15	19	1	0	1	1	1	0	1	1	0	0	0	6	
計			8,268	296	48	344	500	22	0	23	19	22	2	21	24	1	15	0	149	
中学校名	所 在 地	開設年度	生徒数	学 級 数			保有 普通	保 有 特 別 教 室												
				普	特	計		理科	音楽	美術	技術	家庭	外国	視聴	コン	図書	特活	相談	計	
東宇治中	五ヶ庄池ノ浦36-1	S.22	569	15	3	18	33	3	2	1	2	2	0	1	1	1	0	4	17	
宇治中	宇治矢落64-1	S.22	485	13	3	16	19	2	2	1	1	2	0	0	1	1	0	3	13	
西宇治中	伊勢田町南山21-1	S.31	378	11	3	14	18	2	2	1	2	2	0	1	1	1	1	2	15	
北宇治中	横島町島前33	S.47	484	13	2	15	24	2	2	1	2	2	0	1	1	2	0	5	18	
木幡中	木幡内畑34	S.49	744	20	2	22	32	2	2	1	2	2	0	1	1	1	1	2	15	
南宇治中	大久保町平盛31-5	S.51	222	8	3	11	24	2	2	1	2	2	0	1	1	1	1	3	16	
西小倉中	伊勢田町遊田7-1	S.53	267	9	2	11	19	2	2	1	2	2	0	1	1	1	1	3	16	
横島中	横島町本屋敷35-1	S.57	261	8	2	10	15	1	1	1	2	1	0	0	1	1	0	3	11	
広野中	広野町尖山3	S.59	542	15	2	17	21	2	1	1	2	2	0	1	1	1	1	3	15	
黄檗中	五ヶ庄三番割27	H.24	360	9	2	11	13	2	(2)	0	1	(2)	0	0	(1)	(2)	(1)	(5)	3	
計			4,312	120	25	145	218	20	16	9	18	17	0	7	9	10	5	28	139	
幼稚園名	所 在 地	開設年度	幼児数	学級数			保育 室	遊戯												
				普		計														
東宇治幼	五ヶ庄梅林官有地	S.19	72	3	0	3	5	1												
神明幼	宇治野神57	S.44	7	1	0	1	5	1												
木幡幼	木幡檜尾47-1	S.51	6	1	0	1	4	1												
計			85	5	0	5	14	3												

※黄檗中学校は平成24年4月1日に宇治小学校との小中一貫校として開設。音楽室2教室、家庭科室2教室、コンピュータ教室1教室、図書室2教室、特別活動室1教室、相談室5教室分は、共有教室であるため、宇治小学校に計上している。

(3) 小・中学校の分離



(4) 学校施設の利用

本市では、学校教育上支障のない限りにおいて、小・中学校・幼稚園の施設（体育館、運動場、普通教室及び特別教室、その他教育委員会が認めた施設）を、教育委員会の許可を受けて、学校教育以外の目的にも使用することができます。使用できる人は、市内に在住又は勤務している人に限ります。

その使用料は次のとおりです（平成30年7月1日より適用）。

施 設 名		単 位	使 用 料
体 育 館		1 時 間	600円
運 動 場	夜 間 照 明 を 使 用 し な い 場 合	1 時 間	400円
	夜 間 照 明 を 使 用 す る 場 合	6基 30分間	900円
		8基 30分間	1,200円
		10基 30分間	1,500円
		12基 30分間	1,800円
普 通 教 室		1 時 間	60円
特 別 教 室		1 時 間	60円
保 育 室		1 時 間	60円
遊 戯 室		1 時 間	60円
地 域 開 放 型 教 室	基 本 使 用 料	1 時 間	200円

※地域開放型教室を使用する場合において、冷房又は暖房の装置を使用するときは、この表に定める額に10分の3を乗じて得た額を加算する。

令和5年度 学 校 施 設 利 用 状 況

	利用状況（件）			
	体 育 館	運 動 場	教 室	合 計
令和5年 4月	921	443 (55)	8	1,372
5月	1,103	490 (74)	11	1,604
6月	941	412 (72)	10	1,363
7月	950	486 (57)	7	1,443
8月	796	318 (49)	6	1,120
9月	1,022	457 (63)	7	1,486
10月	1,101	425 (80)	13	1,539
11月	1,121	428 (59)	9	1,558
12月	1,001	394 (66)	8	1,403
令和6年 1月	996	417 (60)	10	1,423
2月	1,064	472 (72)	10	1,546
3月	824	470 (56)	10	1,304
合 計	11,840	5,212 (763)	109	17,161

注（ ）内はうち夜間照明利用件数

(5) 学校体育施設の開放（学校開放）

学校体育施設の開放は、スポーツ基本法第13条に基づき、学校教育に支障のない範囲において行われており、校下の社会教育団体等で組織する学校開放運営委員会により効率的かつ円滑な利用推進が図られています。

令和5年度学校開放登録団体

令和6年3月末現在

		全般	屋 外 種 目				屋 内 種 目					その他	計
			サッカー	野球	ソフト ボール	GG	バレー	ソフト バレー	バド	バス ケット	卓球		
小 学 校	菟道	3	1		1		2	2				2	11
	菟道第二	2	1	1		1	5		2		1		13
	神明	2	1	1			1	2	1			2	10
	横島	1	2	1			2	2			1	2	11
	北横島		1		1	1	3	1	1			1	9
	小倉	3	1	2	1	2	4	2	1		1	3	20
	伊勢田	4	1	1	2		3		2		2	3	18
	西小倉			1	3	1	4		1		1	1	12
	北小倉	2	1	1		2		2	3		1	2	14
	南小倉	1		1		2	5	1	1		1	1	13
	大久保	4	1	1		1	3	1	3		1	1	16
	大開	6		1	2	2	1	1	2		2	1	18
	西大久保	2		1	1	1	2		1		1	1	10
	平盛	2	1		1	1						1	6
	三室戸	2	1	1		1	2	1	1		1		10
	南部	2		1	3	1	2		1			1	11
	岡屋	1	1	1	1		3		1	1	1	3	13
	木幡	1		2	3		1	3	2	1	1	3	17
	御蔵山	2	1	1	1		3	1	1		1	5	16
	笠取第二	3		1				1				5	10
中 学 校	宇治						5			2		1	8
	北宇治						1		1	3		4	9
	横島			1			4	1		1			7
	西小倉						2		2	3			7
	西宇治		2	2			3	1	1			4	13
	南宇治						1	1		1		5	8
	広野		2	1			4			1	1	2	11
	東宇治		6				6		1	3	1	3	20
	木幡						5		4	6	1		16
	一貫校 小中	宇治黄檗	8				3			4		3	18
合計		51	24	23	20	16	80	23	33	26	19	60	375

2. 地域開放型教室開放事業

(1) 事業の目的

市立学校の図書室や調理室などの特別教室を市民に開放する地域開放型教室開放事業を、西宇治中学校で行っています。学校の運動場や体育館などのスポーツ施設の開放に比べ、教室部分の開放は施設管理の面から進んでいませんでした。そこで西宇治中学校の校舎改築にあたっては、積極的な「地域開放型校舎」として整備し、学校運営に支障のない範囲で市民に有効利用していただけるようにしました。

これは、学校は子どもたちだけでなく地域の人々の学習の場でもあるとの観点に立ち、学校が持っている教育機能や施設を地域に開放するとともに、学校運営に地域の教育力を取り入れ、学校が家庭や地域社会とともに子どもたちを育てていこうという考えによるものです。

(2) 事業の内容

西宇治中学校は、平成7年度に実施した校舎の耐震耐力度調査の結果を受け校舎を改築することとなり、同じく老朽化していた旧体育館を解体して、その跡地に鉄筋コンクリート造地上5階建ての新校舎を建築し、平成11年8月に竣工しました。本校舎には図書室、調理室、美術室、音楽室Ⅰ、視聴覚室の5室が集中的に配置されており、同年9月からこれらの特別教室を夜間や休日等に開放しています。

地域開放型校舎の開放の円滑な運営を図るため、事業の運営は校長・教職員・育友会（PTA）役員・その他の地域団体役員等で構成する「地域開放型教室開放運営委員会」に委託しています。

なお、西宇治中学校地域開放型教室の登録団体は16団体（令和6年5月現在）です。

(3) 使用のあらまし

調理室、美術室、音楽室Ⅰ、視聴覚室の各特別教室の使用は団体での使用に限っており、あらかじめ教育委員会への登録を必要としています（図書室については個人使用のため登録の必要はありません）。

使用料は各特別教室につき1時間200円（図書室は無料）で、冷暖房設備を使用する場合は、その額に10分の3を乗じた額を加算します（平成30年7月1日より適用）。

使用の手続きは、団体が西宇治中学校図書室の開放日に運営委員会を経由し学校長へ使用許可申請書を提出し使用料を金融機関へ払い込んだ後、学校長が入金を確認し使用許可書を交付するというものです（公的な団体の使用についてはこの限りではありません）。

開放する特別教室	開放時間帯	
調理室・美術室・音楽室Ⅰ・視聴覚室	平日	18～22時
	土曜日、日曜日、祝日 夏期・冬期・春期の学校休業期間	9～22時
図書室	土曜日、日曜日、祝日 夏期・冬期・春期の学校休業期間	9～17時

開放休館日 (1)月曜日

(2)1月1日から同月4日及び12月28日から同月31日まで

IV. 学校教育

1. 市立学校の現況

(1) 児童生徒数の推移

本市の人口は、令和6年5月現在で180,242人となっています。児童数は、昭和57年にピークとなり、以降は減少が続きましたが、平成15年から平成20年までは若干の増加がみられました。平成21年度から現在にかけては減少傾向にあります。生徒数は、昭和61年にピークとなり、以降は減少しましたが、平成17年から平成25年までは増加傾向がみられました。平成26年度から現在にかけては、減少傾向にあります。

児童生徒数、人口の推移

各年5月1日現在

	小学校 児童数	中学校 生徒数	人口
昭和38年	4,367	2,963	56,729
39	4,432	2,729	61,210
40	4,783	2,450	67,719
41	5,212	2,376	74,320
42	5,871	2,356	82,319
43	6,643	2,498	90,509
44	7,418	2,595	96,899
45	8,248	2,710	101,703
46	9,130	2,942	106,514
47	9,939	3,194	112,056
48	10,950	3,528	118,206
49	12,144	3,907	124,759
50	13,315	4,392	130,448
51	14,458	4,824	137,154
52	15,344	5,415	141,642
53	16,423	5,771	144,406
54	17,502	6,028	148,655
55	18,259	6,448	151,896
56	18,534	7,124	153,978
57	18,548	7,667	156,236
58	18,298	8,073	159,133
59	17,950	8,508	161,889
60	17,300	8,985	164,221
61	16,478	9,338	167,010
62	15,722	9,299	170,247
63	15,009	9,084	170,247
平成元年	14,590	8,512	176,328
2	13,862	8,047	177,281
3	13,318	7,631	177,969
4	12,973	7,334	180,639
5	12,624	6,894	182,175

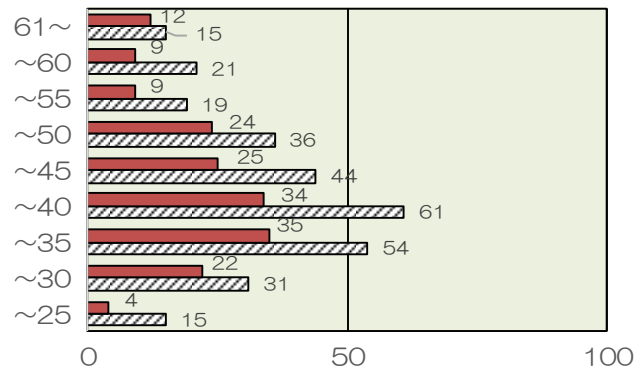
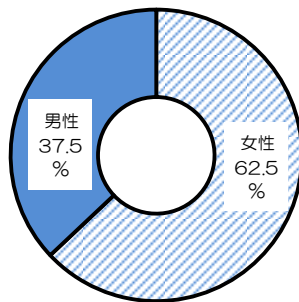
	小学校 児童数	中学校 生徒数	人口
平成6年	12,337	6,480	182,882
7	11,929	6,279	184,032
8	11,635	6,124	185,554
9	11,317	6,070	187,621
10	11,134	5,864	189,539
11	10,990	5,725	190,822
12	10,766	5,541	190,726
13	10,687	5,357	190,029
14	10,682	5,098	189,841
15	10,741	4,901	190,169
16	10,903	4,723	191,066
17	11,050	4,725	191,558
18	11,110	4,702	192,112
19	11,162	4,858	193,157
20	11,250	4,843	193,343
21	11,165	4,910	192,895
22	11,099	4,932	193,169
23	10,928	5,121	193,357
24	10,878	5,123	193,041
25	10,775	5,161	192,477
26	10,623	5,064	191,244
27	10,493	5,002	190,172
28	10,313	4,951	189,247
29	10,107	4,889	188,459
30	9,937	4,847	187,564
令和元年	9,647	4,791	186,657
2	9,355	4,786	185,691
3	9,090	4,745	184,493
4	8,857	4,604	182,981
5	8,562	4,421	181,758
6	8,268	4,312	180,242

教職員の構成

- ※ 人数は令和6年5月1日現在の校長、教頭、教諭、定数内講師のみとする。
 ※ 年齢は令和7年3月31日現在とする。

小学校

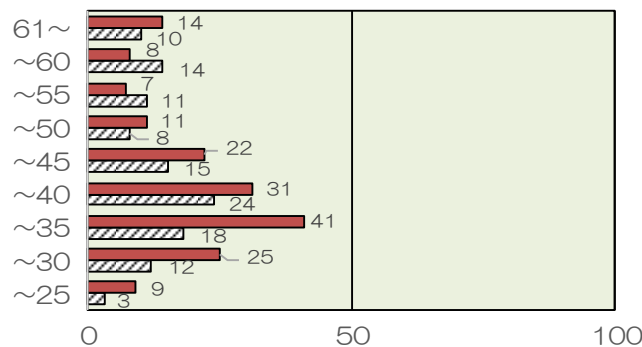
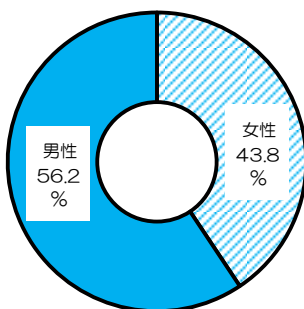
男 性 174 人
 女 性 296 人
 合 計 470 人



(平均年齢 男性 41.1 女性 41.0 全体 41.0)

中学校

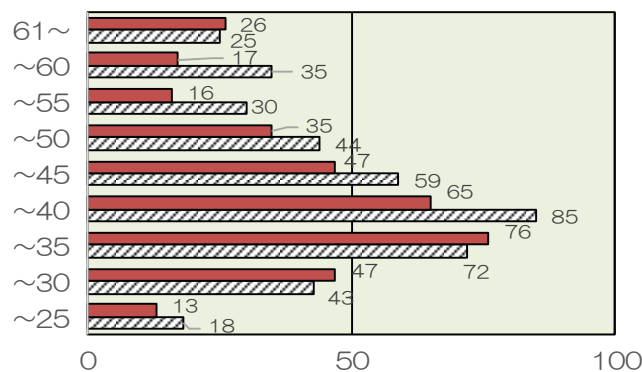
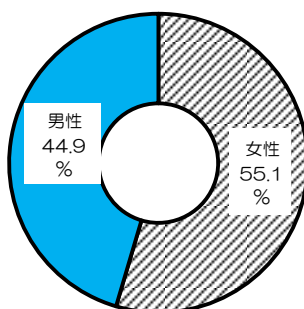
男 性 168 人
 女 性 115 人
 合 計 283 人



(平均年齢 男性 39.5 女性 43.1 全体 41.0)

全 体

男 性 342 人
 女 性 411 人
 合 計 753 人



(平均年齢 男性 40.3 女性 41.6 全体 41.0)

(2) 通学区域

小学校

(令和6年5月1日現在)

学 校 名	区 域
菟 道	宇 治 (乙方・金井戸・小桜・紅斉・里尻・山王・善法・塔川・東内・東山・又振・妙楽・山田・蓮華の全部及び壱番・宇文字・下居・山本の一部) 菟 道 (荒槇・大垣内・丸山の一部) 榎島町 (六石山の全部) 白 川の全域 折居台 (三丁目・四丁目の全部)
菟道第二	宇 治 (池森・折居・玄斉・戸ノ内・貳番・琵琶・矢落・若森の全部及び壱番・宇文字・大谷・蔭山・下居・米阪・野神・半白・樋ノ尻の一部) 琵琶台の全域 折居台 (一丁目・二丁目の全部)
神 明	宇 治 (蛇塚の全部及び御廟・天神の一部) 神 明 (石塚の全部及び宮北・宮西・宮東の一部) 開 町の一部 羽拍子町の一部 天神台の全域
榎 島	宇 治 (半白・樋ノ尻の一部) 榎島町 (一ノ坪・石橋・一町田・藺場・大町・大幡・北内・五才田・郡・島前・外・月夜・中川原・幡貫・吹前・門口の全部及び大川原・十一・南落合の一部) 小倉町 (春日森・新田島の一部)
北榎島	榎島町 (落合・三十五・十六・十八・清水・千足・二十四・目川・本屋敷の全部及び大川原・十一・南落合の一部)
小 倉	宇 治 (蔭山・御廟・半白・天神・米阪の一部) 小倉町 (老ノ木・奥畑・久保・寺内・天王・中畑・西畑・東山の全部及び西山・神楽田・春日森の一部) 伊勢田町 (大谷・北山の一部) 開 町の一部 羽拍子町の一部 南陵町の全域
伊勢田	伊勢田町 (井尻・ウトロ・浮面・中山・中ノ田・名木一丁目・名木二丁目・名木三丁目・南山・若林の全部及び大谷・毛語・新中ノ荒・中荒の一部)
西小倉	小倉町 (西大池の全部及び南堀池の一部) 伊勢田町 (北遊田・砂田・中遊田・西遊田・東遊田・南遊田・遊田の全部及び毛語の一部) 榎島町 (西鴨巣・東鴨巣の一部) 安田町の全域
北小倉	小倉町 (大池・蓮池・堀池の全部及び神楽田・新田島・西浦・南堀池の一部) 榎島町 (西嶋沢・東嶋沢の全部及び西鴨巣・東鴨巣の一部)
南小倉	小倉町 (南浦・山際の全部及び神楽田・西浦・南堀池・西山の一部) 伊勢田町 (北山の一部)
大久保	広野町 (一里山・桐生谷・茶屋裏・寺山・東裏・宮谷の全部及び小根尾・尖山・中島・西裏・丸山の一部) 大久保町 (久保の全部及び上ノ山・大竹の一部) 寺山台の全域 神 明 (宮北の一部)
大 開	広野町 (大開・八軒屋谷の全部及び小根尾・尖山・中島・丸山の一部) 神 明 (宮西・宮東の一部) 宇 治 (大谷・野神の一部)
西大久保	大久保町 (井ノ尻・北ノ山・田原・成手・西ノ端・南ノ口・山ノ内の全部及び旦棕・大竹・上ノ山・平盛の一部) 広野町 (岩ヶ鼻・新成田・成田・風呂垣外の全部及び西裏の一部) 伊勢田町 (蔭田の全部及び新中ノ荒・中荒の一部)
平 盛	大久保町 (旦棕・平盛の一部)

学 校 名	区 域
宇 治	木 幡（南山畑の全部及び大瀬戸・熊小路・内畑・西浦・中村・西中・南端・南山・北山畑の一部） 五ヶ庄（一番割・五雲峰・三番割・高峯山・二番割・広岡谷の全部及び梅林・大林・折坂・芝ノ東・新開・西浦・平野・福角の一部） 菟 道（羽戸山の全部及び西隼上り・東隼上りの一部） 羽戸山の全域
三室戸	菟 道（池山・上野・大谷・岡谷・奥ノ池・河原・郷原・坂川・滋賀谷・新池・田中・高尾・只川・段ノ上・中筋・中山・逃谷・西中・東中・妙見・門前・藪里・山田の全部及び荒横・大垣内・谷下り・出口・西隼上り・東隼上り・森本の一部） 宇 治（山本の一部） 横島町（横永山・横尾山の全部） 明星町の全域 志津川の全域
南 部	五ヶ庄（一里塚・上村・大八木島・岡本・柏田・瓦塚・官有地・葛森・辻本・戸ノ内・針木原・日皆田の全部及び折坂・平野・福角の一部） 菟 道（車田・平町の全部及び谷下り・出口・西隼上り・丸山・森本の一部） 横島町（大島の全部）
岡 屋	木 幡（内畑・熊小路・中村・南端・西中・北島・西浦の一部） 五ヶ庄（尼ヶ塚・池ノ浦・居場道・北ノ庄・九ツ池・千入寺・高車・谷前・檀ノ東・寺界道・轟・西田・西川原・野添・雲雀島・古川の全部及び梅林・大林・芝ノ東・新開・西浦・平野の一部）
木 幡	六地藏の全域 木 幡（河原・北畠・正中・陣ノ内・畑山田・花揃・東中・檜尾・御園の全部及び北山畑・北島・赤塚・大瀬戸・御蔵山・金草原・熊小路・中村・西中・平尾・南山の一部）
御蔵山	木 幡（北山・須留・松峠・南原の全部及び赤塚・御蔵山・金草原・平尾・南山の一部） 平尾台の全域
笠 取	東笠取の全域 西笠取の全域
笠取第二	炭 山の全域 池 尾の全域 二 尾の全域 菟 道（東垣内の全部）

中学校

（令和6年5月1日現在）

学 校 名	区 域
宇 治	菟道小学校通学区域の全部、菟道第二小学校通学区域の全部、神明小学校通学区域の一部
北宇治	横島小学校通学区域の一部、北小倉小学校通学区域の全部、小倉小学校通学区域の一部
横 島	横島小学校通学区域の一部、北横島小学校通学区域の全部
西小倉	西小倉小学校通学区域の全部、南小倉小学校通学区域の全部
西宇治	神明小学校通学区域の一部、小倉小学校通学区域の一部、伊勢田小学校通学区域の全部
南宇治	西大久保小学校通学区域の全部、平盛小学校通学区域の全部
広 野	大久保小学校通学区域の全部、大開小学校通学区域の全部
東宇治	南部小学校通学区域の全部、三室戸小学校通学区域の全部、岡屋小学校通学区域の一部
木 幡	木幡小学校通学区域の全部、御蔵山小学校通学区域の全部、笠取小学校通学区域の全部 笠取第二小学校通学区域の全部、岡屋小学校通学区域の一部
黄 檗	宇治小学校通学区域の全部

(3) 小・中学校入学状況

(小学校)

(単位:人)

区分 \ 年度	平成31 (令和元)	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
宇治市立学校	1,471	1,438	1,429	1,372	1,276	1,274
国・私立学校等	48	39	53	52	40	42

(中学校)

(単位:人)

区分 \ 年度	平成31 (令和元)	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
宇治市立学校	1,617	1,603	1,525	1,476	1,419	1,420
国・私立学校等	213	199	224	196	206	205

(4) 市立中学校卒業生の進路状況（令和5年度）

(単位:人)

卒業者	高等学校等進学者	専修学校等進学者	就職者	その他
1,523	1,508	2	5	8

高等学校等進学者内訳

(単位:人)

全日制高等学校	定時制高等学校	通信制高等学校	高等専門学校	特別支援学校
1,369	18	92	6	23

(5) 児童生徒の異動状況（令和5年度）

(転入)

(単位:人)

区分 \	異動数(A) 5年度中	児童生徒数 (B)5.5.1	異動率 (A)／(B)
小学校	128	8,562	1.49%
中学校	14	4,421	0.32%
合計	142	12,983	1.09%

(転出)

(単位:人)

区分	異動数(A) 5年度中	児童生徒数 (B)5.5.1	異動率 (A)／(B)
小学校	134	8,562	1.57%
中学校	27	4,421	0.61%
合計	161	12,983	1.24%

(転入)

(単位:人)

区分	市内	市外	合計
小学校	23	105	128
中学校	4	10	14
合計	27	115	142
	19.0%	81.0%	100.0%

(転出)

(単位:人)

区分 \	市内	市外	合計
小学校	33	101	134
中学校	5	22	27
合計	38	123	161
	23.6%	76.4%	100.0%

資 料
① 健康安全

令和5年度 児童生徒の体格（平均値）

（令和5年6月～調査）

項目 学年	身 長 (cm)		体 重 (kg)	
	男 子	女 子	男 子	女 子
小学校 1 年	116.7 (116.8)	115.7 (115.5)	21.3 (21.3)	21.0 (20.9)
2 年	122.8 (122.7)	121.5 (121.8)	24.2 (24.3)	23.5 (23.8)
3 年	128.6 (128.4)	127.2 (128.1)	27.4 (27.6)	26.7 (27.2)
4 年	133.8 (134.0)	134.2 (134.1)	31.2 (31.4)	30.5 (30.6)
5 年	139.6 (139.1)	141.0 (142.0)	35.2 (35.0)	34.5 (35.6)
6 年	145.7 (145.8)	147.8 (147.8)	38.6 (39.4)	40.1 (40.3)
中学校 1 年	153.3 (154.5)	152.2 (152.1)	44.4 (45.7)	44.6 (44.2)
2 年	161.0 (160.6)	154.9 (155.4)	49.8 (50.4)	46.8 (47.3)
3 年	165.6 (166.0)	156.5 (156.8)	53.4 (54.7)	49.5 (49.8)

上段:宇治市 実施人数 小学校(8,558人) 中学校(4,418人)

下段:京都府 府の数値は概数。(府は、府内児童生徒無作為抽出による調査)

学校保健統計調査 令和4年度 都道府県表

※令和5年度数値が現時点で未公表のため、令和4年度数値を記載。

令和5年度 園児・児童・生徒事故災害状況

区 分			幼稚園	小学校	中学校	計	構成比（％）
被災者数	男 子		3	431	353	787	62.1%
	女 子		1	236	244	481	37.9%
	計		4	667	597	1,268	100.0%
被災学年	1 年（年少）		1	118	193		
	2 年（年中）		2	113	235		
	3 年（年長）		1	92	169		
	4 年			111			
	5 年			127			
	6 年			106			
	計		4	667	597	1,268	
被災時状況	教 科 体 育 時		0	172	195	367	29.0%
	体 育 行 事		0	2	10	12	0.9%
	体育クラブ時（体育部活動を含む）		0	2	288	290	22.9%
	休憩時	始 業 前	0	44	6	50	4.0%
		放 課 後	0	45	11	56	4.4%
		業 間 時	0	242	47	289	22.8%
	そ の 他 の 教 科 ・ 保 育 時		2	81	24	107	8.4%
	そ の 他		2	79	16	97	7.6%
	計		4	667	597	1,268	100.0%
被災場所	校舎内	各 教 室	1	162	44	207	16.3%
		廊 下 ・ 昇 降 口 ・ 階 段	0	86	31	117	9.2%
		体 育 館 ・ 講 堂	0	106	230	336	26.5%
		そ の 他	0	6	16	22	1.7%
	校舎外	運 動 場 ・ 校 庭	0	232	189	421	33.2%
		そ の 他	2	17	16	35	2.8%
	学校外	道 路	0	37	3	40	3.2%
		学 校 外 の 体 育 施 設	0	7	18	25	2.0%
		そ の 他	1	14	50	65	5.1%
		計		4	667	597	1,268

主な傷病名	骨	折	1	67	136	204	16.1%
	脱	臼	0	5	6	11	0.9%
	捻	挫	0	124	163	287	22.6%
	打	撲	2	243	126	371	29.3%
	挫	傷 ・ 擦 過 傷	0	48	27	75	5.9%
	切	傷 ・ 裂 傷	1	78	20	99	7.8%
	歯	折	0	16	3	19	1.5%
	そ	の 他	0	81	113	194	15.3%
	熱	中 症	0	5	3	8	0.6%
		計	4	667	597	1268	100.0%
被災の程度	1	ヵ 月 以 上	0	7	18	25	2.0%
	2	週 間 以 上	1	152	250	403	31.8%
	2	週 間 未 満	3	508	329	840	66.2%
		計	4	667	597	1268	100.0%
在校（園）数比			4/86 =4.7%	667/8,558 =7.8%	597/4,418 =13.5%	1,268/13,062 =9.7%	

（注）構成比については、四捨五入によっているので、端数において合計と一致しないものがある。

令和5年度 児童・生徒・園児交通事故件数

月 別			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
学 年 別	小 学 校	1 年	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2
		2 年	0	0	1	0	2	1	2	1	0	1	0	1	9
		3 年	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2
		4 年	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	4
		5 年	1	0	0	1	0	1	0	0	0	1	1	0	5
		6 年	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2
		計	1	0	1	2	2	3	3	2	1	4	3	2	24
	中 学 校	1 年	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
		2 年	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	4
		3 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
		計	0	1	0	0	0	1	0	0	1	3	1	0	7
	幼 稚 園		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計		1	1	1	2	2	4	3	2	2	7	4	2	31
被災時の	遊 び 中 の 飛 び 出 し		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	歩 行 中		0	0	1	0	0	1	2	0	1	5	1	0	11
	自 転 車 運 転 中（同 乗）		1	1	0	2	1	3	1	1	1	1	1	2	15

状	二 輪 車 ・ 自 動 車 同 乗 中	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	0	4
況	計	1	1	1	2	2	4	3	2	2	7	4	2	31
被 災 の 程 度	1 カ 月 以 上	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	2 週 間 以 上	1	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	4
	2 週 間 未 満	0	1	1	0	2	4	3	2	0	6	4	2	25
	計	1	1	1	2	2	4	3	2	2	7	4	2	31

② ヘき地教育

市域東部の笠取地域は、北は京都市、東は滋賀県大津市に接し、標高300～500mの山々にかこまれた過疎の地域です。昭和60年に東西笠取地域の簡易水道開始をはじめとして、昭和63年に京滋バイパスの開通、地場産業の炭山陶芸団地の進展、平成27年に簡易水道が宇治市水道事業に統合されるなど地域開発が進んでいます。ここに明治に開校した歴史を有する2つの小学校があり、笠取小学校は、平成9年度に京都府教育委員会より、さわやか賞・奨励賞の表彰を受け、笠取第二小学校は、平成9・10年度道徳教育パイロット校の指定を受けるなど、地域に根ざした教育が進められています。

また、笠取小学校においては、平成13年4月より小規模特認校制度を適用し、豊かな自然環境の中で温もりある学びと「生きる力」を培うことを目的に区域外から就学を希望する保護者に対して一定の条件のもとで、入学を認めています。

今までの主な施策

年月	内 容
昭和41.4	○完全給食の実施
43.8	○笠取小学校プール完成
46.4	○東宇治中学校笠取分校を廃止し、東宇治中学校に統合 ○笠取スクールバスの運行開始 ○通学路の整備、施設・整備の充実、改善
48.10	○教職員住宅の設置
49.8	○笠取第二小学校プール完成
50.1	○スクールバス更新 ○複々式授業の解消
52.4	○1・2年複式授業の解消
54.4	○笠取地区スクールバス（バス及びワゴン）2台による運行開始 ○普通教室にカラーテレビ設置
55.9	○笠取地区スクールバスの更新購入
57.4	○笠取地区でワゴン車1台購入し、3台でスクールバス運行開始
59.3 9	○笠取小学校校舎全面改築竣工（校舎・体育館） ○笠取第二小学校校舎全面改築竣工（校舎） ○笠取地区スクールバスの更新購入 ○笠取小学校運動場完成
60.3 10	○笠取第二小学校体育館完成 ○第34回全国へき地教育研究大会開催（笠取小）
61.3	○スクールバス更新

平成元. 3	〇ワゴン車 1 台更新
2. 9	〇笠取地区スクールバスの更新購入
4. 4	〇教員定数配置基準の改正（教頭の専任）
6. 9	〇スクールバス更新
7. 10	〇スクールバス更新
9. 5	〇スクールバス更新
10. 4	〇へき地マルチメディア研究開発校指定（笠取小・笠取第二小）
11. 3	〇笠取小プール改築
13. 4	〇小規模特認校制度の実施（笠取小）
14. 9	〇スクールバス更新
15. 9	〇スクールバス更新
17. 3	〇スクールバス更新
21. 4	〇ワゴン車 1 台更新
23.12	〇スクールバス更新
27.1	〇スクールバス更新
28.3	〇スクールバス更新
30.10	〇第67回全国へき地教育研究大会開催（笠取小）
令和 4.12	〇ワゴン車 1 台更新

③ 幼児教育・保育

1 就園状況

市 内 の 幼 児 （人）（各年度5月1日現在）

年度 区分	令和2			令和3			令和4			令和5			令和6		
	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児	4歳児	5歳児
市 立 幼稚園	17 (1.3)	47 (3.3)	48 (3.3)	19 (1.4)	31 (2.3)	45 (3.2)	13 (1.0)	31 (2.4)	31 (2.3)	22 (1.9)	29 (2.3)	35 (2.6)	25 (2.1)	28 (2.4)	32 (2.5)
私 立 幼稚園	459 (34.9)	543 (38.4)	562 (38.2)	456 (34.7)	477 (35.9)	540 (38.3)	426 (33.5)	453 (34.3)	474 (35.8)	364 (31.2)	429 (33.4)	451 (34.0)	319 (27.4)	374 (31.8)	434 (33.7)
保育所	293 (22.3)	303 (21.4)	324 (22.0)	310 (23.6)	299 (22.5)	311 (22.0)	288 (22.7)	318 (24.1)	305 (23.0)	262 (22.4)	289 (22.5)	325 (24.5)	280 (24.1)	274 (23.3)	290 (22.5)
認 定 こども園	452 (34.4)	459 (32.4)	469 (31.9)	441 (33.5)	460 (34.6)	451 (31.9)	453 (35.7)	440 (33.4)	456 (34.5)	453 (38.8)	463 (36.0)	437 (32.9)	458 (39.4)	450 (38.3)	461 (35.8)
その他	93 (7.1)	64 (4.5)	67 (4.6)	90 (6.8)	62 (4.7)	65 (4.6)	90 (7.1)	77 (5.8)	58 (4.4)	67 (5.7)	76 (5.8)	80 (6.0)	81 (7.0)	49 (4.2)	70 (5.5)
計	1,314 (100)	1,416 (100)	1,470 (100)	1,316 (100)	1,329 (100)	1,412 (100)	1,270 (100)	1,319 (100)	1,324 (100)	1,168 (100)	1,286 (100)	1,328 (100)	1,163 (100)	1,175 (100)	1,287 (100)

（上段実数、下段百分比）

2 幼児教育・保育の実践について

幼児教育・保育は、幼児期の発達の特性を踏まえ、環境を通して行うことを基本とし、遊びを通しての総合的な指導を中心として、生涯にわたる人格形成の基礎を培います。

各就学前施設では、教師等が幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人ひとりの行動の理解と予想に基づき計画的に環境を構成し、適切な指導や援助を行いながら、幼児の生きる力の基礎を育むため、幼児教育・保育において育みたい資質・能力である「知識及び技能の基礎」「思考力・判断力・表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」を一体的に育み、義務教育及びその後の教育の基礎を培うように努めています。

○市立幼稚園の教育活動は、次の二つの形態が中心です。

- ・幼児が自ら興味や関心をもって環境に関わる活動〔一人ひとりが主体的に遊びを選択・展開し、教師が指導・援助する活動〕
- ・学級（園）全体で行う活動〔学級（園）全員が同じねらいに沿って取り組む活動〕

○市立幼稚園の特色ある教育活動

- ・地域に開かれた幼稚園づくりを目指して、乳幼児や小・中学生、高齢者などとの交流、地域行事への参加等、それぞれの幼稚園の実態に応じた取組をしています。
- ・幼児と児童の交流や教師間の連携、架け橋期のカリキュラムを協働で作成する等、小学校教育との円滑な接続を目指しています。
- ・幼児が英語指導助手（ＡＥＴ）と一緒に遊んだり生活したりすることを通して、外国の人々やその文化に親しみをもち、主体的に関わっていこうとする力を育てています。（月2回程度）
- ・市立3幼稚園で下記のような合同行事を開催し、多様な体験をする中で幼児の豊かな感性が育つように努めています。

行 事 名	内 容
キンダーフェスティバル	・大勢の友達と一緒に音楽を楽しんだり、体を動かして遊んだり、親子でふれあい遊びに参加したりして楽しいひとときを過ごします。
こども展	・園児の絵や製作物、園生活の写真等を展示します。

3 宇治市立幼稚園就園支援委員会

市立幼稚園に入園を希望する幼児で障害のある者に対し、その者の障害の状態、教育上必要な支援の内容等を勘案して就園支援を行うために設置しています。

委員は、宇治市立の幼稚園及び小学校の教職員・関係行政機関の職員・その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が任命又は委嘱しています。

2. 教科書等

我が国において教科書は、教科の主たる教材として学校教育に大きな役割を果たしています。

教科書無償給与制度も昭和38年度に小学校第1学年の児童を対象として発足して以来、年次計画で対象範囲の拡大がなされ、昭和44年度以降は、義務教育諸学校の全児童生徒が無償給与を受けています。

現在宇治市立の各小・中学校で使用する教科書は、通常4年毎に採択変更されており、その採択は山城地区（宇治、城陽、久御山、八幡、綴喜、相楽地域）で「採択地区協議会」が設置され、同一の教科書を使用することにしています。

教 科 書

小 学 校

（令和6～9年度）

科目 \ 教科書	発 行 者	教 科 書 の 名 称
国 語	光村図書出版(株)	国語
書 写	東京書籍(株)	新編 新しい書写
社 会	日本文教出版(株)	小学社会
地 図	(株)帝国書院	楽しく学ぶ 小学生の地図帳
算 数	(株)新興出版社啓林館	わくわく算数
理 科	(株)新興出版社啓林館	わくわく理科
生 活	(株)新興出版社啓林館	わくわくせいかつ上、いきいきせいかつ下
音 楽	(株)教育芸術社	小学生の音楽
図 画 工 作	日本文教出版(株)	図画工作
家 庭	開隆堂出版(株)	わたしたちの家庭科
保 健	東京書籍(株)	新編 新しい保健
英 語	光村図書出版(株)	Here We GO!
道 徳	日本文教出版(株)	小学道徳 生きる力 道徳ノート

中 学 校

（令和4～6年度）

科目 \ 教科書	発 行 者	教 科 書 の 名 称
国 語	東京書籍(株)	新しい国語
書 写	光村図書出版(株)	中学書写
社 会	地理的分野	(株)帝国書院 社会科 中学生の地理 世界の姿と日本の国土
	歴史的分野	(株)帝国書院 社会科 中学生の歴史 日本の歩みと世界の動き
	公民的分野	東京書籍(株) 新しい社会 公民

地 図		(株)帝国書院	中学校社会科地図
数 学		(株)新興出版社啓林館	未来へひろがる数学
理 科		(株)新興出版社啓林館	未来へひろがるサイエンス
音 楽	一 般	(株)教育芸術社	中学生の音楽
	器 楽 合 奏	(株)教育芸術社	中学生の器楽
美 術		光村図書出版(株)	美術
保 健 体 育		東京書籍(株)	新しい保健体育
技術・家庭	技術分野	東京書籍(株)	新しい技術・家庭 技術分野 未来を創る Technology
	家庭分野	東京書籍(株)	新しい技術・家庭 家庭分野 自立と共生を目指して
英 語		光村図書出版(株)	Here We GO!
道 徳		あかつき教育図書(株)	中学生の道徳 中学生の道徳ノート

①社会科副読本『わたしたちの宇治市』

『わたしたちの宇治市』は身近な宇治市を中心に、地域の社会的事実や事象を教材として、郷土の学習を深めるために3・4年生用社会科副読本として昭和56年に初版を、昭和61年に3年生用と4・5年生用として改訂版を刊行し、その後も必要に応じて改訂し市内小学校の3年生児童全員に無償で給与しています。

この副読本は、宇治市小学校教育研究会社会科部が、学習指導要領の改訂に伴う社会科教科書との関連を図りながら編集し、図版、写真等の参考資料を豊富に用意して児童が自主的に学習しやすいように配慮されています。

②「宇治学」副読本（小学校3年生～中学校3年生用）

本市では、平成19年から「総合的な学習の時間」を「宇治学」と称しています。「宇治学」副読本は、新学習指導要領の学びの具現化と小中一貫教育の推進をねらいに、平成29年からの3か年で学習対象となる7学年分を刊行し、児童生徒全員に貸与しています。（教員には「指導の手引」も貸与）

どの学年も、『ふるさと宇治』を題材にすることで、「課題設定」・「情報収集」・「整理分析」・「まとめ表現」の4つの学習過程を設定し、探究的な学習展開をねらいとしています。各学年のテーマは、小学校3年「宇治茶のステキを伝えよう」、同4年「発見！『ふるさと宇治』の自然を伝えよう」、同5年「『ふるさと宇治』をすべての人にやさしいまちに」、同6年「『ふるさと宇治』の魅力大発信」、中学校1年「命そして『ふるさと宇治』を守る」、同2年「『ふるさと宇治』と生きる」、同3年「『ふるさと宇治』の未来」です。（令和5年度より第2改訂版を順次発刊するとともに、デジタル化しています。）

3. 学校給食

(1) 学校給食運営の原則

本市の学校給食は、全小中学校の校長が計画し、管理し、教職員を指揮監督し、教育委員会の指導助言を受けて実施しています。また、その運営に当たっては、“学校間の格差解消”“保護者負担の軽減”“安全良質な物資の低額確保”と、あわせて学校事務の軽減を図るために「全市同額の給食費」「全市統一献立」「物資の一括購入」をしています。

(2) 米飯給食

昭和51年2月、学校給食法施行規則の一部が改正され、完全給食の形が、パン・ミルク・おかずから、パン又は米飯・ミルク・おかずとなり、米飯が位置づけられました。

本市はこれに伴い、

- ① 学校給食の食事内容の多様化。
- ② 栄養に配慮した正しい食習慣を養う。
- ③ 将来においての食糧事情等を考慮し、昭和55年度から週1回米飯給食を実施し、昭和62年度からは、週2回実施、更に平成11年度から週3回実施しています。

(3) 学校給食調理業務等の民間委託

平成11年11月15日、臨時教育委員会において、「学校給食調理民間委託の実施方針」を議決し、これに基づき、平成12年4月から洗浄業務を含む調理業務のみを、学校単位で段階的に民間委託することになりました。これまでに、菟道小、宇治小、北小倉小、御蔵山小、伊勢田小、岡屋小、菟道第二小、北槇島小、大久保小、平盛小、大開小、南部小、西小倉小、木幡小の計14校で実施しています。

(4) 栄養摂取状況

令和5年度実施献立年平均栄養量

各栄養素	エネルギー	タンパク質	脂質	カルシウム	マグネシウム	鉄分	食物繊維	食塩	ビタミン				亜鉛
									A	B ₁	B ₂	C	
単 位	Kcal	g	g	mg	mg	mg	g	g	μgRE	mg	mg	mg	mg
年 平 均	633.4	25.1	19.8	316.2	81.4	2.2	3.9	2.2	410.1	0.3	0.5	23.6	2.8
文部科学省基準	650.0	24.0	20.5	350.0	50.0	3.0	4.5	2.0	200.0	0.4	0.4	25.0	2.0
1 日 充 足 率 平 均 %	97.0	105.0	96.0	90.0	163.0	72.0	87.0	112.0	205.0	76.0	126.0	95.0	138.0

(5) 中学校給食実施に向けての検討

平成29年度から、他市へのアンケート調査や視察等を実施し、現在の中学校教育の情勢の把握に努め、本市にふさわしい中学校給食の在り方や実施に向けての方法及び課題について調査してきました。

平成30年度からは、中学校給食検討委員会において、実施に向けての検討を進めてきました。令和2年3月には検討委員会の報告書を最大限尊重しつつ様々な角度から検討を加え、本市の望ましい中学校給食の基本的な方向性を示す「宇治市中学校給食基本構想」を策定し、さらに本件施設の整備に必要となる基本的な事項をとりまとめた「宇治市学校給食センター基本計画」を令和5年3月に策定し、実施に向けて検討を行いました。令和5年度は策定した計画に基づき、給食センターの建設候補地となる用地の確保に向けて関係機関（法務省・財務省）との協議、調整を行いました。

また、デザインビルド方式による給食センター整備事業の発注、業者選定を行い、給食センター整備事業に着手しました。

4. 中学校昼食提供事業

家庭からの弁当を持参しない生徒に対して安全面・衛生面・栄養面に配慮した昼食弁当の提供を行っています。平成23・24年度に試行実施し、平成25年度から全10校で実施しています。

5. 就学奨励

(1) 要保護及び準要保護児童生徒の就学援助費

経済的な理由によって児童生徒の学校の諸費用等が大きな負担となっている保護者等に対して学用品費・学校給食費等の援助を行っています。

(2) 特別支援教育就学奨励費

特別支援学級に在籍又は、通級指導教室に通級する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図り、特別支援教育の振興に資するため、就学奨励費の支給を行っています。

6. フッ化物洗口事業

平成23年度より、歯質そのものを強くする効果があるフッ化物洗口を宇治久世歯科医師会及び学校歯科医の協力のもと、全市立小学校で実施しています。

これは、乳歯から永久歯へ生えかわる学童期のむし歯予防のため、フッ素化合物であるフッ化ナトリウム水溶液を使用し、洗口（うがい）を行うものです。

7. 学校安全管理

(1) 学校安全管理の在り方

① 宇治市学校安全管理に関する研究協力者会議

平成15年12月18日に発生した宇治小学校事件を踏まえ、平成16年4月30日、藤岡一郎京都産業大学大学院法務研究科教授を委員長とする「宇治市学校安全管理に関する研究協力者会議」を立ち上げました。委員会には、「宇治市立幼稚園、小学校及び中学校における幼児児童生徒の安全確保のための学校安全管理の在り方等」について諮問をし、平成16年10月1日に「宇治市学校安全管理に関する検討について」の答申を受けました。

② 答申の概要

答申は、「宇治小学校及び宇治市立幼小中学校における安全管理の課題と再発防止施策の状況」と「今後の宇治市立幼小中学校の安全管理に関する提言」の2つで構成されています。

特に、今後の安全管理については、

- 「開かれた学校」と「開いて守る」（学校安全管理についての基本的立場）
- 幼児児童生徒を守るための学校（園）の取組
- 教育行政の役割（設置責任者としての取組）
- 市民に対する本研究協力者会議からの要望

について、細部にわたる提言がなされるとともに、これまでから本市が提言してきた「開いて守る」というスタンスを基本にしながら、保護者や地域との連携を深めていくことが喫緊の課題であることが強調されました。

(2) 主な安全対策

① 学校安全管理主任の配置

学校の安全対策について計画・立案を行う安全指導のリーダーとなる教員を、学校安全管理主任として校務分掌に位置付け、組織的な安全対策の徹底を図っています。

② 緊急通報装置の設置

校（園）内における安全管理体制の整備、強化及び安全安心な学校（園）の確立に資することを目的として、平成19年度秋より市立全幼・小・中学校（園）に緊急通報システムを導入しました。

③ 学校運営支援員（スクールサポーター）配置

「防犯カメラのモニターや目視での来校者の確認による校内への侵入者の未然防止」や「危険等発生時対処要領の遵守を中心とした校務支援」を中心に従事するボランティアとして、各小学校（園）に学校運営支援員（スクールサポーター）を配置しています。

④ 学校安全管理委員会の設置

小学校区を中心に、学校（園）や家庭、地域が連携し、子どもたちの安全確保のための情報交換を継続的に行う組織として「学校安全管理委員会」を設置し、児童生徒の登下校の見守り活動を進めています。（全小学校区）

⑤ AED（自動体外式除細動器）の設置

幼児児童生徒が万一、心肺停止状態に陥った際、その現場に居合わせた教職員がAEDを用いて、迅速かつ正確に除細動を行うために、平成20年8月、市立全幼小中学校を含む公共施設76カ所にAEDを設置しました。

⑥ 施設設備の整備

防犯カメラの増設や、外周フェンスの改良などを実施しました。

⑦ 各校の危険等発生時対処要領の見直しと防犯訓練の徹底

緊急通報システムの導入にあたり、市立全幼小中学校で、危険等発生時対処要領の見直しと不審者を想定した防犯訓練の実施を徹底しています。

(3) 学校安全に関する全体計画

宇治市安全・安心まちづくり条例等に基づいた「安全・安心まちづくり推進事業」や京都府「子ども・地域安全見守り隊活動事業」等を活用し、子どもたちの安全確保は勿論のこと、宇治市民全体が安全に安心して生活できる「安全・安心なまちづくり」に向けた地域ぐるみの取組を、学校、家庭、地域、行政が連携して推進します。

① 安全・安心まちづくり推進事業

- 安全・安心まちづくり推進会議の開催
- 各小学校区の安全管理団体への補助金の交付
- 青色防犯パトロールの実施
- 「ながら」防犯パトロールの推進
- 広報啓発活動の推進と防犯講演会等の開催
- 防犯関係情報の効果的な発信
- 防犯カメラの設置・管理や補助金の交付
- 市民安全・安心推進旬間におけるあいさつ運動の推進等

② 宇治市「子どもの安全な生活を守るネットワーク会議」の開催

学校(園)、家庭、地域諸団体及び警察や行政が緊密に連携しながら、子どもの安全、さらに、市民全体の安全を守る取組を強固なものにすることを目的に、ネットワーク会議を開催します。

③ 京都府「子ども・地域の安心・安全活動支援事業」の活用

各小学校区の「学校安全管理委員会」を基底として活動団体の申請を行い、京都府より資材の交付を受けて、地域ぐるみの見守り活動を推進します。

V. 教育指導

1. 学校教育の充実

(1) 小中一貫教育の推進と地域社会に開かれた「特色ある学校づくり」

① 小中一貫教育の推進

- 平成24年度より小中一貫教育を市立小・中学校で全面実施しています。本市が進める小中一貫教育は、小中一貫教育校（施設分離型）と小中一貫校（施設一体型）の2つの形態で行っています。
- 平成24年度開校した黄檗中学校は宇治小学校との小中一貫校（施設一体型）として、その他の9中学校は2～4小学校との間で中学校ブロックをつくり、小中一貫教育校（施設分離型）として教育活動を展開しています。

② 地域社会の人材活用システム

- 社会人講師制度…特別な技能や経験に基づいて、担当教師とともに、児童生徒を直接指導します。年間を通じて指導をする形態と、特定の期間に指導をする形態があります。
- 学校支援ボランティア制度…学校・園の教育環境の整備や、体験学習の支援、帰国児童生徒の通訳など、教育の推進に対する支援を行います。個人またはグループで活動します。

③ 「総合的な学習の時間」推進費

「総合的な学習の時間」など、各校が取り組む特色ある教育活動に対して財政支援を行います。

(2) 教職員の研修及び教育研究

教職員に与えられた使命を十分自覚し、本市学校教育の諸課題について研修を深め、指導力の向上を図るため、教職員研修を実施するとともに、宇治市教育研究員制度などにより、教育実践に基づく教育研究活動の充実を図ります。

① 職務や教職経験年数別研修講座

＜令和6年度教職員研修講座＞

講 座 名	対 象	内 容
管理職研修講座	校園長・副校長	宇治市教育の課題解決に向けて 幼児期の教育と小学校教育の連携・接続について
初任者研修講座1 （初任者の心構え）	令和6年度初任者教員 ※拠点校指導教員	初任者の心構えについて
初任者研修講座2 （生徒指導）	令和6年度初任者教員 ※拠点校指導教員	「不登校の現状と不登校対策事業」及び「生徒指導」について
人権教育研修講座	幼稚園、小・中学校教職7年目、12年目の 教職員全員	人権問題について理解を深め、自他を大切にする 人権教育の在り方と指導方法を研修し、指導力の 向上に資する。

② 専門研究研修講座

＜令和6年度教職員研修講座＞

講 座 名	対 象	内 容
部活動指導員研修講座	部活動指導員	部活動の位置づけや教育的意義等について
学校図書館活用研修講座	司書教諭または学校図書館担当教員（各校1名）	各教科・領域における学校図書館機能活用（学校司書との連携含む）に係る研修
特別支援教育研修講座	小・中学校の特別支援学級担任及び希望する教員（各校1名以上）	特別支援学級担任に必要な基本的な知識や考え方に係る研修
学力向上研究研修講座1	ラーニングコーディネーター 各小・中学校の学力向上担当教員	宇治市の学力向上に係る研修
学力向上研究研修講座2	ラーニングコーディネーター 各小・中学校の学力向上担当教員	宇治市の学力向上に係る研修 研究員による研究報告
I C T 活用研修講座1～10	希望する幼・小・中学校教職員	I C T スキルアップ研修 ・デジタル教科書の使い方 ・iPadの使い方 ・Microsoft 365の使い方 ・プログラミング教育について

③ 校内研修への支援

各学校における教育課題や重点研究事項についての校内研修に対して助成し、教職員の資質能力の向上と学校教育の円滑な運営を支援します。

④ 教育研究

学校教育の課題に関する調査研究を行い、課題解決に向けた実践的研究に取り組むとともに、その成果と課題を広く発信し、学校教育の充実を図ります。

指定校・研究協力校	研究指定名	指定機関・期間	研 究 指 定 内 容
南部小学校 (連携幼稚園：東宇治幼稚園)	幼児教育と小学校教育の 接続期カリキュラムコン サルテーション事業	京都府教育委員会 令和5、6年度	幼保小の接続期カリキュラムの開発、工夫改善 の研究
北槇島小学校 西小倉小学校	食に関する指導充実事業 実践中心校	京都府教育委員会 令和6年度	専門的知識・技能を有する栄養教諭を配置し、 学校における食育を充実推進する事業
菟道小学校・北槇島小学校 伊勢田小学校・平盛小学校 宇治中学校・北宇治中学校 槇島中学校・南宇治中学校 木幡中学校	京都式「学力向上教育サ ポーター」事業	京都府教育委員会 令和6年度	「まなび・生活アドバイザー」を配置し、児童 生徒の学習や生活を支援する事業
槇島小学校・宇治中学校 西小倉中学校・東宇治中学校 木幡中学校	心の居場所サポーター 活用事業	京都府教育委員会 令和6年度	学校における不登校の未然防止や、早期解決を 図ることを目的とした事業

菟道小学校・小倉小学校 宇治小学校 宇治中学校・東宇治中学校	教員養成サポート セミナー連携協力校	京都府教育委員会 令和6年度	教員を目指す学生を対象として大学との協働 により教員養成を支援する事業の連携協力校
小倉小学校・宇治小学校 宇治中学校	連合教職実践研究連携 協力校	京都府教育委員会 令和6年度	京都教育大学大学院連合教職実践研究科の 教育研究活動連携協力校
北宇治中学校	教職大学院連携協力校	京都府教育委員会 令和6年度	教職大学院（大学院教職研究科）の 教育研究活動連携協力校
槇島小学校・北槇島小学校 伊勢田小学校・西小倉小学校 大開小学校・三室戸小学校 木幡小学校 宇治中学校・西宇治中学校	特別支援教育充実事業 （「やましろ未来っ子」 研究推進校）	京都府山城教育局 令和6年度	学校の特別支援教育推進体制を支援するため の事業
大久保小学校 大開小学校 木幡小学校	山城地方学校力向上 トライアル校	京都府山城教育局 令和6年度	学校力の向上に向けて、計画的・継続的に研究 を推進する管内の学校を「山城地方学校力向上 トライアル校」に指定し、支援する事業
大久保小学校	京都府小学校教育研究会 研究協力校（情報教育）	京都府小学校教育研究会 令和5～7年度	情報教育に関する研究協力校

⑤ 教育研究員制度（平成2年度～）

○ 教育研究員の活動内容

本市学校教育の充実・振興を図るとともに、教職員の積極的な教育研究活動を推進するため、次の研究活動を行います。

- ・学校教育の現状と課題及び教育内容と指導方法に関する調査・研究
- ・生涯学習センターが実施する各研修講座の教材作成等の協力
- ・その他宇治市教育委員会が依頼する調査・研究

○ 教育研究員の資格

- ・教育研究員は、宇治市立幼稚園、小学校及び中学校に勤務する教職員で、教職勤務3年以上の経験をもち、教育に関する研究に対して識見と熱意を有するものとします。

○ 教育研究員の委嘱及び活動

- ・教育委員会は、所属長の推薦に基づいて教育研究員を委嘱します。
- ・教育研究員は市立幼稚園、小・中学校の教員として勤務する傍ら、校務に支障のない範囲で、所属長の許可を受け、研究活動に携わります。

○ 教育研究員の任期及び研究員数

- ・教育研究員の任期は、委嘱の日から、翌年3月31日までとします。
- ・教育研究員数は、必要に応じて教育委員会が定めます。

○ 令和6年度教育研究員の研究領域

- ・授業改善・授業づくりについての研究
- ・保幼小連携・接続についての研究

(3) 英語指導助手（AET）に関すること

① 事業の目的

国際化の急速な進展に伴って、実践的なコミュニケーション能力を重視した外国語教育の充実が

求められている中で、英語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くことや話すことなどの実践的コミュニケーション能力の基礎を培うという目的から配置しています。

② 派遣状況

平成23年8月より、10名のAETを配置し、各小・中学校の外国語活動・外国語科の授業のみならず、児童生徒との交流が深められるようにするとともに、市立幼稚園へも毎月派遣が行えるように計画しています。

2. 特別支援教育

(1) いきいき学級支援員の設置

通常の学級における特別な教育的支援を必要とする児童生徒を支援するための校内体制を充実させるため、必要な学校に支援員を配置します。平成20年度から全ての小・中学校に支援員を配置できるよう予算措置を行いました。

(2) 宇治市特別支援教育推進委員会

① 設置・目的

宇治市における特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・助言及び必要な支援を行うこと、並びに校（園）内の特別支援教育の支援体制の充実を図ることを目的とし、平成18年度から設置しています。

② 委員の構成

宇治市立幼稚園及び小・中学校の教職員、関係行政機関の職員、その他教育長が適当と認める者をもって組織します。

③ 委員会の活動

- 宇治市における特別支援教育の総合的な在り方に関すること
- 幼稚園、小・中学校における特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒への支援に関すること
- 特別支援教育コーディネーターの育成に関すること
- 校内委員会等の支援体制に関すること ○ 専門家チーム委員の委嘱に関すること
- 特別支援教育に係る理解及び啓発に関すること ○ その他委員会の目的達成に必要な事項

④ 巡回相談

特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対する望ましい教育的対応について、学校等に助言等を行うため、教員を中心に医師、心理学の専門家、作業療法士等の「専門家チーム」を組織し、巡回相談を行います。

(3) 宇治市就学支援委員会

① 目的

宇治市に居住する障害のある児童生徒及び就学前の幼児に対し、これらの者の障害の状態、教育上必要な支援の内容等を勘案して就学支援を行うことを目的とします。

② 委員の構成

宇治市立幼稚園及び小・中学校の教職員、特別支援学校教職員、その他教育長が適当と認める者をもって組織します。

③ 委員会の活動

- 就学に係る教育相談
- 就学後の教育的支援についての助言
- 就学に係る調査及び資料の収集
- 就学に係る諸検査の実施
- 特別支援教育についての啓発
- 学校その他関係機関との連携
- その他委員会の目的達成に必要な事項

④ 専門部

- 就学相談部：就学のための相談活動を行う。
- 進路相談部：就学及び進路実現のための相談活動を行う。
- 調査研究部：就学に係る調査活動並びに必要な調査研究を行う。
- 啓 発 部：特別支援教育の推進並びに研修・啓発活動を行う。

(4) 特別支援学級

特別支援学級は、小学校では22校中20校に48学級（知的障害学級23、自閉症・情緒障害学級22、肢体不自由学級2、難聴学級1）、中学校では、10校すべてに24学級（知的障害学級11、自閉症・情緒障害学級11、肢体不自由学級2）を設置しています。

(5) 通級指導教室

通級指導教室は、小学校では11校に12教室（南小倉小学校に2教室、菟道第二小学校、宇治小学校、平盛小学校、木幡小学校、南部小学校、榎島小学校、神明小学校、小倉小学校、御蔵山小学校、大久保小学校に1教室）中学校では5校に6教室（宇治中学校に2教室、榎島中学校、南宇治中学校、黄檗中学校に1教室、木幡中学校に1教室）を設置しています。

通級指導教室は、ことばやきこえ、自閉症、LD、ADHD等、通常の学級に在籍している障害のある児童生徒に「自立活動」に相当する指導を行います。また、教育相談や発達相談なども行っています。

(6) 特別支援学校在籍児童生徒数

宇治市在住の盲・聾・支援学校在籍児童生徒数一覧（R6.5.1現在）

学 校	盲学校	聾学校	宇治支援学校	城陽支援学校	京教大附属	合 計
小学校	0	0	91	1	1	93
中学校	0	0	52	4	2	58
合 計	0	0	143	5	3	151

(7) 宇治市立幼稚園就園支援委員会

① 目的

宇治市立幼稚園に入園を希望する幼児で障害のある者に対し、その者の障害の状態、教育上必要な支援の内容等を勘案して就園支援を行うことを目的とします。

② 委員の構成

宇治市立幼稚園及び小学校の教職員、関係行政機関の職員、その他教育委員会が必要と認める者をもって組織します。

③ 委員会の活動

- 就園に係る教育相談
- 就園後の教育的支援についての助言
- 就園に係る調査及び資料の収集
- 特別支援教育についての啓発
- その他委員会の目的を達成するために必要があると認める事務

3. 相談活動、教育広報

(1) ふれあい教育相談

昭和57年2月に開設の「宇治青少年こころの電話」（宇治市青少年電話相談室）を、市民ニーズ及び相談状況等を踏まえ、青少年及び保護者が相談しやすいようにリニューアルし、電話相談とともにEメールでの相談もできるようになりました。

○ 電話の相談

● 学習や家庭教育、学校における活動に関すること

月～金曜日（土曜日、日曜日、祝・祭日、年末年始等市役所の閉庁日は休み）

8時半～17時15分

教育支援センター 学校教育課（☎21-1879）

● いじめ・不登校・子どもの行動で気になること

月～金曜日（土曜日、日曜日、祝・祭日、年末年始等市役所の閉庁日は休み）

8時半～17時15分

教育支援センター 教育支援課（☎21-1890）

○ Eメールによる相談（専用Eメールアドレス：k-soudan@city.uji.kyoto.jp）



(2) 教育広報に関すること

① 「宇治市の教育だより」の発行

平成4年6月25日（第1号）より、本市の園や学校教育に係る現状等を広く市民に啓発する目的で「宇治市の教育だより」を年間3回(各学期末)発行しています。宇治市ホームページからも閲覧できるようにしています。（URL：https://www.city.uji.kyoto.jp/）

平成28年度よりフルカラーとなり、より一層わかりやすく園児児童生徒の様子を伝えていきます。



② ホームページの充実

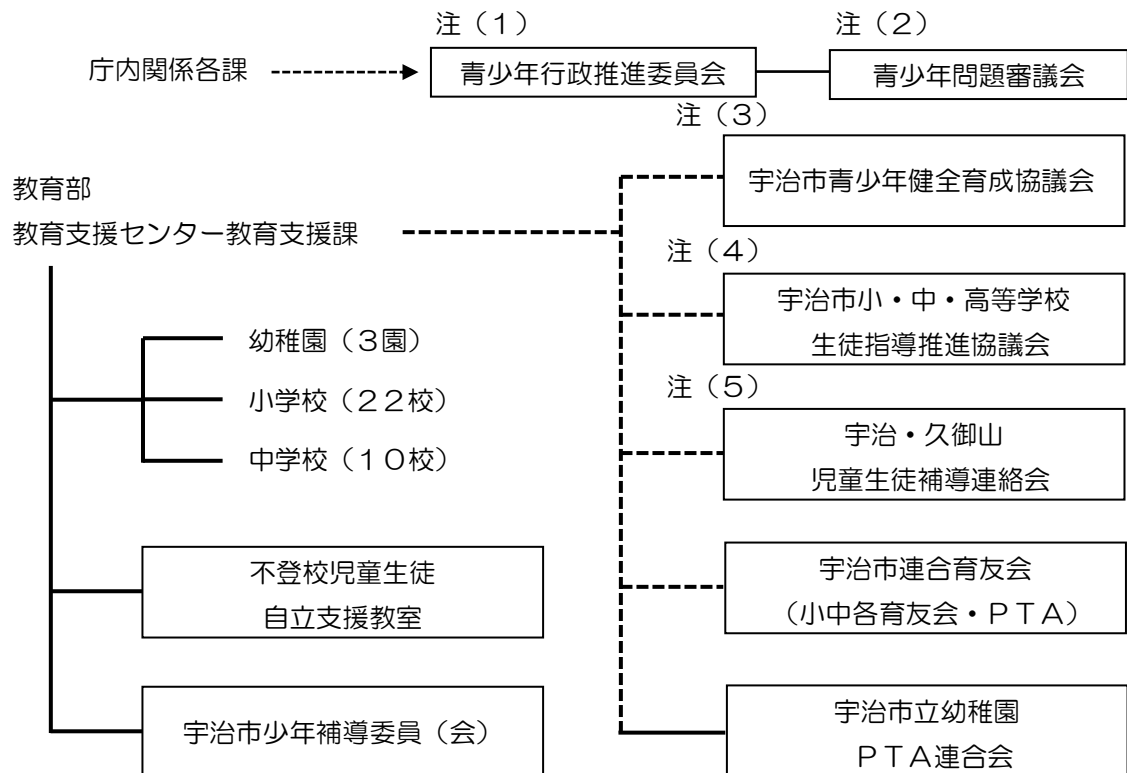
「宇治市立小・中学校のページ」としてホームページを開設し、本市の学校教育に係る現状や各小・中学校の取組等について広く市民に発信しています。（URL：http://www.uji.ed.jp/）



VI. 青少年行政

1. 青少年行政

(1) 青少年行政組織



(2) 青少年行政施策

令和4年3月に策定された「第2次宇治市教育振興基本計画」においては、取り組む施策の一つとして、「家庭・学校・地域が連携・協働して、子どもたちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに地域社会全体の教育力の向上を目指します」としており、その実現を図るために、青少年健全育成協議会をはじめとした地域の各種関係団体が相互に連携しながら、より多くの市民や団体が子どもたちの成長のために積極的に関わる地域社会の構築を目指します。

2. 生徒指導

(1) 令和5年度 宇治市教育の重点

＜参照＞・・・P. 50

学校教育 I. 学校教育の重点

豊かな人間性をはぐくむ教育の推進 1 生徒指導

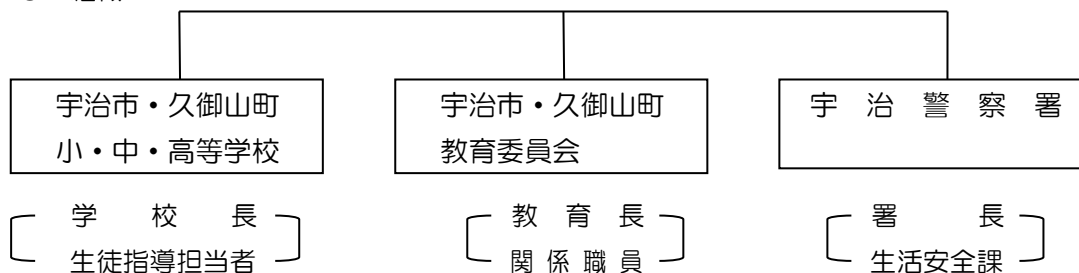
(2) 生徒指導関係組織

① 宇治・久御山児童生徒補導連絡会

○ 目的

学校、警察及び教育委員会相互の連絡を緊密にし、補導活動の効果的かつ円滑な推進を図り児童生徒の非行防止に努める。

○ 組織



○ 活動

- ・非行防止に関する情報の交換
- ・補導対策の検討
- ・地域補導の実施
- ・生徒指導研修会の開催
- ・補導関係団体及び育友会・PTAとの連絡・協調

② 宇治市小・中・高等学校生徒指導推進協議会

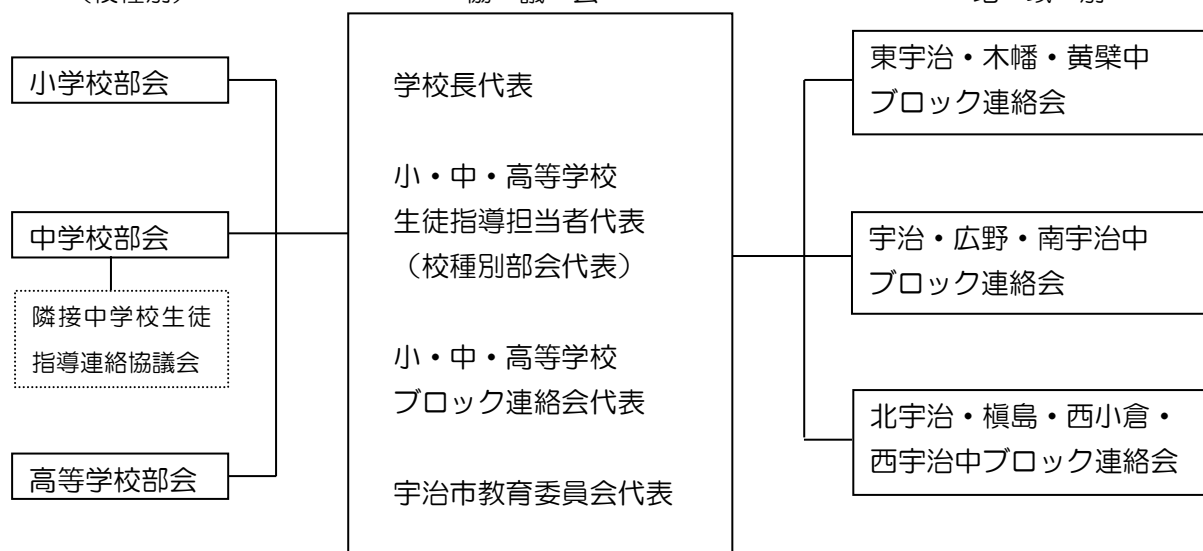
○ 目的 学校相互の連絡を密にし、地域に根ざした生徒指導の推進と充実を図る。

○ 組織

(校種別)

協議会

地域別



○ 活動

- ・協議会

「宇治生推協会報」の発行（年2回）

研修会、先進校視察・施設見学等の実施

- 学校・家庭・地域社会連携の推進
- ブロック連絡会
 - 小・中・高校の連携による生徒指導の推進
 - 情報交換、学習・研究等各種交流会の開催
- 学校部会
 - 小・中・高校各部会でのそれぞれ生徒指導の研究の充実と推進
 - 情報交換、各種研修会・交流会等の開催

(3) 児童生徒の問題行動と不登校の状況

小学校における令和5年度の生徒指導上のいじめ事象を除く問題行動は121件（19件減）となり、指導延べ人数は206人（37人減）となりました。内容については、生徒間暴力が問題行動全体の約38.8%、以下悪質ないたずらが約21.5%、器物破損が約7.4%、金銭持ち出しが約6.6%と続いています。

中学校においては、令和5年度のいじめ事象を除く問題行動は186件（21件増）、指導延べ人数は352人（76人増）となりました。内容については、生徒間暴力が問題行動全体の約30.6%、悪質ないたずらが約8.6%、対教師暴力、無断外泊・家出が各約6.5%、喫煙が約4.3%となります。

児童生徒の問題行動の背景は、情報化や少子化など急速な社会の変化やコロナ禍の影響、家庭における幼少時からのしつけの問題、児童生徒の多様な行動等への対応に苦慮する学校、様々な社会的ストレスが要因となった児童虐待の問題、他人への思いやりやモラルの欠如、規範意識の低下が進んでいる社会など、家庭、地域社会、学校のそれぞれの要因が複雑に絡み合っていると考えられます。コロナ禍後の問題行動の変化の様子や低年齢化傾向に留意して、引き続き、教職員の指導と保護者の協力、関係機関との連携を図り、問題事象への取組を進めます。

「いじめ」については、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」を受け、宇治市立全小・中学校において「学校いじめ防止基本方針」を策定し、市・市教育委員会においても「宇治市いじめ防止基本方針」を策定しました。平成30年度には、国の「いじめ防止のための基本的な方針」及び「京都府いじめ防止基本方針」の改定を踏まえ、市・市教育委員会において、「宇治市いじめ防止基本方針」を改定し、市立小・中学校においても「学校いじめ防止基本方針」を改定しました。令和5年度にいじめを認知した実人数は2,068人で、うち1,359人が解消しています。

宇治市全体では、11月を「いじめ防止啓発月間」として設定し、児童生徒及びその保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発や、児童生徒が自主的な取組を進める機会とすることを目的に、積極的な取組を推進しています。

令和5年度の不登校児童生徒の総数（令和5年4月1日から令和6年3月31日までに不登校を理由に年間30日以上欠席した児童生徒数）は、小学校143人（13人増）、中学校230人（10人増）となりました。各校での小中連携の取組や教育相談、別室登校指導等の充実に加えて、市教育委員会において、不登校児童生徒自立支援教室（Uji ふれあい教室）、不登校児童支援強化事業、心と学びのパートナー派遣事業、不登校児童生徒支援事業等、不登校対策を効果的に進めるための取組を行っています。

児童生徒の不登校のみならず、問題行動に対しても、府が配置するスクールカウンセラー、心の居場所サポーターやまなび・生活アドバイザーの効果的な活用が相乗効果を生み出していると考えられます。引き続き、児童生徒に存在感や心の居場所を与えられるような学校づくり、さらには総合的な不登校対策・問題行動防止事業の積極的な活用や相談機関との連携した取組を図っていくことが重要です。

(4) 不登校児童生徒支援事業

平成28年から2年間、府からの委託を受け、不登校児童生徒一人ひとりが自らの進路を主体的に捉え、社会的自立に向けて学習などの活動に取り組むことができるよう、様々な地域資源と連携しながら、学校を中心に不登校に苦しむ児童生徒やその家庭を支援する体制のあり方を検討しました。その取組の結果、不登校児童生徒の出現率が低下するなどの成果を見たことから、これまで実施していた不登校対策事業の見直しを行い、平成30年度より市の事業として実施しています。

○ 事業内容

不登校の児童生徒の支援や学校への助言・援助などを行うコーディネーター、支援員などを配置し、学校におけるケース会議の支援や、家庭へのアウトリーチ（訪問）などを通して、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を行う。

(5) 不登校児童生徒自立支援教室

心理的な要因等により登校が困難な児童生徒の実情に応じた適切な支援を行うことにより、社会的自立に資することを目的として不登校児童生徒自立支援教室を開設しています。

○ 不登校児童生徒自立支援教室の概要

- ・ 名 称 「Ujiふれあい教室」
- ・ 開設日時 火、水、木、金の4日間、午前9時20分から午後2時10分まで
但し、月曜日は自主学習（午前のみ）、学期に1～2回教室外で活動
- ・ 開設場所 宇治市生涯学習センター
- ・ 対 象 小学校3年生～中学校3年生
- ・ 指導体制 指導主事（1名）
 - ―― 支援員等（6名）（常駐1名・残り5名曜日交代）
 - ―― スーパーバイザー（1名）
 - ―― カウンセラー（1名）
- ・ 活 動 小集団活動（屋外活動含む）、個別支援（対象は、小集団活動が困難な児童生徒）、個別カウンセリング

○ その他実施事業の内容

- ・ 教育相談の理論や技能を習得し、不登校等の解決に役立てるための教職員向け「事例研究セミナー」の開催
- ・ 不登校の子どもへの適切な接し方等を啓発する、保護者や一般市民を対象とした講演会「ふれあい学習会」の実施

(6) 心と学びのパートナー派遣事業

○ 目 的

生徒が身近に感じる大学（院）生、教員志望者等の若い世代、もしくは教職経験者などを「心と学びのパートナー」として市内6中学校に派遣し、生徒が悩みなどを気軽に話せる環境をつくる。

○ 心と学びのパートナー派遣事業の概要

- ・ 配置時間 中学校1校当たり年間280時間
- ・ 活動場所 相談室や保健室、不登校生徒が通う別室等、学校の実態に応じた場所。

○ 活動内容

生徒の悩み等を聞き、教員とは違う立場で生徒の心のゆとりが生まれるよう援助する。

(7) 不登校児童支援強化事業

○ 目 的

登校はできるものの、教室に入ることが難しい児童に、学びの場の選択肢を広げるため、小学校10校に不登校児童を支援する不登校児童支援員を配置し、校内におけるもう一つの居場所を確保する。

○ 支援員配置校（令和6年度）

北槇島小学校、西小倉小学校、西大久保小学校、岡屋小学校、木幡小学校
菟道第二小学校、小倉小学校、伊勢田小学校、大開小学校、宇治小学校

3. 健全育成

(1) 宇治市「中学生の主張」大会

○ 主 催

宇治市教育委員会、宇治市青少年健全育成協議会、宇治市連合育友会

○ 趣 旨

宇治市の中学生が学校や家庭・地域における生活を通して、日頃「考え、悩み、求めている」ことを広く社会に発表する機会として設けられた。人格を形成する上で重要な時期にある中学生が「主張」発表を通して、互いに考え学び合う契機にするとともに、あわせて市民の中学生に対する理解や認識を深め、今後とも取組を通して青少年の健全育成の一層の推進を図ることをねらいとする。

○ 主 題

- ①中学生として、友人や大人、社会に訴えたいこと
- ②学校生活の中で考えること
- ③家庭や地域社会の生活を通して考えること、やりたいこと
- ④校外活動に参加した経験や、人との交流の中で得られたこと
- ⑤大人や社会の様々なできごとに対する意見や感想など
- ⑥社会や世界に向けての意見、未来への希望など

○ 発 表

市内中学校11校の代表各1名が5分程度の発表を行う

○令和5年度の大会概要(第42回大会)

期日：令和5年11月11日(土) 会場：宇治市文化センター 小ホール

○「中学生の主張大会」まとめ冊子の発行

(2) 宇治市青少年健全育成協議会

宇治市青少年健全育成協議会は、本市における青少年の健やかな成長・発展を目指して、関係市民団体や関係組織が参加し、青少年を守り育てる諸活動の推進と地域における組織の充実、そして青少年自らの社会参加と仲間づくりを促進し、明るく住みよいまちづくりに努めることを目的として、昭和53年11月に結成されたものです。その後、各地域においても、ほぼ全域に順次「地域青少協」が結成され、全市的な健全育成への取組とともに、地域の実情に即して、地域住民、関係団体及び関係組織の連携を深めつつ、きめ細やかな健全育成諸活動を推進しています。

○ 組 織

- ・専門委員会…企画委員会、広報委員会、研修委員会
- ・構成団体…地域青少年健全育成協議会、社会教育関係団体、社会福祉関係団体、学校・児童福祉施設、文化・芸術団体、法務関係団体、商工関係団体

○ 事 業

- ・「ふるさとづくり」の取組
各地域青少協との連携のもと、「ふるさとづくり」のための活動を積極的に推進する。
- ・青少年リーダーの養成
ジュニアリーダー養成（ふる里）学習会の開催及び青少年リーダーを養成する。
- ・子どもの安全・安心を守る活動の推進
家庭・地域社会・学校等と有機的な連携を図りながら、子どもたちの安全確保や、いじめ・虐待のない地域づくりを目指す。

○ 令和5年度 主要事業

年 月 日	主 な 事 業
令和5年 5月24日	総会
6月22日	宇治・城陽・久御山青少年健全育成連絡協議会総会
11月7日	「宇治市あいさつの日」
11月11日	第42回宇治市「中学生の主張」大会
令和6年 1月28日	第41回宇治市青少年健全育成推進大会
3月29日	機関紙「青少協だより」の発行

○ 関係組織

- ・宇治・城陽・久御山青少年健全育成連絡協議会
宇治市・城陽市・久御山町地域における広域的な青少年の育成を図ることを目的に、平成2年4月に設立（昭和58年結成の連絡会を発展的に改組）。構成団体は、宇治市青少年健全育成協議会、城陽市青少年健全育成市民会議、久御山町青少年健全育成協議会。

(3) 宇治市少年補導委員（会）

地域における非行防止及び社会環境浄化活動を推進し、青少年の健全な育成を図るため、昭和56年度に設けられたものです。委員は教育委員会が委嘱し、任期は2年、令和5年度は106人（1小学校区概ね5人）で組織されています。また平成3年4月には、本市少年補導委員を会員とする宇治市少年補導委員会が設立され、活動の一層の推進が図られています。

○ 職 務

- ・各小学校区、ブロック（概ね中学校区）を単位とする地域補導及び全体合同補導（県まつり等）を通じての青少年に対する指導・保護育成活動
- ・京都府「青少年の健全な育成に関する条例」に係る社会環境状況調査及び環境浄化活動
- ・青少年の健全な育成に係る啓発活動（青少年の非行・被害防止全国強調月間、社会を明るくする運動、子ども・若者育成支援強調月間等）
- ・青少年健全育成地域活動への参加及び協力

○ 令和5年度 主要事業

年 月 日	主 な 事 業
令和5年 5月16日	総会
11月7日	「宇治市あいさつの日」
11月28日	管外研修に代わる研修会
12月15日	年末補導活動
令和6年 1月6日	全体補導 年始補導出発式
3月3日	全体交流会

.....

生涯学習・社会教育

.....

- I. 社会教育の重点
- II. 生涯学習・社会教育
- III. 宇治市生涯学習センター
- IV. 公民館
- V. 宇治市総合野外活動センター
- VI. 源氏物語ミュージアム
- VII. 図書館
- VIII. 歴史資料館
- IX. 善法・河原青少年センター
- X. 大久保青少年センター

I. 社会教育の重点

令和 6 年度の努力点

人生 100 年時代の到来に向け、豊かな人生を送ることができるよう市民一人ひとりが生涯にわたっていきいきと学び合うことのできる環境づくりを進め、地域づくりやまちづくりに対する意識の醸成を図っていきます。また、地域のつながりが希薄化した今日の社会において、家庭・学校・地域の三者が協働して、学校だけでは解決できない様々な事象に対応し、子どもたちの健全な成長をはぐくんでいきます。

【重点事項】

○「家庭・学校・地域の連携・協働促進」

子どもたちの「生きる力」をはぐくむため、地域全体で青少年の健全育成の取組を推進

○「生涯学習環境の充実」

生涯にわたり学びを続けて社会で活躍できるよう、情報リテラシーやデジタルスキルの向上を支援する講座に取り組み、時間的・空間的制約を超えて学習できる環境づくりを推進するとともに、社会還元の機会を創出

○「図書館サービスの充実」

生涯にわたる読書や学びを支援するため、資料の充実やＩＣＴ化の推進、非来館型サービスの拡大など、さらなる図書館サービスを充実

○「歴史と文化の継承・活用」

史跡の整備や文化的景観の保全をはじめとする文化財行政の推進と、宇治の歴史・文化を守り伝える史料の収集・保存・活用

1 市民が学び合う生涯学習社会の進展

「第2次宇治市教育振興基本計画」を指針として生涯学習施策を展開し、地域やまちづくりに対する市民の意識を高め、地域の発展に向けて誰もが力を発揮できる生涯学習環境の整備を図る。

また、生涯学習を支える社会教育活動の振興を図るため、社会貢献意欲の高い人材の育成や、関係団体・組織への支援を進める。

さらに、社会教育活動・生涯学習活動によって得られた学習成果を活用して、市民の主体的・自発的な活動が社会に還元される仕組み・体制づくりに努める。

また、「第2次宇治市図書館事業計画」に基づき、図書館サービスの充実を図り、市民の生涯にわたる読書や学習の推進と地域文化の発展に努める。

（１）生涯学習情報の的確な提供

- 市民が学んだ成果を地域や社会に還元する「市民が学び合う生涯学習社会」の進展
- 生涯学習活動情報を生涯学習や地域活動に取り組む市民から収集し提供する機会の拡充
- ICT機器利用の得意・不得意によって生じる情報格差の解消
- 社会的少数者に関する取組の進展、多様性を認め合う共生社会の実現

（２）生涯学習講座の充実

- 人生100年時代において豊かな人生を送るためのニーズに応じた学びの推進
- 学習拠点施設の特長をいかした独自の活動の充実
- ICTを活用した時間や場所にとらわれない学習環境づくりの推進
- 地域の特色をいかした学習講座の充実
- 子どもや若者が地域の課題解決に主体的に関わることができる機会の充実
- 人権教育及び人権啓発の視点を取り入れた学習講座の充実

（３）市民・地域活動への支援

- 学習や活動をコーディネートする人材の育成や活用
- 豊かな地域づくりへの展開を支援する専門人材である社会教育士の資格取得の支援
- 大学等と協働した個人の成長と社会の発展につながるリカレント教育の推進
- 市民が企画・運営する事業の支援
- 「市民が学び合う生涯学習社会」を推進する仕組みの充実
- 市民が学習成果を社会に還元する機会の提供およびコーディネートの充実
- 障害のある人の社会参加を目指した学習活動の推進
- 多様な主体が協働し共に学び合う地域における豊かな学びの推進
- 豊かな生活を送るためのライフステージにおけるニーズに応じた学びの支援

（４）生涯学習施設の機能拡充

- 市民要望に応える学習拠点施設の計画的な改修及び整備の推進
- 学校施設利用の利便性向上および計画的な改修及び整備の推進

（５）質の高い生涯学習環境の推進

- 生涯学習審議会等の審議内容・研究報告を施策に活用した上質な生涯学習活動の実施
- 大学等との生涯学習に関するネットワークの構築による、情報の収集・共有・発信
- 他分野の市民団体同士のネットワークの広がりをもとにした交流機会の拡大や情報共有

(6) 図書館サービスの充実

- 生涯にわたる学びを支援するための図書館資料の充実
- 自主的な学習活動や情報活用能力の向上を支援するための多様な学習機会の提供
- サービス拠点の拡大、ICT 環境の整備、非来館型サービスの充実など図書館事業計画に基づく図書館サービスのさらなる充実
- 子どもが読書習慣を身に付け、知的好奇心を高めるための取組やイベントの実施

2 人権教育の幅広い展開

市民一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会を実現するには、多元的文化、多様性を認める「共生の心」をはぐくむための学習活動を、関係機関・団体や学校などと連携して実施することが重要である。人権を尊重する意識の高揚を図るために、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「宇治市第2次人権教育・啓発推進計画」に基づき、人権教育及び人権啓発を図る。

(1) 人権教育及び人権啓発の推進

- 「部落差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「宇治市第2次人権教育・啓発推進計画」に沿った施策の展開
- あらゆる機会を通じた人権に関する学習機会の提供
- 人権啓発のための各種イベント等の開催
- 人権に関する学習資料や啓発用視聴覚教材等の充実と利用促進

(2) 部落差別（同和問題）に関する学習活動の推進

- 部落差別（同和問題）についての正しい理解と解決に向けた学習機会の提供
- 市民交流の促進による人権尊重のまちづくりの推進

(3) 男女共同参画社会の実現に向けた学習活動の推進

- 「宇治市男女生き生きまちづくり条例」の市民等への周知
- 「宇治市男女共同参画計画（第5次UJIあさざりプラン）」に沿った施策の展開
- 宇治市男女共同参画支援センターを拠点とする学習活動の推進
- 女性の自立支援のための情報提供及び相談業務の実施
- 女性に対するあらゆる暴力根絶のための啓発活動・学習活動の推進
- 各種団体、グループ活動への支援

(4) 子どもの人権を守るための学習活動の推進

- 児童虐待等から子どもを守る活動の支援
- 「児童の権利に関する条約」の啓発

(5) 高齢社会に向けた学習活動の推進

- 高齢者の人権についての学習機会の提供
- 世代間交流事業等を通じた相互理解の促進

(6) 障害のある人の自立と社会参加を目指した学習活動の推進

- 障害の種別や生活に即した学習・文化活動の充実・支援
- 障害及び障害のある人への正しい認識と相互理解を図るための学習機会の提供
- 障害のある人に関わりのあるボランティア活動の促進・支援

(7) 国際理解のための学習活動の推進

- 外国人差別を解消するための学習活動の充実・支援
- 言語や文化等を学習し、外国と外国人への理解を深めるための講座の開設

(8) さまざまな感染症・難病等に関する学習活動の推進

- さまざまな感染症・難病等についての正しい知識の普及を推進するための学習機会の提供
- さまざまな感染症・難病等についての差別や偏見等を解消するための啓発の推進

(9) その他の様々な人権問題に関する学習活動の推進

- インターネットによる人権侵害や LGBTQ 等性的少数者に対する偏見など、その他の様々な人権問題を解消するための学習機会の提供

3 家庭・地域の教育力の向上～コミュニティ・スクール～

近年、家庭教育の充実と地域の教育力の活性化に向けた社会教育行政に対する期待が高まってきており、家庭・学校・地域の連携・協働や協力の促進が求められている。本市においても、子育てをする人の個別の学習のみならず、親どうしの連携や地域でのつながりを広げるための諸施策を展開し、教育の出発点である家庭の教育力向上に努めるとともに、小中一貫教育を推進する学校や地域諸団体と連携を図りながら地域の教育力向上に努める。また、学校運営協議会と地域学校協働活動を一体的に行うコミュニティ・スクールを推進し、家庭・学校・地域が連携・協働した、子どもが健やかに育つ居場所づくり、安全・安心な地域づくりを進める。

さらに、あすの宇治を切り拓く青少年を育成するため、青少年の自主的な活動への支援や社会参加活動の促進に努めるとともに、京都府の「青少年の健全な育成に関する条例」や本市の「第2次宇治市教育振興基本計画」をもとに、青少年の健全育成・社会環境浄化活動をより一層推進する。

また、「第2次宇治市図書館事業計画」に基づき、図書館サービスの充実を図り、子どもの読書活動や学習活動の推進に努める。

加えて、「宇治市子どもの読書活動推進計画（第三次推進計画）」に基づき、子どもの読書活動を推進するための環境整備の充実を図る。

(1) コミュニティ・スクールの推進

- 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校運営協議会の質的向上を目指し、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持ちながら学校運営に参画する体制・仕組みを構築する。
- 学校運営協議会で共有したビジョンを具現化するために、家庭・学校・地域が連携・協働して、地域学校協働活動により、子どもたちの成長を支える取組や活動を推進する。
- ホームページや学校だより、また、各種団体が発行する機関誌等も活用し情報発信に努める。

(2) 家庭・地域の教育力の向上・充実

- 「まなび・生活アドバイザー」や「スクールソーシャルワーカー」、「家庭教育アドバイザー」の活用
- 子どもの育ちに合わせた家庭教育のための講座等の開催や子どもたちに安全で多様な体験を提供する事業の実施
- 保護者のための子育て教室や、児童生徒や保護者の悩みごとの相談等の充実

- 連合育友会の保護者の啓発・交流や子どもの健全育成のための取組推進
- 青少年健全育成協議会及び地域青少年健全育成協議会の取組と次世代の地域活動を担う人材育成のための活動推進
- 少年補導委員による補導活動や社会環境浄化活動による安心・安全な地域づくりの推進
- 市内 3 か所の青少年センター活動の充実

（３）読書活動の推進

- 乳幼児から本にふれあうきっかけづくりの推進
- 家庭における読書活動の推進
- 学校司書やボランティアを活用し、学校も含めた読書活動に係る取組の充実
- 市立図書館等における、地域の子どもの読書習慣を身に付け、知的好奇心を高めるための取組
- 市立図書館と学校図書館の連携による、児童生徒の読書活動や学習の推進

４ 歴史と文化の継承・活用

「文化芸術基本法」、「古典の日に関する法律」及び「宇治市文化芸術振興条例」に基づき、本市の歴史・文化をいかして文化芸術施策の推進を図るとともに、市民の創造的文化活動の育成・支援を進める。

また、本市の豊かな歴史と文化に対する市民の理解と認識を深め、「文化財保護法」、「京都府文化財保護条例」並びに「宇治市文化財指定条例」の精神に基づき、文化財の保存・活用を図るとともに、歴史・文化に対する市民意識の向上に努める。

さらに、史跡「宇治川太閤堤跡」、名勝「宇治山」及び重要文化的景観「宇治の文化的景観」の保存・活用並びに歴史的風致の維持向上に努める。

（１）歴史・文化に対する市民の意識向上

- 学校教育や生涯学習講座等との連携による本市の歴史・文化に対する市民の意識向上
- 文化的景観の保存と市民への啓発
- 未指定文化財の調査に基づいた市指定文化財への指定
- 発掘調査の実施と発掘成果の公開
- 「宇治市歴史的風致維持向上計画(第2期)」に沿った事業の実施

（２）歴史資料・伝統文化の収集・保存・活用

- 地域資源の活用を図る根幹となる歴史資料の収集・保存と調査・研究の推進
- 収蔵資料を活用、公開するためのデジタルアーカイブ導入
- 大学や研究機関との協働による調査・研究の推進
- 伝統文化や郷土芸能の継承と将来の人材育成

（３）歴史資料館の充実・活用

- 歴史や資料の魅力を発信する特別展・企画展の開催
- 講座やワークショップ、アウトリーチ活動など、多様なニーズに応じた教育普及活動の実施
- 学校教育との連携

（４）源氏物語ミュージアムの充実・活用

- 『源氏物語』を様々な視点で捉えた特別企画展や企画展の開催
- 古典文化の普及や観光・文化・芸術の振興を図るための講座やワークショップの開催
- 古典に関する学習機会の提供
- 施設整備機器の更新（工事）

Ⅱ．生涯学習・社会教育

1．生涯学習・社会教育

(1) 宇治市教育振興基本計画

令和4年3月に策定した「第2次宇治市教育振興基本計画」において、「市民が学び合う生涯学習社会の進展」を取り組む施策の1つとして定めました。

人生100年時代の到来に向け、豊かな人生を送ることができるよう、市民一人ひとりが生涯にわたっていきいきと学び合い、地域の発展に力を発揮する生涯学習環境の実現を目指します。

具体的には、生涯学習情報の的確な提供、生涯学習講座の充実、市民・地域活動への支援、生涯学習施設の機能拡充、質の高い生涯学習環境の推進、図書館サービスの充実を推進施策とし、事業に取り組んでいきます。

(2) 組織・施設・団体

① 生涯学習審議会

宇治市生涯学習審議会は、平成15年8月に市民の生涯学習の振興を図るため、教育委員会の附属機関として設置されました。

平成17年6月には、「宇治市生涯学習推進プラン」に基づき、さらに総合的な調査・審議機関として拡充するため、図書館協議会とスポーツ振興審議会の機能を含めて再編されました。令和2年からスポーツに関わる事務が市長部局に移管されたことに伴い、スポーツ振興審議会の機能も市長が管理・執行することとなりました。

審議会は14名の委員で構成され、各委員は社会教育委員としても委嘱されています。

宇治市生涯学習審議会委員名簿（第11期）

（任期：令和5年6月1日～7年5月31日）※令和6年4月20日時点

役 職	氏 名	職 名 等
委 員 長	桑 原 千 幸	事業創造大学院大学インストラクショナルデザイナー
委員長職務代理	小宮山 恭 子	紫 式 部 市 民 文 化 賞 受 賞 者
委 員	芦 田 吉 生	宇 治 市 立 西 小 倉 小 学 校 校 長
〃	内 田 徹	宇 治 市 少 年 補 導 委 員 会 副 会 長
〃	切 明 友 子	働きたいおんたちのネットワーク理事
〃	佐 藤 翔	同 志 社 大 学 教 授
〃	嵐 繁 行	宇 治 市 青 少 年 健 全 育 成 協 議 会 会 長
〃	杉 岡 秀 紀	福 知 山 公 立 大 学 准 教 授
〃	長 積 仁	立 命 館 大 学 教 授
〃	中 本 裕 也	元 宇 治 市 連 合 育 友 会 会 長
〃	西 山 正 一	宇 治 市 体 育 振 興 会 連 合 会 副 会 長
〃	林 みその	まなびんぐ実行委員（前年度副会長）
〃	向 山 ひろ子	元 保 護 司
〃	森 川 知 史	元 京 都 文 教 短 期 大 学 教 授

② 社会教育関係団体

- 宇治市女性の会連絡協議会（地域女性の会）
- 宇治市連合育友会（小中各育友会・PTA）
- 宇治市立幼稚園PTA連合会
- 宇治市青少年健全育成協議会
- 宇治市子ども会連絡協議会（地域子ども会）
- その他社会教育関係団体クラブ 等

(3) 生涯学習・社会教育事業実績（令和5年度）

対 象	事 業 名 ・ 実 績 等
成 人 教 育	・連合育友会、女性の会連絡協議会など社会教育活動の援助
青 少 年 に 対 す る 事 業	・子ども会連絡協議会、地域子ども会、青少年育成の援助 ・青少年によるクリーン宇治運動 中央会場・地域会場で1,951名参加 ・二十歳のつどい 令和6年1月8日（祝）（文化センター）1,300名参加 ・ジュニア文化賞、ジュニア文化奨励賞の授与
人 権 教 育	・市民啓発事業 人権教育フィルム・ビデオテープ・DVDの貸し出し 講座 令和6年2月 「ネットで起きている人権侵害の相談現場から利用者に伝えたいこと」
障 害 者 教 育	・身体障害者教室・社会見学 令和5年11月・12月 「京都市市民防災センターでまなぶ」 ・身体障害者教室・合同講座 令和6年2月 「ネットで起きている人権侵害の相談現場から利用者に伝えたいこと」（再掲） ・心身障害者教室・やまぶき学級 令和5年6月・7月 料理教室「簡単おやつを作ってみよう」 11月 音楽教室「うたっておどって秋を楽しもう」
子 ども の 読 書 活 動 の 推 進	・令和5年度 宇治市子どもの読書活動推進事業 生涯学習センターにおける絵本・児童書のリサイクル市の実施 アクトパル宇治におけるリサイクル絵本交換会とお話し会の実施 アクトパル宇治子ども読書コーナー「えほんの森」の環境整備
人 材 バ ン ク 事 業	・宇治市生涯学習人材バンク登録件数（令和6年3月31日現在） 67件（個人54件、団体13件）
放 課 後 子 ども 教 室 支 援 事 業	・放課後学習会&北槇っ子くらぶ（北槇島小学校） 参加人数延べ540人（年22回） ・笠二っ子クラブ（笠取第二小学校） 参加人数延べ1,524人（年192回） ・まなび（宿題）教室（平盛小学校） 参加人数延べ1,959人（年156回）

Ⅲ. 宇治市生涯学習センター

1. 宇治市生涯学習センターの概要

宇治市生涯学習センターは、市民の生涯学習機会の拡充を図るため、講座の実施、学習情報並びに自主活動の場の提供等、生涯学習を実践するための拠点施設として、また生涯学習の基礎となる学校教育のための研究・研修施設として平成6年1月17日に開設しました。

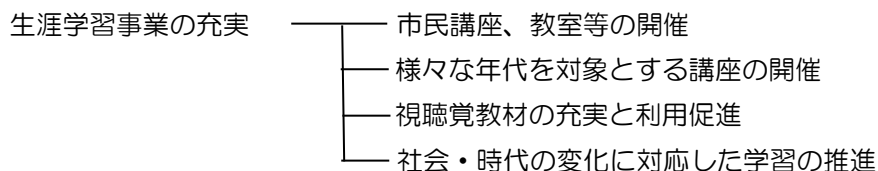
また、市民利用を促進するため、2階会議室の再編を行いました（平成24年度には、コンピューター研修室の廃止、一般研修室の移転、第3ホールの設置。平成25年4月には、宇治市体育協会（平成31年4月より宇治市スポーツ協会に名称変更）事務室が移転）。

(1) 運営の基本方針

本市における市民の学習活動を促進し、生涯学習の振興を図るとともに、学校教育を充実させるため、以下の内容を基本に運営します。

◇ 生涯学習センター運営方針

① 学習機会の提供・充実



② 学習情報提供の充実

1. 事業情報・指導者情報の収集と提供
2. 学習相談体制の充実

③ 生涯学習団体等の育成・人材養成と活用

1. 生涯学習指導者の育成
2. 生涯学習ボランティアの養成と活用

④ 生涯学習の基礎づくり

1. 家庭教育の充実
2. 学校教育の充実
3. 学校・家庭・地域社会の連携の推進

◇ 学校教育に係る研修・研究推進方針

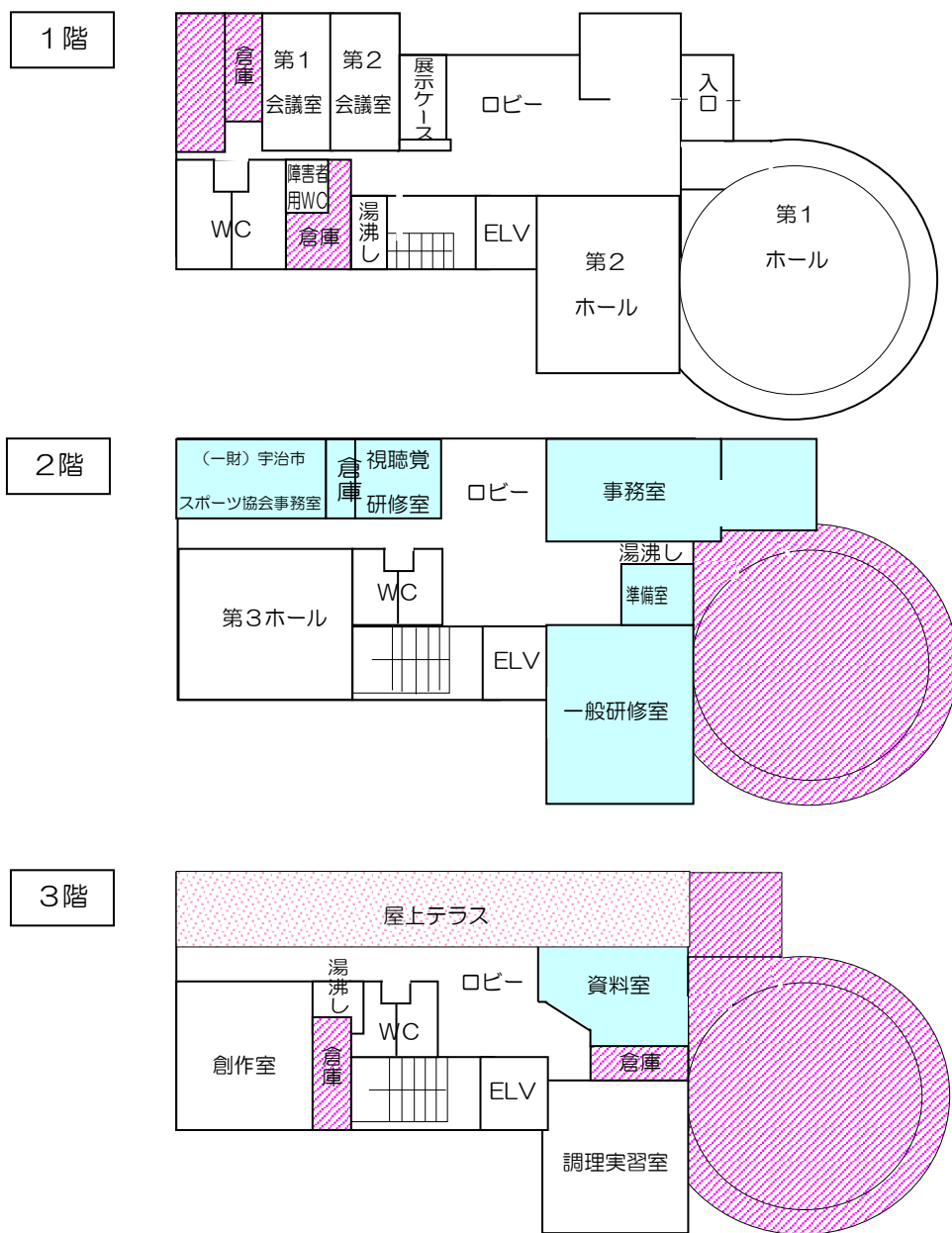
学校教育に係る教職員の体系的研修及び学校教育に係る調査研究の充実・振興

- 職務や教職経験年数別等の一般研修
- 道徳教育等の専門研修
- 情報教育の研修
- 公開授業講座
- 教育研究員事業

(2) 施設概要

◎ 所在地 〒611-0021 宇治市宇治琵琶45番地の14

◎ 見取図



利用状況

◎ 開所時間 午前9時から午後10時まで

◎ 休 所 日 毎週月曜日（ただし、土・日・祝日を除き窓口業務は実施）

12月28日から翌1月3日まで

生涯学習センター利用状況 （令和5年度）

区 分	面積 (㎡)	定員 (人)	利 用 件 数 (件)			利 用 人 数 (人)		
			行 政	一 般	計	行 政	一 般	計
第 1 ホール	254.34	200	322	126	448	15,688	9,319	25,007
第 2 ホール	137.63	72	321	83	404	7,324	3,286	10,610
第 3 ホール	118.20	48	159	119	278	2,228	2,104	4,332
第 1 会議室	40.36	16	225	49	274	1,298	455	1,753
第 2 会議室	38.26	16	153	210	363	812	1,630	2,442
調 理 実 習 室	115.54	24	119	16	135	1,450	178	1,628
創 作 室	91.08	24	119	34	153	1,063	355	1,418
小 計	—	—	1,418	637	2,055	29,863	17,327	47,190
一 般 研 修 室	129.88	64	278		278	5,018		5,018
視 聴 覚 研 修 室	33.37	12	215		215	1,171		1,171
小 計	—	—	493		493	6,189		6,189
合 計	—	—	1,911	637	2,548	36,052	17,327	53,379



情報社会を主体的に生きるには



夏休み子ども★わくわくフェア
(コーナー名：万華鏡を作ろう)



宇治鳳凰大学



源氏物語とそのゆかりの植物

令和6年度生涯学習事業

宇治市生涯学習センター運営方針に基づき、各種事業を総合的・体系的に実施します。

学習機会の提供・充実

— 社会・時代の変化に対応する講座 —	オンデマンド講座
— 様々な年代を対象とする講座 —	夏休み子ども★わくわくフェア、子ども向け講座（iPad、理科実験教室、平安あそび（※）、宇治鳳凰大学
— 教養講座 —	「源氏物語」と仮名書道（※）、シニア向けスマートフォン体験講座
— 映画鑑賞事業 —	バリアフリー上映会等の支援
— 生涯学習推進事業 —	第32回市民まなびの集い（宇治まなびんぐフェスタ2025）
— 公民館事業の支援	
— 宇治のまち魅力再発見事業の支援（※）	

学習情報提供の充実

— 情報の収集・整理・提供 —	情報紙「生涯学習情報UJI」の発行（年4回）、情報コーナーの充実
— 情報交流の促進 —	ミーティングスペースの提供
— 視聴覚ビデオライブラリーの充実	

生涯学習団体等の育成・人材養成と活用

— ロビー開放・市民ミニギャラリー活用促進事業 —	ロビー・展示ケースの作品展示、ミニ講習会、源氏物語ゆかりの作品展（※）、ふれあいワークショップ
— うじ市民活動サポート事業（5事業）	
— ボランティア養成・支援講座 —	コミュニティ・スクール交流会、情報紙キックオフ100 関連講座（記者から学ぶ「匠の技」、つながりを生み出す居場所の必要性）、つながりづくり講座、子育てサポータースキルアップ講座、はじめよう！セカンドライフ
— 市民との共催事業 —	宇治市民大学、フューチャー・デザインワークショップ

生涯学習の基礎づくり

— 家庭の教育力向上のための講座 —	おやこっこらんど、あつまれ！うじキッズ にこにこシアター、小学生の親のための講座（iPad）
--------------------	--

※は紫式部ゆかりのまち宇治魅力発信プロジェクトの一環で実施します。

(3) 令和5年度事業概要

・情報社会を主体的に生きるには～メディアリテラシーとチャットGPTを学ぶ～ ・夏休み子ども★わくわくフェア ・小学生のための英語教室 バナナ？Banana？それって英語、それとも日本語？ ・宇治鳳凰大学（文学歴史コース、健康管理コース、政治経済コース、社会福祉コース） ・宇治鳳凰大学祭 ・源氏物語とそのゆかりの植物 ・金融経済講座～紫式部とお札の肖像たち～ ・シニア向けスマートフォン体験講座 ・バリアフリー上映会 ・第31回市民まなびの集い 宇治まなびんぐフェスタ2024	・情報紙の発行「生涯学習情報UJI」 年4回発行 ・視聴覚ライブラリー ・ロビー・展示ケースの展示とミニ講習会 ・ロビー展示 源氏物語ゆかりの作品展 ・ふれあいワークショップ ・うじ市民活動サポート事業（4事業） ・Zoom会議のホストステップアップ講座 ・ファシリテーション入門講座 いつもの話し合いがすてきな場になる ・家庭でできるヘアカット講座 ・はじめよう！セカンドライフ ・おやこっくらんど ・小学生の親のための講座～小学校の外国語（英語）教育について～
---	---



ロビー展示 源氏物語ゆかりの作品展



うじ市民活動サポート事業
（私にも演奏できる！カリンバ）



ファシリテーション入門講座



おやこっくらんど

Ⅳ. 公民館

1. 公民館活動

公民館は、社会教育にかかわる活動のために、市民のどなたでも利用することのできる社会教育施設です。

市民の皆さんが、より自発的に地域の連帯を深めながら豊かな社会生活を営まれるよう、公民館では教養や趣味をひろげる学習や文化活動、また、日常生活にかかわる問題を解決するために必要な課題に応える講座や、地域に根ざした講座をはじめ、自主的に学習に取り組むサークルなどへの活動の場の提供など、さまざまな事業を進めています。

各公民館では、相互に連携・協調を図りながら、現代社会に対応する市民の自主的な学習活動の促進を目指して各種の事業展開を図ります。

(1) 公民館施設の概要

(令和6年4月1日現在)

名 称	所 在 地	開 館	施設案内		職 員		
			室名	定員	館 長	生涯学習 指導員	その他
中央公民館	折居台 1-1	昭 59.11.3	展 示 集 会 室	150	1	1	3
			会 議 室	50			
			実 習 室 1	30			
			実 習 室 2	20			
			実 習 室 3	20			
			保 育 室	—			
宇治公民館	宇治里尻 71-9	昭 40.9.17 内部全面改修 平 2.3.15 (平成 30 年 4.1～ 閉館中)			(1)	(1)	—
木幡公民館	木幡内畑 34-7	昭 56.5.11	会 議 室	150	1	1	3
			和 室	20			
			学習室(兼調理実習室)	50			
			図 書 談 話 室	25			
			保 育 室	—			
小倉公民館	小倉町寺内 91	昭 56.9.9	会 議 室	100	1	1	2
			和 室	20			
			学習室(兼調理実習室)	50			
			図 書 談 話 室	25			
			保 育 室	—			

広野公民館	広野町寺山 17-403	昭 61.5.17	会 議 室 1 ・ 2	150	1	1	2
			和 室	20			
			学習室（兼調理実習室）	50			
			図 書 談 話 室	20			
			保 育 室	—			

(2) 事業概要（令和5年度）

中 央 公 民 館

学 習 分 野	講 座 名	開 設 期 間
ライフステージに応じた学習	○宇治鳳凰学級（高齢者教室）	令和5年5月～6年3月
	○子どもの遊び場事業（12回）	令和5年4月～6年3月
	○夏休み親子木工教室（3回）	令和5年7月
	○人形劇フェスティバル	令和5年8月
	○成人講座「フラダンス入門」	令和5年11月
歴史・文化・自然に根ざした学習	○中央公民館まつり	令和5年10月
	○春を呼ぶサタデーコンサート	令和6年2月
	○宇治の形・学びの広場	令和6年2月

宇 治 公 民 館（生涯学習センターにて実施）

学 習 分 野	講 座 名	開 設 期 間
健康づくりのための学習	○トマトケチャップづくり講習会	令和5年6月
	○味噌づくり講習会（2回）	令和6年2月

木 幡 公 民 館

学 習 分 野	講 座 名	開 設 期 間
ライフステージに応じた学習	○木幡許乃国（高齢者）教室	令和5年5月～6年3月
	○チャレンジ・やってみよう事業（4回）	令和5年6月・7月・10月・6年1月
	○親と子のちょっとおしゃれな木幡倶楽部（4回）	令和5年5月・7月・9月・12月
	○夏休みはなまる工作教室	令和5年7月
	○楽しい小学生理科実験教室	令和5年10月
歴史・文化・自然に根ざした学習	○木幡公民館まつり	令和5年10月
	○こはた大発見事業	令和5年5月
健康づくりのための学習	○手作りみそづくり（2回）	令和6年2月

小 倉 公 民 館

学 習 分 野	講 座 名	開 設 期 間
ライフステージに応じた学習	○小倉蓮の実（高齢者）教室	令和5年5月～6年3月
	○おぐらクッキングクラブ	令和5年5月～6年2月
	○子ども教室事業（親子農業体験、書き初め教室）	令和5年5月～10月・12月
	○夏休み子どもふれあい広場	令和5年7月
歴史・文化・自然に根ざした学習	○小倉納涼盆おどり大会 （地域伝統文化保存事業）	中止
	○小倉公民館まつり	令和5年10月
	○小倉茶香服大会	中止
	○お茶を使ったスイーツづくり	令和5年11月
健康づくりのための学習	○手づくり味噌講習会（3回）	令和6年1月

広 野 公 民 館

学 習 分 野	講 座 名	開 設 期 間
ライフステージに応じた学習	○広野久里古（高齢者）教室	令和5年5月～6年3月
	○子ども茶道教室	令和5年5月～6年3月
	○子ども教室事業（科学の教室）（3回）	令和5年6月～6年1月
	○夏休み親子木工教室	令和5年8月
歴史・文化・自然に根ざした学習	○広野公民館まつり	令和5年10月
	○音楽の広場	令和5年10月
健康づくりのための学習	○手づくり味噌講習会（2回）	令和6年1月
サークルとの共催事業	○サークル活動展（水彩画展、水墨画展） （2回）	令和5年6月

(3) 利用状況

開館時間は、午前9時から午後5時まで。

休館日は、日曜日（中央公民館は、月曜日）国民の祝日、12月28日から1月3日まで。

公民館利用状況（令和5年度）

	公的活動等利用		サークル・社会教育団体・ 福祉団体等		一般利用		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
中央公民館	211	6,462	1,703	23,826	386	12,406	2,300	42,694
宇治公民館 （閉館中）	—	—	—	—	—	—	—	—
木幡公民館	26	1,113	1,394	14,723	50	1,581	1,470	17,417
小倉公民館	209	6,720	1,208	13,998	19	343	1,436	21,061
広野公民館	113	3,442	440	4,794	251	4,577	804	12,813
合計	559	17,737	4,745	57,341	706	18,907	6,010	93,985

(4) 公民館サークル

公民館サークルは、公民館の講座・学習会や地域で生まれ各公民館を拠点として、自主的な活動を行っている団体です。なお、宇治公民館は閉館中のため、登録サークルはありません。

（令和6年4月1日現在）

公民館名	中央公民館	宇治公民館	木幡公民館	小倉公民館	広野公民館	計
登録サークル数	57	—	47	34	19	157

V. 宇治市総合野外活動センター



1. 建設の目的と施設の性格

近年、物の豊かさから心の豊かさを求める

(「宇」の字をモチーフにしたシンボルマーク)

傾向が強まる中で、豊かな自然を生かし、

市民各層の交流と余暇の有効活用を図るとともに、山間地域の振興を図ることを目的として平成11年6月3日に建設され、「自然とのふれあい、自然のなかでの交流」をメインテーマに、すべての市民が宿泊にも日帰りにも気軽に「スローライフ」を楽しめる、総合的な野外活動施設です。当施設は「アクトパル宇治」の愛称でも親しまれており、令和元年6月には開所20周年を迎え、累計の利用者は令和5年度末で212万人となりました。市内外に多くのリピーターを有していることも特長の1つです。

令和5年度の利用人数は前年度よりも増加しており、コロナ禍以前の状況に戻りつつあります。

[施設の特徴]

○小中学生が利用する施設

日常の授業では体験できない自然についての基礎知識を得るとともに、自然とのつきあい方を体験できる施設

○すべての市民や団体が利用できる施設

生涯学習、コミュニティ活動、スポーツ・レクリエーション活動の拠点として、手軽に利用できる施設

○地域の農業などの資源を生かし、地域振興と結びついた施設

地域の資源を活用し、農産物の収穫等の体験や、工作体験ができる施設

○地域の環境を生かし、ふるさとを味わうことができる施設

豊かな自然の中で様々な体験を通して、また、地元との交流を図っていく中で、市街地で生活する市民がふるさとを体験できる施設

[具体的活動例]

○野外活動

野外炊飯、キャンプファイアー、オリエンテーリングなど

○自然観察活動

天体観察、バードウォッチング、植物観察など

○スポーツ活動

フィールドアスレチック、バスケットボール、グラウンド・ゴルフなど

○創作活動

陶芸、七宝焼、木工、竹工、焼き杉板など

○農業・ふるさと体験活動

茶摘み、さつまいも掘り、餅つき、わら細工など

2. 施設の概要

○所在地 宇治市西笠取辻出川西1番地

○敷地 約10.8ヘクタール

○管理棟 3階建 延面積 2,827.32㎡

	1階	食堂（160席）売店 図書・展示コーナー メインホール 医務室 事務室 トイレ等
	2階	研修室（洋室3 和室1）浴室2 リネン室 トイレ等 宿泊室（洋室2 和室4）等
	3階	天体観察室（25cm屈折望遠鏡設置）等
○宿泊棟	平屋建4棟	面積 1,293.35㎡ 宿泊室（洋室14 和室10） 内1棟 身障者浴室 トイレ ミーティングルーム 洗面所 トイレ等
○屋内運動場	平屋建	面積 913.27㎡ アリーナ 更衣室 トイレ
○工作棟	平屋建	面積 309.00㎡ 工作室 野外トイレ併設
○山の家	平屋建1棟	面積 156.38㎡（倉庫含む）
○キャンプ施設	キャンプセンター 平屋建	面積 130㎡ 炊事棟（食事場）5棟 森のテントサイト（常設テント10基） フリーテントサイト キャンプファイアー場（2カ所）
○多目的広場	3カ所	約6,100㎡
○グラウンド・ゴルフ場	面積 13,408㎡	レストハウス（トイレ付） 東屋（2棟）
○冒険とりで（フィールドアスレチック施設）		
○川の広場		
○観察の森		
○散策路	展望台	オリエンテーリングコース
○駐車場	普通車約160台	バス3台 障害者専用2台
○ホームページ	https://www.actpal-uji.com	

令和5年度 利用者数（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
宿泊	1,685	3,790	3,112	4,357	5,277	3,015	2,587	2,070	1,143	325	785	2,304	30,450
日帰り	7,189	8,950	4,998	4,747	6,192	5,741	7,794	3,315	2,440	2,150	2,576	3,549	59,641
合計	8,874	12,740	8,110	9,104	11,469	8,756	10,381	5,385	3,583	2,475	3,361	5,853	90,091

令和5年度 事業参加者数

事業名	実施日	応募者人数	参加者人数
アクトパル春まつり	4/9	—	1,787
つくってあそぼう！（全22回）	4/16～	—	160
春のグラウンド・ゴルフデー	4/21	—	30
アクトパルであそぼう！	6/4	—	1,189
山であそぼう！	8/11	—	262
アクトパル秋まつり	10/9	—	1,672
ハロウィンをたのしもう！	10/29	—	340

親子で楽しむグラウンド・ゴルフの日	4/29・9/18		60
わいわいホリデー（全17回）	12月～2月の日曜・祝日	—	1,380
体育館であそぼう（全4回）	12/10・1/7・2/18・2/23	—	566
笠取交湯会（全8回）	1月～2月の土曜	—	119
新春笠取市（全3回）	1/6～8	—	388
星空オープンデー（全7回）	4/22・6/10・6/17・8/5	—	871
奨励事業（予約不要イベント） 小計		—	8,824
畑体験つづき（収穫）	5/7	—	27
	6/17		12
春の野草探しと野草の天ぷらづくり	4/16	63	25
お茶つみ・製茶&ティータイム	5/13	93	15
	5/14	106	18
田んぼ体験（2グループ制）	5/20・9/16	79	72
	5/21・9/17	80	70
バウムクーヘンをつくろう！	5/27	67	35
	5/28	146	38
じゃがいも畑のくいしん坊！	6/24	30	19
	6/25	61	26
陶芸教室「入門編」	7/2 AM	39	22
	7/2 PM	22	17
手作りの流しそうめんをたのしもう！	7/15	49	23
	7/16	102	25
	7/17	97	25
虫ムシ大作戦	7/22～23	120	17
夏休み親子工作デー	8/6 AM	20	9
	8/6 PM	9	9
家族deキャンプ	8/26～27	65	20
アウトドアクッキング（ピザづくり）	9/2	25	20
	9/3	50	22
いもほり&クッキング	10/21	30	18
	10/22	64	21
畑体験	11/4	47	37
	3/3		36
燻製をたのしもう！	11/5	55	36
そば打ち体験	11/12	48	18
ふるさとを味わおう	11/18	42	9
	11/19	59	17
秋のピクニック	11/23	44	34
クリスマスリースづくり	12/3 AM	37	15
	12/3 PM	66	20
ダッチオープンでケーキをつくろう！	12/10	38	26
冬キャンプのすすめ	12/17	4	0
ミニ門松&鏡もちづくり&もちつき	12/23	40	29
	12/24	54	22
陶器のランタンづくり	1/8 AM	7	7
	1/8 PM	12	12
冬のふるさとハイキング	1/13～14	11	5
冬のアウトドアクッキング	1/21	21	20
親子で楽しむ木工教室&星空教室	2/3～4	17	13
陶芸教室～ろくろ編～	2/10 AM	15	14
	2/10 PM	15	7

椎茸の菌打ち体験	2/11 AM	20	12
	2/11 PM	8	12
手打ちうどん教室	3/9	47	23
	3/10	64	26
BBQ をたのしもう！	3/24	55	23
天文教室① 「デジタルで楽しむ星空教室」	5/27	17	13
②「七夕の星&プラネタリウム体験」	7/1	21	14
③「中秋の名月&月見団子づくり」	9/30	126	35
④「ファミリー星座入門」	10/21	15	15
⑤「宿泊天文教室」	12/16~17	32	19
⑥「宇宙人はいるのか？」	3/16	38	37
グラウンド・ゴルフ大会①	4/22	55	47
②	5/26	55	44
③	6/10	48	43
④	7/8	54	49
⑤	9/23	41	40
⑥	10/20	43	43
⑦	11/3	38	37
⑧	12/2	52	50
⑨	1/27	56	53
⑩	2/17	72	69
⑪	3/2	58	58
グラウンド・ゴルフ チャンピオンシップ	3/15	—	49
アウトドアクラブ①「火をおこしよう！」	4/23	42	22
②「テント設営体験&簡単アウトドアクッキング」	7/9		22
③「手作りアウトドアグッズ&クッキング」	9/24		24
④「ダッチオープン料理」	11/26		20
⑤「オートキャンプ体験」	2/24~25		15
陶芸クラブ 全 70 回	4/6~3/28	—	997
体験事業（有料イベント） 小計		3,106	2,893
合 計			11,717

3. 施設の管理運営

公益財団法人宇治市野外活動センターが指定管理者として、管理運営を行っています。

VI. 源氏物語ミュージアム

1. 源氏物語ミュージアム

宇治市ではふるさと創生事業を契機に、全国的な女性文学の興隆を目的とした、女性作家に贈る『紫式部文学賞』と、市民の文化活動に贈る『紫式部市民文化賞』を創設しました。そしてこれらの贈呈式や「宇治十帖」古跡めぐりスタンプラリー等のイベントを催すほか、「源氏物語散策の道」整備事業など“源氏物語をテーマとしたまちづくり”を積極的に推進してきました。源氏物語ミュージアムは、こうした一連の事業の中核施設であり、また集大成をなすものとして、宇治川の流れを望む東部の高台に、平成10年11月に開館した博物館施設です。

平成20年は、源氏物語千年紀の大きな節目の年であるとともに、当ミュージアム開館10周年でした。この記念すべき年に本市のさらなる文化創造の発展と観光振興に寄与するため、常設展示の内容変更や新作映画「橋姫」の制作などのフレッシュアップ事業を実施しました。

この間、200万人を超える入館者を迎え、開館20周年の平成30年には、「観光」と「生涯学習」の拠点として再整備を行い、9月にリニューアルオープンしました。平成31年4月からは、新作オリジナルアニメ映画「GENJI FANTASY ネコが光源氏に恋をした」を公開しています。世界で唯一の源氏物語に関する施設として、本市の文化・観光振興に大きな役割を果たしていきます。

(1) ミュージアムの基本的性格

- ① 市民のための文化創造と生涯学習に資する施設とする。
- ② 源氏物語に関する情報や古典のもつ魅力の発信基地として積極的な役割を果たす施設とする。
- ③ 源氏物語や平安時代の文化を中心とする資料の収集、保存、研究、展示ができる施設とする。
- ④ 世界文化遺産として登録された平等院及び宇治上神社や、宇治十帖の古跡などとの連携を図った観光資源として活用できる施設とする。



源氏物語ミュージアム展示室

(2) 施設の概要

- ① 所在地 宇治市宇治東内45-26
- ② 延床面積 2,939.94㎡
- ③ 構造 鉄筋コンクリート造1階、地下1階
- ④ 専用駐車場 大型車4台／普通車15台

部 門	室 名
展示	常設展示室
	企画展示室
	展示倉庫
教育普及	図書室
	書庫
	源氏物語に親しむコーナー
	特別閲覧室
	講座室
	講座準備室
収蔵	収蔵庫
	収蔵庫前室
	荷解室

部 門	室 名
管理	事務室
	名誉館長室
	機械室
	休憩室
	管理倉庫
学芸	学芸室
	資料室
その他	喫茶コーナー
	ショップ
	トイレ

(3) 事業の概要（令和5年4月～令和6年3月）

① 展示事業

○常設展示

平成30年に実施したリニューアルでは、新しい展示資料による「ここでしかできない体験」の充実、多様化している来館者に対応する環境整備を進めました。

「平安の間」は、物語の主人公光源氏が活躍した華やかな世界をテーマにしています。源氏物語の魅力やあらすじを紹介したハイビジョン映像と、光源氏が自分とゆかりのあった女君たちを住ませた広大な寝殿造りの建物「六条院」の模型を展示しています。また、満開の桜の下に、十二単を着た女性が乗る牛車、調度や装束に囲まれた女性の居間、年中行事など、平安時代の貴族文化をわかりやすい解説とともに展示しています。

「宇治の間」は、源氏物語最後の十帖、宇治十帖をテーマにしています。物語シアターでは宇治十帖の名場面を紹介しています。

リニューアルで大きく変わった「物語の間」は、楽しみながら源氏物語について学ぶことができます。

そして、映像展示室では、「浮舟」「橋姫」に加え、平成31年4月からは、新作オリジナルアニメ映画「GENJI FANTASY ネコが光源氏に恋をした」を上映しています。

○企画展示

企画展示室では、源氏物語や平安時代の文化に関わることを中心に、館蔵品のほか他館からの借用資料も含め、毎回テーマを決めて年5～6回の展示を行っています。多くの方が関心をもてるような時宜にあった展示、さらには他館等と連携して話題性のある展示を行っています。

令和5年度は、大河ドラマ「光る君へ」（NHK）を契機にした宇治の歴史・文化などの魅力発信する「紫式部ゆかりのまち宇治魅力発信プロジェクト」との連携事業として、特別企画展と企画展を開催しました。

展 覧 会 名	会 期
企画展 錦絵にみる宇治の名所	令和5年3月15日～5月14日
企画展 徳川幕府と宇治	5月17日～7月9日
企画展 源氏ワンダーランド	7月12日～9月10日
企画展 宇治と憂し 一ゆめかゆつつかー	9月13日～11月26日
特別企画展 このわたりに薫る君やさぶらふ	11月29日～令和6年2月4日
企画展 名所図でめぐる宇治十二景	2月7日～4月21日

② 教育普及事業

○源氏物語に親しむコーナー

源氏物語に親しみ、知識を広めていただくコーナーです。

平成30年実施のリニューアルにより、子どもたちをはじめ、あらゆる世代の入館者が楽しく学べる場として生まれかわりました。

○図書室

源氏物語に関する専門書から児童書をはじめとした入門書まで、広く源氏物語に関する書籍を収集し、公開しています。企画展、事業等に合わせ、関連する書籍を紹介するテーマ展示を開催しています。

図書室内にビデオコーナーを設けて、当館自主制作のビデオ映画を上映しています。

- ・「復元音で聞く源氏物語 一橋姫一」 ・「平安の雅を映して 一模型による六条院再現一」
- また平成30年実施のリニューアルで、源氏物語に親しむコーナーにあったタッチパネル式のパソコンを移設しました。源氏物語に関連するクイズやゲームを通して源氏物語に親しみ、知識を広めることができます。

○講座・講演会

入門講座

開催日	演 題 ・ 内 容	講 師
令和5/6～令和6/2	超！入門講座 宇治で源氏物語を読むために	源氏物語ミュージアム館長

*会場を変更して実施

連続講座 「私」の「光る君」へ

開催日	演 題 ・ 内 容	講 師
令和5 5/31	紫式部と藤原道長	臈谷 壽 同志社女子大学名誉教授 公益財団法人古代学協会理事長
6/15	能に描かれた夕顔の儚い夢	河村 晴道 能役者シテ方観世流
7/27	紫式部はなぜ『源氏物語』を書いたのか —「いづれの御時にか」に込めた思い—	山本 淳子 京都先端科学大学教授
8/17	紫式部は内裏を知らない —「里内裏」というところ—	野口 孝子 国際日本文化研究センター 共同研究員
9/21	『源氏物語』における人的ネットワーク —ゆかり・たより・とぶらひ—	京樂 真帆子 滋賀県立大学教授
11/16	『源氏物語』の女性たちの「妄執」	有松 遼一 能楽師ワキ方高安流
12/14	『源氏物語』と現代作家—それぞれの「光源氏」—	中 周子 大阪樟蔭女子大学名誉教授 田辺聖子文学館館長
令和6 1/24	紫式部と源氏物語	福嶋 昭治 園田学園女子大学名誉教授
2/15	「光る君と聞こえむ故院」の物語 —宇治十帖からの眺望—	安藤 徹 龍谷大学副学長・教授
3/1	紫式部が生きた平安貴族社会	佐古 愛己 佛教大学教授

*会場を変更して実施

源氏物語セミナー

開催日	演 題 ・ 内 容	講 師
令和5 10/17	紫式部たちの物語る仏教の信仰と場 —法華経と念仏、そして宇治の苑池—	久保 智康 京都国立博物館名誉館員 叡山学院教授

特別企画展関連企画

開催日	演 題 ・ 内 容	講 師
令和6 1/11	薫りにきく宇治十帖—花と香—	珠寶 花土 青蓮舎主宰 京都府立大学准教授 濱崎 加奈子 公益財団法人有斐斎弘道館館長 広田 ゆうみ 俳優
令和6 1/25	鼎談「宇治十帖」の5人 ～男二人と女三人の生きざまを考える～	たつみ 都志 武庫川女子大学名誉教授

大人と子ども能楽鑑賞会

開催日	演 題 ・ 内 容	講 師
令和6 1/27	大人と子ども能楽鑑賞会 能楽玉手箱	吉浪 壽晃 能楽観世流シテ方 味方 團 能楽観世流シテ方 田茂井 廣道 能楽観世流シテ方

子ども体験型教室

開催日	演 題 ・ 内 容	講 師
令和6 3/23	ワークショップ 三葉虫を調べよう！	大野 照文 高田短期大学図書館館長

(4) 統計

令和5年度年間入館者数 147,726人

開館以来の総入館者数 2,655,140人（令和5年度末現在）

VII. 図書館

1. 図書館活動

本市の図書館は、昭和40年に開設した「市民会館図書室」の活動を引継ぎ、昭和59年の中央図書館の開館により本格的な公共図書館としてのサービスを開始しました。その後、平成4年には東宇治図書館を、平成9年に西宇治図書館を開館しました。

平成15年4月からは祝日開館及び予約図書配本サービスを開始し、現在は市内7か所に予約図書配本所を設置しています。平成26年10月には児童・青少年の読書環境を整えるため大西利治文庫を創設し、平成27年10月からはCD・DVDの収集貸出を開始しました。また、平成28年4月からは京都市図書館との相互利用を開始し、平成29年4月からは中央図書館の平日の開館時間を18時までとするなど、資料の充実や利便性の向上を図ってきました。

令和3年3月には、新型コロナウイルスの感染防止対策として図書館に来館せずいつでも電子書籍の閲覧・貸出等ができる電子図書館サービスを、令和4年6月には、視覚障害者が介助なしに電子書籍を楽しめる視覚障害者専用電子図書館サービスを開始しました。令和4年7月からは、学校連携事業として宇治市立学校に在籍する小学3年生以上の全小中学生に電子図書館の学校連携専用IDカードを配布しました。

図書館は、地域の知的基盤として読書活動や生涯学習を支え、情報拠点として正確で体系的な資料や情報を提供するとともに、情報活用能力の向上を支援する役割を求められています。

こうした地域や市民のニーズに応えるため、今後も次の5つの基本的運営方針に基づき、新しい生活様式を踏まえ、魅力的かつ効果的で安定的な図書館運営を行います。

宇治市図書館基本的運営方針

- 1 読む楽しさ、学ぶ喜びを創出する図書館
- 2 情報の拠点として地域を支える図書館
- 3 地域文化を未来につなぐ図書館
- 4 誰もが利用しやすい図書館
- 5 人とともに成長する図書館

(1) 施設の概要

中央図書館（宇治市文化センター内）

	室 名	室 名
専用部分	開架室	作業室
	参考資料室	書庫
	点字図書・対面朗読室	車庫
	集会室	機械室
	事務室	湯沸室・トイレ等
	休養室	屋外車庫・他
	電算機室	

東宇治図書館

(東宇治コミュニティセンターの1階)

	室名 (ワンフロア)
専用部分	開架・事務スペースその他

西宇治図書館

(西小倉地域福祉センターの3階)

	室名 (ワンフロア)
専用部分	開架・事務スペースその他

(2) 事業実績 (令和5年度)

中央図書館

実施時期	事業名	実施回数・参加者数
毎月第1日曜日	おはなし会 (幼児・小学校低学年対象)	計11回 146人
毎月第3土曜日	おはなしのへや (幼児～大人対象)	計12回 75人
	ブックスタート 乳幼児相談 乳幼児への絵本読み聞かせ (主催 保健推進課)	計8回 327人
随時	出張おはなし会	計12回 196人
令和5年4月21日	大人のための夜の朗読会「出会いと別れの季節」	14人
令和5年4月26日	赤ちゃんのおはなし会・本とあかちゃんの仲良しタイム同時開催	12人
令和5年5月31日	図書館のスマートフォン体験講座	11人
令和5年6月21日	ママのためのおはなし会 (主催 保健推進課)	35人
令和5年7月14日	図書館のスマートフォン体験講座	8人
令和5年7月21日	国立国会図書館関西館見学バスツアー	15人
令和5年7月21日 ～8月25日	図書館の職員にきてみよう！子どもの「なぜ？」にレファレンス	計5回 16人
令和5年7月26日	大人のための夜の朗読会「怪談 2023」	15人
令和5年7月28日	科学実験教室「石や砂のふしぎ」	9人
令和5年8月2日	読書感想文の書き方教室	16人
令和5年8月4日	こども1日司書体験	6人
令和5年8月17日	平和のおはなし会	10人
令和5年8月25日	夕涼みのおはなし会	14人
令和5年9月8日	図書館のスマートフォン体験講座	12人
令和5年9月27日	ママのためのおはなし会 (主催 保健推進課)	20人
令和5年10月4日	赤ちゃんのおはなし会・本とあかちゃんの仲良しタイム同時開催	16人
令和5年10月20日	大人のための夜の朗読会「植物と文学」	13人
令和5年10月27日 ～11月19日	「ぐりとぐら」誕生60周年記念イベント「“ぐりとぐらのぼうし”をさがせ！」	199人
令和5年10月28日	ぬいぐるみのおとまり会・おはなし会同時開催	16人
令和5年11月5日	やさしい古典のおはなし会	19人
令和5年11月12日	読書週間記念講演会「文学でたどる宇治-和歌に登場する橋姫は橋姫神社の橋姫？-」	35人
令和5年11月16日	おはなし会 (Uji ふれあい教室)	9人
令和5年11月17日	図書館のスマートフォン体験講座	6人
令和5年11月30日	大人のための夜の朗読会「太宰を聴く」	4人
令和5年12月3日	図書館のリサイクル市	
令和5年12月15日	大人のための夜の朗読会「WARM 3 WRITERS」	16人

令和5年12月22日	図書館の楽しいクリスマス会	51人
令和6年1月19日	図書館のスマートフォン体験講座	11人
令和6年2月7日	赤ちゃんのおはなし会・本とあかちゃんの仲良しタイム同時開催	10人
令和6年2月16日	大人のための夜の朗読会「源氏物語を聴く」	12人
令和6年2月16日	図書館ボランティア研修会（学校教育課と共催）	50人
令和6年3月15日	図書館のスマートフォン体験講座	12人
令和6年3月16日	朗読サロン「響」と味わう 時をかける朗読会 出演 朗読サロン「響」	25人
令和6年3月22日	ママのためのおはなし会（主催 保健推進課）	29人
令和6年3月23日 ～4月12日	春休み読書スタンプラリー	
令和6年3月27日	はじめてのとしょかんたんけん	5人
随時	テーマ別図書展示（成人書・児童書）	65回

東宇治図書館

実施時期	事業名	実施回数・参加者数
毎月第2日曜日	おはなし会（幼児・小学校低学年対象）	計12回 147人
奇数月第3水曜日	赤ちゃんおはなし会0・1・2	計6回 134人
毎月第4土曜日	おはなしのへや（幼児～大人対象）	計11回 89人
随時	出張おはなし会	計11回 212人
令和5年5月7日	こどもの読書週間記念行事 わくわく! コラボおはなし会「人形劇×えほん」	24人
令和5年7月7日	おとなの夜のおはなし会 ～七夕編	13人
令和5年7月25日	納涼! ちょっぴり怖いおはなし会	2人
令和5年8月2日	夏休み工作教室「ミニ道具箱」を作ろう!	12人
令和5年8月9日	図書館のスマートフォン体験講座	3人
令和5年8月23日	児童読書推進行事「ぬいぐるみの図書館おとまり会」	21人
令和5年10月25日	図書館のスマートフォン体験講座	13人
令和5年10月27日 ～11月19日	「ぐりとぐら」誕生60周年記念イベント「“ぐりとぐらのぼうし”をさがせ!」	116人
令和5年11月1日～30日	写真展「なつかしの街角 思い出の一枚」（歴史資料館と共催）	
令和5年11月1日	読書週間記念講演会「セカンドライフと生命保険」	8人
令和5年11月18日	宇治市子ども読書の日記念行事 「おはなしひろば」	30人
令和5年12月20日	赤ちゃんクリスマス会0・1・2	30人
令和5年12月20日	図書館の楽しいクリスマス会	34人
令和6年1月19日	おとなの夜のおはなし会 ～寒月編	12人
令和6年1月23日	パソコン画で遊ぼう	8人
令和6年1月31日	図書館のスマートフォン体験講座	7人
随時	テーマ別図書展示（成人書・児童書）	38回

西宇治図書館

実施時期	事業名	実施回数・参加者数
毎月第3水曜日	おはなし会（3歳～小学校低学年）	計12回 91人
毎月第3水曜日	おはなし会（0・1・2歳）	計12回 22人
毎月第1土曜日	おはなしのへや（幼児～大人対象）	計11回 135人
毎月第4水曜日	出前おはなしサロン	計12回 137人
随時	出張おはなし会	計4回 93人
令和5年4月29日	子ども読書の日記念行事「おはなしおはなしドンドコドン」	15人
令和5年6月9日	図書館のスマートフォン体験講座	7人
令和5年6月14日	梅雨を楽しむ朗読会	4人
令和5年8月4日	夏休みリサイクル工作教室	23人
令和5年8月9日	涼をよぶ朗読会	8人
令和5年8月17日・18日	夏休み 夜のドキドキおはなし会	17人
令和5年10月5日	大人のためのおはなしを楽しむ会（おはなしたまたまばこと共催）	28人
令和5年10月14日 ～11月26日	小さなアートギャラリー ～西小倉地域の昭和28年災害～	
令和5年10月27日 ～11月19日	宇治市子ども読書の日記念事業 西宇治図書館クイズラリー	288人
令和5年10月27日 ～11月19日	「ぐりとぐら」誕生60周年記念イベント「“ぐりとぐらのぼうし”をさがせ！」	288人
令和5年11月8日	深まる秋の朗読会	8人
令和5年12月7日	大人のリサイクル工作	15人
令和5年12月8日	図書館の楽しいクリスマス会（おはなしたまたまばこ・サークルさんりんしゃと共催）	28人
令和6年1月26日	図書館のスマートフォン体験講座	8人
令和6年2月7日	新春を寿ぐ朗読会	5人
令和6年3月8日	図書館のスマートフォン体験講座	10人
令和6年3月22日	読書推進講座「弥次さん喜多さん達の見た京都」	43人
随時	テーマ別図書展示（成人書・児童書）	38回

(3) 蔵書点数

令和5年度の図書館蔵書冊数は、中央図書館175,718冊、東宇治図書館62,747冊、西宇治図書館71,067冊、団体貸出5,466冊、総数314,998冊となりました。

その他、中央図書館ではCD140点、DVD405点、カセットブック2,011巻、雑誌82タイトル、新聞10紙と新聞縮刷版2タイトル、東宇治図書館ではカセットブック663巻、雑誌50タイトル、新聞8紙、西宇治図書館ではカセットブック622巻、雑誌47タイトル、新聞8紙を所蔵しています。

図書購入費の推移（全館）

（各年度末）

年度	区分	人 口（人）	図書購入費（円）	蔵書数（冊）	市民一人あたり	
					図書購入費（円）	蔵書冊数（冊）
R 1		185,472	13,397,938	325,955	72.2	1.76
R 2		184,432	13,468,902	327,219	73.0	1.77
R 3		182,841	11,943,448	324,131	65.3	1.77
R 4		181,616	11,585,730	317,219	63.8	1.75
R 5		180,210	11,652,076	314,998	64.7	1.75

図書館蔵書冊数の推移

（各年度末）（単位：冊）

年度	区分	総 数	中央図書館	東宇治図書館	西宇治図書館	団体貸出
R 1		325,955	181,590	65,126	73,621	5,618
R 2		327,219	182,398	65,320	73,872	5,629
R 3		324,131	181,141	64,551	72,911	5,528
R 4		317,219	176,934	63,225	71,514	5,546
R 5		314,998	175,718	62,747	71,067	5,466

図書分類別蔵書冊数

（令和6年3月末）（単位：冊）

区分 分類別		中央図書館			東宇治図書館			西宇治図書館			団体貸出
		郷土行政資料	成人書	児童書	郷土行政資料	成人書	児童書	郷土行政資料	成人書	児童書	児童書
0	総記	110	3,257	580	16	828	170	21	970	174	分類せず
1	哲学・宗教	37	5,407	368	13	2,096	131	4	2,135	111	
2	歴史・地理	807	10,276	2,269	318	2,608	617	341	3,858	679	
3	社会科学	2,144	15,328	1,870	484	4,922	755	826	5,318	630	
4	自然科学	78	7,478	4,123	12	2,975	1,475	35	3,056	1,249	
5	技術・工学	350	8,021	1,464	81	4,217	582	137	3,566	412	
6	産業	441	3,035	799	85	1,164	341	93	1,225	289	
7	芸術	235	10,089	1,684	77	3,711	626	72	4,381	523	
8	語学	18	2,069	683	9	676	177	11	813	164	
9	文学	368	46,787	19,492	165	20,875	5,355	158	27,939	5,078	
大活字本		0	1,829	302	0	43	0	0	162	0	
絵本		0	1,811	21,058	0	8	6,769	0	0	6,342	
紙芝居		0	0	1,051	0	0	366	0	0	295	
小計		4,588	115,387	55,743	1,260	44,123	17,364	1,698	53,423	15,946	
合計		175,718			62,747			71,067			5,466
総計		314,998									

（注）成人書の絵本は外国語絵本

(4) 貸出状況

市内に在住、在勤、在学する人、京都市に在住する人に貸出券を発行し、図書等の貸し出しを行っています。貸出点数は1人10点以内で、貸出期間は3週間です。

図書館の開館時間は、中央図書館では平日午前9時から午後6時まで、土日祝日は午前9時から午後5時まで、東宇治図書館・西宇治図書館では午前9時から午後5時までです。休館日は、月曜日、第4木曜日、祝日の翌平日、年末年始、特別整理日です。

貸出点数の推移

(各年度末) (単位：点)

区分 年度	総 数	中央図書館	予約図書 配本所	東宇治図書館	西宇治図書館	学校等 団体貸出	団体貸出
R 1	707,545	348,118	14,482	163,323	175,527	1,260	4,835
R 2	603,349	289,998	15,119	142,183	150,699	1,150	4,200
R 3	605,820	293,810	14,176	145,085	149,059	538	3,152
R 4	643,911	318,451	15,495	147,727	158,162	394	3,682
R 5	612,965	298,403	16,756	145,372	147,776	154	4,504

(注) 令和元年度～令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休館期間あり

図書分類別貸出状況

(令和6年3月末) (単位：点)

区分 分類	中央図書館		予約図書配本所		東宇治図書館		西宇治図書館		学校等団体貸出		団体貸出		合計	
	成人書	児童書	成人書	児童書	成人書	児童書	成人書	児童書	成人書	児童書	成人書	児童書	成人書	児童書
0 総 記	2,904	977	123	37	1,538	369	1,481	429	0	0	0	13	6,046	1,825
1 哲学・宗教	8,635	1,026	751	53	4,831	264	3,984	370	1	0	1	17	18,203	1,730
2 歴史・地理	11,137	3,355	598	100	4,720	1,166	5,327	917	2	4	6	39	21,790	5,581
3 社会科学	15,462	2,476	1,086	120	6,790	854	7,819	1,106	4	37	2	33	31,163	4,626
4 自然科学	12,661	8,543	812	424	5,072	3,257	5,432	2,752	3	36	5	172	23,985	15,184
5 技術・工学	19,288	4,247	1,157	93	10,941	1,535	9,920	1,625	0	16	10	66	41,316	7,582
6 産 業	4,121	1,636	189	59	1,717	574	1,837	631	0	6	2	19	7,866	2,925
7 芸 術	10,278	3,198	496	80	3,696	1,459	4,857	1,374	0	17	10	86	19,337	6,214
8 語 学	2,159	748	91	40	727	282	890	178	0	0	0	13	3,867	1,261
9 文 学	97,367	26,528	6,373	794	48,858	10,343	50,600	8,173	7	6	297	912	203,502	46,756
大活字本	1,092	253	38	1	376	2	1,169	3	0	0	0	0	2,675	259
絵 本	490	46,339	2	1,710	215	26,497	106	26,845	0	13	0	2,752	813	104,156
紙芝居	—	1,810	—	15	—	1,107	—	1,000	—	2	—	49	—	3,983
小 計	185,594	101,136	11,716	3,526	89,481	47,709	93,422	45,403	17	137	333	4,171	380,563	202,082
雑 誌	7,863	—	1,266	—	6,783	—	7,410	—	0	—	0	—	23,322	—
カセットブック	826	—	0	—	283	—	365	—	—	—	—	—	1,474	—
CD	170	—	—	—	10	—	13	—	—	—	—	—	193	—
DVD	1,868	—	—	—	49	—	101	—	—	—	—	—	2,018	—
相互貸借	946	—	248	—	1,057	—	1,062	—	—	—	—	—	3,313	—
合 計	197,267	101,136	13,230	3,526	97,663	47,709	102,373	45,403	17	137	333	4,171	410,883	202,082
総 計	298,403		16,756		145,372		147,776		154		4,504		612,965	

(注) 成人書の絵本は外国語絵本

(注) 団体貸出は地域・家庭文庫等への貸出分

(5) 予約図書配本サービス

利用者の利便性向上を目的とし、木幡公民館、榎島コミュニティセンター、開地域福祉センター、南宇治コミュニティセンター、京都文教大学図書館、男女共同参画支援センター（ゆめりあ うじ）、アクトパル宇治の配本所へ予約図書を搬送して貸出をしています。

予約図書配本所別利用状況

（令和6年3月末）（単位：回・冊・人）

	木幡公民館			榎島コミュニティセンター		開地域福祉センター		南宇治コミュニティセンター		京都文教大学図書館		男女共同参画支援センター		アクトパル宇治		計	
月	配本回数	貸出冊数	利用人数	貸出冊数	利用人数	貸出冊数	利用人数	貸出冊数	利用人数	貸出冊数	利用人数	貸出冊数	利用人数	貸出冊数	利用人数	貸出冊数	利用人数
4月	4	385	181	84	48	173	90	242	132	38	12	252	125	21	12	1,195	600
5月	3	349	172	81	38	208	92	215	105	29	11	268	122	22	8	1,172	548
6月	5	525	255	107	47	366	155	331	153	64	21	385	175	16	8	1,794	814
7月	4	382	200	69	36	252	117	255	125	41	16	338	152	16	8	1,353	654
8月	5	555	268	101	52	343	141	329	152	69	20	364	164	15	13	1,776	810
9月	4	421	204	85	41	254	104	218	122	60	21	348	145	10	6	1,396	643
10月	4	388	201	69	39	203	93	199	102	57	19	327	145	14	8	1,257	607
11月	5	441	241	68	41	274	126	334	171	69	23	402	183	14	7	1,602	792
12月	3	288	150	69	32	137	63	200	95	43	11	281	122	11	5	1,029	478
1月	3	389	172	97	38	219	81	247	102	68	17	298	130	6	2	1,324	542
2月	4	359	188	131	50	232	106	262	127	48	14	385	167	8	4	1,425	656
3月	4	359	189	100	41	241	105	288	118	71	21	366	161	8	5	1,433	640
合計	48	4,841	2,421	1,061	503	2,902	1,273	3,120	1,504	657	206	4,014	1,791	161	86	16,756	7,784

（注）原則毎週木曜日に配本

（注）CD・DVDについては、配本所での貸出不可

(6) 登録者数

令和5年度の登録者は60,405人、うち市民の登録者は58,993人で、人口の約32.7%となります（10年以上利用のない登録者は含まず）。

(7) 予約・リクエストサービス

利用者が求める図書がない場合、希望する図書を確保して貸出しをするサービスです。「予約」は貸出中の図書が返却され次第、優先的に貸出しを行うサービス、「リクエスト」は所蔵していない図書を購入又は他の図書館から借用して貸出しを行うサービスです。

○受付件数 （令和6年3月末）（単位：点）

中央図書館	48,488	(36,365)
東宇治図書館	24,872	(16,808)
西宇治図書館	27,234	(16,828)
合 計	100,594	(70,001)

（注）（ ）は、インターネット予約受付数 予約図書配本所分は中央図書館で一括受付

図書館相互協力の実績

(令和6年3月末) (単位: 冊)

相手館		貸出	借用
府内		1,633	3,303
	内京都府立図書館	27	1,328
府外		14	130
合計		1,647	3,433

(8) 団体貸出

児童の読書普及活動を進めている地域・家庭文庫等 13 団体に対して、年2回主に児童書の貸出しを行い、読書活動の推進を図っています。令和5年度は 4,504 冊を貸出しました。

(9) 障害者サービス

視覚に障害のある人へのサービスとして、点字図書やテープ図書、デジタイズ図書、大活字本を貸出し、リーディングボランティアの協力を得て「声のとしょかんだより」の作成や対面朗読サービスを実施しています。また、平成31年4月から、外出することが困難な障害者を対象とした郵送サービスを開始しました。さらに令和4年6月から、電子書籍を音声読み上げ機能で楽しむことのできる全国で初めての視覚障害者専用電子図書館サービスを開始しました。

(10) 電子図書館サービス

24 時間いつでもパソコン、スマートフォン、タブレット端末を使って電子書籍を借りて読むことができる「電子図書館サービス」を令和3年3月24日から開始しました。また、令和4年7月からは、電子図書館学校連携事業として、市立の小中学校に在籍する小学校3年から中学校3年までの全児童生徒に電子図書館の専用 ID カードを配付するとともに児童生徒向け電子書籍の充実を図っています。

令和5年度末までの登録者は 16,636 人、電子書籍の登録冊数は 22,570 点でした。令和5年度には、延べ 37,012 人に 83,326 冊の電子書籍を貸し出しました。

(11) 図書館サークル登録団体(令和6年3月31日現在)

名 称
宇治市史を学ぶ会
おはなしたまてばこ
絵本サークルぐるんぱ
本の修理ボランティア
サークルさんりんしゃ
おはなしサークルたんぽぽ
宇治児童文学サークル
宇治の語り部「かわせみ」
宇治民話の会

(12) 図書館指数

項目		年度	R1	R2	R3	R4	R5
登録率 (%)	$\frac{\text{登録者数}}{\text{人口}} \times 100$		35.3	33.9	32.8	33.9	32.7
市民1人当たりの 貸出点数(点)	$\frac{\text{貸出点数}}{\text{人口}}$		3.81	3.27	3.31	3.55	3.40
登録者1人当たりの 貸出点数(点)	$\frac{\text{貸出点数}}{\text{登録者数}}$		10.4	9.5	9.9	10.2	10.1
市民1人当たりの 蔵書冊数(冊)	$\frac{\text{蔵書冊数}}{\text{人口}}$		1.76	1.77	1.77	1.75	1.75
市民1人当たりの 年間購入冊数(冊)	$\frac{\text{年間購入冊数}}{\text{人口}}$		0.044	0.044	0.039	0.038	0.037
市民1人当たりの 図書購入費(円)	$\frac{\text{図書購入費}}{\text{人口}}$		72.2	73.0	65.3	63.8	64.7
蔵書の回転率 (回)	$\frac{\text{貸出点数}}{\text{蔵書点数}}$		2.17	1.84	1.87	2.03	1.95

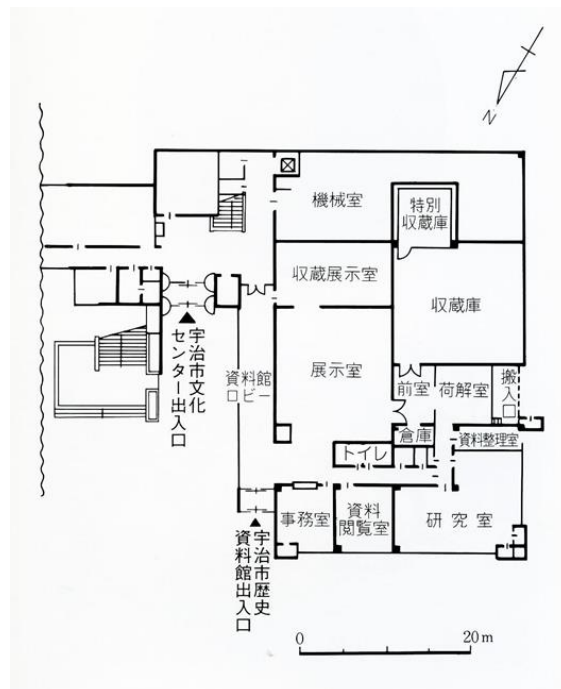
VIII. 歴史資料館

1. 歴史資料館活動

歴史資料館では、宇治の歴史や文化に関わる資料を調査・収集・研究しています。その成果は、展覧会や講演会などの開催、図書やパンフレット類を発行することにより、広く市民に提供するとともに、未来の市民に伝えていきます。

歴史資料館は、昭和59年の開館以来、宇治茶関連資料の収集に努め、その中でも製茶に関する道具類が令和4年3月23日に「宇治茶の生産・販売用具」397点(生産用具286点・販売用具111点)として、国登録有形民俗文化財に登録されました。

令和6年度は、展覧会や講演会など様々な事業を開催し、展示解説書等を刊行します。



(1) 施設のあらまし

開館：昭和59年（1984）11月

所在地：宇治市折居台一丁目1 宇治市文化センター内

(2) 事業のあらまし

① 資料の調査・収集・研究

宇治の歴史や文化に関わる資料について調査・収集・研究しています。近年は、宇治茶関連資料のほか写真など身近な歴史資料の収集にも積極的に取り組んでいます。こうした資料は順次整理をすすめ、展覧会への活用・調査報告書の刊行などにより紹介していきます。

② 展覧会

令和6年度は次のとおり開催します。

・企画展

宇治の歴史や文化について、さまざまな視点からテーマを設け、わかりやすく展示します。

種 別	展 覧 会 名	会 期
企画展	宇治茶 名所絵から製茶図まで	令和6年5月11日～6月23日
企画展	戦争遺品展 戦時中のくらし	令和6年7月6日～9月1日
企画展	黄檗山萬福寺ー普茶料理・豆腐羹ー	令和6年9月14日～12月1日
企画展	ちょっと昔の街とくらし おとぎ電車が走った頃	令和6年12月14日～令和7年2月9日
企画展	発掘ものがたり宇治・2025	令和7年2月22日～4月20日

・常設展

宇治市は、同一地域にあって山間、平野、水辺という地理的環境をもち、この三つの空間における人々の営みに焦点をあて、民具や写真などを中心に展示します。会期は、企画展に合わせるものとします。

③ 資料閲覧

資料閲覧室では、宇治市史編纂の過程で調査・撮影した古文書の写真資料を公開しています。
また、宇治の歴史や文化に関する調査、相談、質問なども随時受け付けています。

④ 教育・普及

歴史講座や展覧会関連事業などを開催します。また、市内の小学校にて出前授業を行います。

⑤ 図書の刊行

展覧会等図録や宇治の歴史・文化に関する図書、収蔵資料調査報告書を随時刊行しています。

(3) 事業一覧

① 展示事業（令和5年度分）

企画展・常設展

回	展覧会名	会期	入場者数
148	企画展 お茶の歴史資料	令和5年5月13日～6月25日	845
149	企画展 戦争遺品展 戦時中の暮らし	令和5年7月8日～9月3日	1,433
150	企画展 写真・新聞で振り返る昭和28年災害	令和5年9月16日～11月26日	1,286
151	企画展 ちょっと昔の街と暮らし 昭和の子どもたち	令和5年12月9日～令和6年2月4日 (臨時開館：1月8日)	1,252
152	企画展 発掘ものがたり宇治・2024	令和6年2月17日～4月21日	1,247
—	常設展	上記企画展の会期と同じ	—

② 教育・普及事業（令和5年度分）

歴史講座

回	開催日	演題	講師
99	令和6年1月19日	槇島にみる室町・戦国時代 — 城・館・郭とその周辺 —	博物館管理課職員
100	令和6年2月4日	宇治の神々	伊東 史朗 (京都国立博物館名誉館員)
101	令和6年3月28日	「唐物」と国風文化 — 紫式部がみたもの・かいたこと —	歴史資料館館長

③ 図書刊行事業

展 覧 会 図 録

令和2年6月2日より、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として実施する「おうちで楽しむ展覧会」第2弾の取り組みにより、一部の図録の割引販売を行っています。割引内容は、平成21年度以前発行の図録について、定価から5割引き（割引価格A）とし、平成22年度以降の図録と一緒に購入する場合は、さらに2割引き（割引価格B）で販売するものです。

発 行 日	名 称	定 価	割引価格A	割引価格B
昭和60年3月31日	宇治茶 一名所絵から製茶図へー		完 売	
昭和61年10月4日	よみがえる古墳文化		完 売	
昭和62年10月11日	宇治の仏像 ー美と心、現代にー		完 売	
昭和63年9月3日	宇治の文華 ー雅びと寂びー	800 円	400 円	240 円
平成元年6月3日	上林清泉	200 円	100 円	60 円
平成元年10月21日	宇治の古絵図 ーふるさとの風景ー		完 売	
平成2年7月21日	宇治の文化財 ー市指定品を中心にー		完 売	
平成3年10月8日	源氏物語の世界 ー王朝文化への憧憬ー		完 売	
平成4年10月6日	宇治人物誌 ー日記・物語・肖像ー		完 売	
平成5年10月5日	大名と茶師 ー三入宛の書状を中心にー	800 円	400 円	240 円
平成6年10月1日	近衛家と宇治 ー陽明文庫の名宝からー	800 円	400 円	240 円
平成7年9月30日	宇治橋 ーその歴史と美とー		完 売	
平成8年10月1日	隠元渡来 ー興聖寺と萬福寺ー	800 円	400 円	240 円
平成9年9月30日	王朝人の浄土	800 円	400 円	240 円
平成10年10月3日	宇治名所図会 ー旅へのいざないー		完 売	
平成11年10月5日	許波多 ー歴史と文化ー		完 売	
平成12年9月30日	よみがえる鉄道黄金時代 ー宇治を走った汽車・電車ー		完 売	
平成13年10月13日	世界遺産と暮らす街 ー宇治の名宝ー		完 売	
平成14年9月28日	おとぎ電車が走った頃 ー昭和30年代の暮らしと風景ー		完 売	
平成15年10月4日	おぐら池 ー入江、大池、巨椋池ー	500 円	250 円	150 円
平成16年10月2日	幕末・明治 京都名所案内 ー旅のみやげは社寺境内図ー		完 売	
平成17年9月5日	宇治の碑 ー路傍の語り部たちー		完 売	
平成18年9月30日	写真展 昭和の子どもたち ー暮らしと風景の中でー	1,000 円	500 円	300 円
平成19年9月29日	パノラマ地図と鉄道旅行		完 売	
平成20年9月3日	源氏物語千年記念誌 王朝のみやび、ふたたび ー近衛家と宇治ー	1,000 円	500 円	300 円
平成20年9月10日	宇治川十帖 ー川をめぐる十の物語ー		完 売	
平成20年9月10日	流域紀行 ー宇治川の原風景をたずねてー		完 売	
平成21年10月3日	東海道中膝栗毛完結200年記念 弥次さん喜多さん京をゆく		完 売	
平成22年10月2日	走れ!!おとぎ電車 ー昭和30年代の街と暮らしー	1,000 円	ー	ー
平成23年10月1日	巨椋池 ーそして、干拓は行われたー ／復刻宇治文庫3 巨椋池		完 売	
平成24年9月29日	思い出と写真とモノで綴る 子どもたちの近代誌	1,000 円	ー	ー
平成25年9月28日	宇治電 ー水力の時代へー	1,000 円	ー	ー
平成26年9月27日	初三郎式鳥瞰図「誕生」100年 日本パノラマ大図鑑	1,000 円	ー	ー
平成27年10月3日	宇治茶 ートップブランドの成立と展開ー	1,000 円	ー	ー
平成28年10月1日	JR 奈良線120年 進め!!奈良鉄道		完 売	

平成 29 年 9 月 30 日	写真展 よみがえる明治の日本	1,000 円	—	—
平成 30 年 9 月 29 日	幕末明治・京都遊覧 ー銅版画の世界ー ／宇治の名所と旅する光氏	1,000 円	—	—
令和元年 9 月 28 日	宇治の電車・京都の電車 ー「観光」の時代ー	1,000 円	—	—
令和 2 年 9 月 26 日	古絵図の世界	1,000 円	—	—
令和 4 年 9 月 17 日	山地、平野、川とともに池 ー宇治のくらしと空間ー	1,000 円	—	—

展 示 解 説 書

発 行 日	名 称	定 価
令和3年10月1日	江戸時代初期の宇治川堤 ー維持管理システムの構築ー	500円
令和6年3月31日	ご隠居さん、きょうをいく ー宇治橋渡り初ありとかやー	500円

宇 治 文 庫

発 行 日	名 称	定 価
平成元年 10 月 31 日	宇治文庫 1 宇治の佛たち	700 円
平成 2 年 11 月 1 日	宇治文庫 2 平安時代の宇治 ー王朝文化の語り部たちー	700 円
平成 3 年 11 月 1 日	宇治文庫 3 巨椋池	完 売
平成 5 年 3 月 29 日	宇治文庫 4 宇治茶の文化史	700 円
平成 6 年 3 月 30 日	宇治文庫 5 宇治橋 ー歴史と地理のかけはしー	完 売
平成 7 年 3 月 2 日	宇治文庫 6 宇治をめぐる人びと	1,000 円
平成 8 年 3 月 15 日	宇治文庫 7 発掘ものがたり宇治	1,000 円
平成 9 年 3 月 1 日	宇治文庫 8 宇治猿楽と離宮祭 ー宇治の芸能史ー	1,000 円
平成 10 年 3 月 5 日	宇治文庫 9 宇治の道 ー旅人と歩くー	1,000 円
平成 11 年 2 月 11 日	宇治文庫 10 緑茶の時代 ー宇治・黄檗の近世史ー	1,000 円

宇 治 市 史 他

発 行 日	名 称	定 価
昭和 48 年 1 月 20 日	宇治市史 1 古代の歴史と景観	4,000 円
昭和 49 年 3 月 20 日	宇治市史 2 中世の歴史と景観	4,000 円
昭和 51 年 3 月 1 日	宇治市史 3 近世の歴史と景観	完 売
昭和 53 年 2 月 15 日	宇治市史 4 近代の歴史と景観	完 売
昭和 54 年 12 月 15 日	宇治市史 5 宇治川東部の生活と環境	4,000 円
昭和 56 年 3 月 1 日	宇治市史 6 宇治川西部の生活と環境	4,000 円
昭和 58 年 8 月 31 日	宇治市史年表	4,000 円
昭和 63 年 7 月 31 日	宇治の歴史と文化	完 売
昭和 63 年 7 月	〈文化財絵はがき〉宇治の文華	350 円

収 蔵 資 料 調 査 報 告 書

発 行 日	名 称
平成 10 年 3 月 31 日	収蔵文書調査報告書 1 「白川金色院」と恵心院（地藏院・山崎秀雄家・恵心院）
平成 11 年 3 月 31 日	収蔵文書調査報告書 2 笠取地域の古文書（西田武一家・神出孝一家・二尾村）
平成 12 年 3 月 31 日	収蔵文書調査報告書 3 上林三入家文書
平成 13 年 3 月 31 日	収蔵文書調査報告書 4 宇治上神社文書
平成 14 年 3 月 31 日	収蔵文書調査報告書 5 巨椋池漁師仲間文書
平成 16 年 3 月 31 日	収蔵文書調査報告書 6 上林春松家文書
平成 17 年 3 月 31 日	収蔵文書調査報告書 7 白川・藤川家文書

平成 18 年 3 月 31 日	収蔵資料調査報告書 8	戦争関係資料
平成 19 年 3 月 31 日	収蔵資料調査報告書 9	上林春松家文書 2
平成 20 年 3 月 31 日	収蔵資料調査報告書 10	幕末の銅版画
平成 21 年 3 月 31 日	収蔵資料調査報告書 11	宇治市の写真資料 1
平成 22 年 3 月 31 日	収蔵資料調査報告書 12	宇治市の写真資料 2
平成 23 年 3 月 31 日	収蔵資料調査報告書 13	宇治市の写真資料 3
平成 24 年 3 月 31 日	収蔵資料調査報告書 14	絵ハガキ 1
平成 25 年 3 月 31 日	収蔵資料調査報告書 15	片岡道二家文書
平成 26 年 3 月 31 日	収蔵資料調査報告書 16	宇治市の写真資料 4
平成 27 年 3 月 31 日	収蔵資料調査報告書 17	京都社寺境内図
平成 28 年 3 月 31 日	収蔵資料調査報告書 18	戦争関係資料 2
平成 29 年 3 月 31 日	収蔵資料調査報告書 19	宇治茶の民具
平成 30 年 3 月 31 日	収蔵資料調査報告書 20	宇治郷の古文書
平成 31 年 3 月 31 日	収蔵資料調査報告書 21	上林味ト家文書
令和 2 年 3 月 31 日	収蔵資料調査報告書 22	宇治茶の引札
令和 3 年 3 月 31 日	収蔵資料調査報告書 23	尾崎坊家文書
令和 4 年 3 月 31 日	収蔵資料調査報告書 24	吉田初三郎関係資料上
令和 5 年 3 月 31 日	収蔵資料調査報告書 25	吉田初三郎関係資料下
令和 6 年 3 月 31 日	収蔵資料調査報告書 26	戦争関係資料 3

2. 文化財(資料編)

(1) 文化財保護委員会

宇治市文化財保護委員会は、本市に所在する文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって市民の文化的向上に資し、本市文化の進歩に貢献する施策を樹立するため設置されており、教育委員会の諮問に応じて文化財の指定及び保護顕彰並びに活用に関する事項の答申をし、かつ、文化財保護に関し必要と認める事項を建議することができます。

委員会は教育委員会が委嘱する委員（条例定数10人以内）によって構成され、任期は2年です。

氏 名	所 属
上原 真人	京都大学名誉教授
山岸 常人	京都大学名誉教授
大槻 倫子	愛知県陶磁美術館学芸課長
橋本 和也	京都文教大学名誉教授
増淵 徹	和歌山県立紀伊風土記の丘 館長
村上 忠喜	京都産業大学教授
筒井 忠仁	京都大学大学院准教授
恵谷 浩子	奈良文化財研究所 景観研究室 研究員

任期：令和4年11月1日～令和6年10月31日（令和6年4月1日現在）

(2) 指定文化財一覧 (令和6年4月1日現在)

種類		有形文化財								重要無形文化財	民俗文化財		記念物			文化の景観 (選定)	伝統的建造物群 保存地区(決定)	選定保存技術 (選定)	文化財環境保全 地区(決定)	合計
		建造物	美術工芸品								有形	無形	史跡	名勝	天然記念物					
			絵画	彫刻	工芸品	書跡典籍	古文書	考古資料	歴史資料											
国	国宝	3	1	3	2	-	-	-	-	-	-	4	2	-	1		-		57	
	重文	11	4	19	2	1	1	-	1		1	-		-						
	登録	-	-	-	-	-	-	-	-		1	-		-						
府	指定	11	-	3	1	-	2	3	-	-	-	1	2	4	-	-	-	2	122	
	登録	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
	暫定	13	47	7	-	14	5	2	-	-	2	-	-	-	-					
市	指定	4	3	34	2	3	-	3	2	1	-	1	2	-	1		-		56	

所有者/管理団体 (50音順)	区分	種類	指定等年月日	名称	員数	時代
縣神社	府	建造物(暫)	平 30.3.23	縣神社本殿	1棟	/
	府	建造物(暫)	平 30.3.23	縣神社客殿(旧拝殿)	1棟	/
	府	建造物(暫)	平 30.3.23	縣神社末社稻荷社	1棟	/
旦棕神社	府	建造物(登)	昭 60.5.15	旦棕神社本殿	1棟	江戸
安養寺	市	彫刻	平 6.3.28	木造地藏菩薩立像	1軀	平安末~鎌倉初
	市	彫刻	平 16.3.26	木造阿弥陀如来坐像	1軀	平安
嚴島神社	市	建造物	平 17.3.28	嚴島神社本殿	1棟	江戸
宇治上神社	国宝	建造物	明 35.4.17	宇治上神社本殿	1棟	平安(後期)
	国宝	建造物	明 35.7.31	宇治上神社拝殿	1棟	鎌倉(前期)
	重文	建造物	明 45.2.8	宇治上神社摂社春日神社本殿	1棟	鎌倉(後期)
	重文	絵画	昭 52.6.11	本殿扉絵(板絵著色) 童子像(第一殿)2面、隨身像(第三殿)2面	4面	平安
	府	建造物(暫)	平 30.3.23	宇治上神社末社嚴島社	1棟	/
	府	建造物(暫)	平 30.3.23	宇治上神社末社香椎宮	1棟	/
	府	建造物(暫)	平 30.3.23	宇治上神社末社武本稻荷社	1棟	/
	府	古文書(暫)	平 30.3.23	宇治上神社文書	1,060点	/
宇治市	国	史跡	昭 61.6.9	隼上り瓦窯跡	2,066.00㎡	飛鳥(7世紀前半)
	国	史跡	平 21.7.23 平 28.10.3	宇治川太閤堤跡	22,584.08㎡ 1,099.40㎡	16世紀末
	国	重要文化的景観	平 21.2.12	宇治の文化的景観	228.5ha	/
	国	史跡	平 30.10.15	宇治古墳群	25,596.00㎡	/
	国	名勝	平 30.10.15	宇治山	257,134.90㎡	/
	国	登録有形民俗	令 4.3.23	宇治茶の生産・販売用具	397点	江戸末~昭和
	府	考古資料	平 6.2.18	二子山古墳出土品	一括	古墳(5世紀中頃~後半)
	府	考古資料	平 21.3.24	白川金色院跡経塚遺物	61点	平安・室町
	府	考古資料(暫)	平 29.12.27	善法古墓出土品	一括	/
	府	有形民俗(暫)	平 29.12.27	宇治の製茶関連用具 (令 4.3.23 国登録有形民俗文化財に登録)	348点	/
	市	考古資料	昭 61.4.25	隼上り瓦窯出土遺物	一括	7世紀前半
	市	考古資料	平 6.3.28	瓦塚古墳出土遺物	一括	5世紀後半
	市	史跡	平 9.3.25	庵寺山古墳	/	4世紀後半
	市	史跡	平 24.3.27	西山古墳	/	6世紀後半~7世紀前半
	市	工芸品	平 4.3.31	宇治橋銅擬宝珠	1口	江戸

	市	歴史資料	平元.3.31	宇治郷総絵図	1 鋪	江戸
宇治市を 含む地元	市	彫刻	昭 48.3.30	石造聖観音菩薩坐像（東屋観音）	1 軀	鎌倉
	市	彫刻	昭 48.3.30	線刻阿弥陀三尊仏（かげろう石）	1 基	平安
	市	考古資料	昭 48.3.30	伊勢田塚陶棺	1 基	6世紀後半～7世紀前半
宇治神社	重文	建造物	明 35.7.31	宇治神社本殿	1 棟	鎌倉（後期）
	重文	彫刻	明 36.4.15	木造菟道稚郎子命坐像	1 軀	平安
	府	建造物	平 30.3.23	宇治神社末社春日社本殿	1 棟	室町
	府	建造物（暫）	平 30.3.23	宇治神社拝殿	1 棟	
	府	建造物（暫）	平 30.3.23	宇治神社末社日吉社	1 棟	
	府	建造物（暫）	平 30.3.23	宇治神社末社住吉社	1 棟	
	市	彫刻	昭 47.3.1	白色刷面（雪掻きの面）	1 面	桃山
	市	彫刻	昭 63.3.31	木造狛犬	2 軀(1 対)	鎌倉
宇治茶製法技術保存協会	市	無形(工芸技術)	昭 61.4.25	宇治茶手もみ製法		
恵心院	府	建造物	平 25.3.19	恵心院本堂	1 棟	江戸
	府	彫刻（暫）	令 4.3.22	木造阿弥陀如来立像	1 軀	鎌倉
	府	彫刻（暫）	令 4.3.22	木造十一面観音立像	1 軀	平安
	市	彫刻	平 3.3.30			
円福寺	市	彫刻	平元.3.31	銅造釈迦誕生仏像	1 軀	奈良
下居神社	府	建造物（登）	昭 59.4.14	下居神社本殿	1 棟	江戸
	府	環境保全地区	昭 59.4.14	下居神社文化財環境保全地区		
	府	彫刻（暫）	令 4.3.22	木造男神坐像	1 軀	鎌倉
	市	彫刻	平 18.9.12	木造女神坐像	2 軀	
金子重男	市	天然記念物	平 4.3.31	金子邸のかや	1 本	
願行寺	市	彫刻	平元.3.31	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	平安
	市	彫刻	平元.3.31	木造阿弥陀如来立像	1 軀	鎌倉
	市	彫刻	平 5.3.31	石造不動明王坐像	1 軀	平安
上林春松	府	名勝	平 29.3.17	上林春松家庭園		大正
	府	古文書（暫）	平 31.2.1	上林春松家文書	961 点	
京都府宇治茶製法 手もみ技術保存会 連絡会議	府	無形民俗	平 20.3.21	宇治茶手もみ製茶技術		
京都府茶業会議所	府	有形民俗（暫）	平 30.3.23	宇治の製茶図	4 点	
清瀧宮（東）	府	建造物	平 30.3.23	清瀧宮本殿	1 棟	江戸
清瀧宮（西）	府	建造物	平 30.3.23	清瀧宮本殿	1 棟	江戸
	府	彫刻（暫）	令 6.3.29	木造男神坐像	1 軀	平安（中期）
	市	彫刻	平 2.3.30			
	府	彫刻（暫）	令 6.3.29	木造男神坐像（両脚部欠）	1 軀	平安（後期）
興聖寺	市	彫刻	平 2.3.30			
	府	名勝	昭 61.4.15	興聖寺庭園及び琴坂		江戸（中期）
	府	環境保全地区	平 7.3.14	興聖寺文化財環境保全地区		
	府	史跡	令 4.3.22	淀藩主永井家墓所		江戸
	府	絵画（暫）	平 29.9.29	紙本著色十界図 六曲屏風 右隻	1 隻	
	府	絵画（暫）	平 29.9.29	紙本著色十界図 六曲屏風 左隻	1 隻	
	府	絵画（暫）	平 29.9.29	絹本著色釈迦三尊十六善神像	1 幅	
	府	絵画（暫）	平 29.9.29	絹本著色釈迦三尊十六羅漢像	1 幅	
	府	絵画（暫）	平 29.9.29	絹本著色十六羅漢像 寶度羅跋羅脩閻尊者	1 幅	
	府	絵画（暫）	平 29.9.29	絹本著色十六羅漢像 迦諾迦伐蹉尊者	1 幅	
	府	絵画（暫）	平 29.9.29	絹本著色十六羅漢像 迦諾跋釐墮閻尊者	1 幅	
	府	絵画（暫）	平 29.9.29	絹本著色十六羅漢像 菴伽藍尊者	1 幅	
	府	絵画（暫）	平 29.9.29	絹本著色十六羅漢像 諾距羅尊者	1 幅	
	府	絵画（暫）	平 29.9.29	絹本著色十六羅漢像 跋陀羅尊者	1 幅	

	府	絵画（暫）	平 29.9.29	絹本著色十六羅漢像 迦理迦尊者	1 幅	
	府	絵画（暫）	平 29.9.29	絹本著色十六羅漢像 伐闍羅尊者	1 幅	
	府	絵画（暫）	平 29.9.29	絹本著色十六羅漢像 戎博伽尊者	1 幅	
	府	絵画（暫）	平 29.9.29	絹本著色十六羅漢像 半諾迦尊者	1 幅	
	府	絵画（暫）	平 29.9.29	絹本著色十六羅漢像 羅怛羅尊者	1 幅	
	府	絵画（暫）	平 29.9.29	絹本著色十六羅漢像 那伽犀那尊者	1 幅	
	府	絵画（暫）	平 29.9.29	絹本著色十六羅漢像 因揭陀尊者	1 幅	
	府	絵画（暫）	平 29.9.29	絹本著色十六羅漢像 伐那波斯尊者	1 幅	
	府	絵画（暫）	平 29.9.29	絹本著色十六羅漢像 阿氏多尊者	1 幅	
	府	絵画（暫）	平 29.9.29	絹本著色十六羅漢像 注荼半諾迦尊者	1 幅	
	市	建造物	平 4.3.31	興聖寺伽藍 本堂、僧堂、庫裏、衆寮、浴室、樓門、藥医門（中雀門）、鐘樓、天竺殿、開山堂、知祠堂、秋葉大権現	12 棟	江戸
	市	絵画	昭 53.3.25	絹本着色釈迦三尊十六羅漢像	1 幅	南北朝
極楽寺	市	彫刻	昭 47.3.1	木造聖観音立像	1 軀	平安
	市	工芸品	平 4.3.31	梵鐘	1 口	江戸
	府	彫刻（暫）	令 4.3.22	木造阿弥陀如来立像	1 軀	鎌倉
	個人	府	古文書（暫）	上林三八家文書	947 点	
個人	府	古文書（暫）	平 30.3.23	上林味卜家文書	1,462 点	
許波多神社 （五ヶ庄）	重文	建造物	明 39.4.14	許波多神社本殿	1 棟	室町
	重文	工芸品	平 10.6.30	鉄宝相華孔雀銅象嵌半舌鍔	1 双	平安
	府	彫刻	昭 61.4.15	木造男神坐像 1 木造女神坐像 1	2 軀	鎌倉
許波多神社 （木幡）	府	建造物（暫）	平 30.3.23	許波多神社本殿	1 棟	
	府	建造物（暫）	平 30.3.23	許波多神社田中神社本殿	1 棟	
最勝院	府	絵画（暫）	令 5.3.24	絹本着色源頼政像	1 幅	
	市	歴史資料	平 3.3.30	平等院境内古図	2 幅	江戸
西導寺	重文	彫刻	明 42.9.22	木造薬師如来坐像	1 軀	平安
	重文	彫刻	明 43.4.20	木造毘沙門天立像	1 軀	平安
	市	彫刻	昭 63.3.31	木造毘沙門天立像	1 軀	平安
獅子林院	府	建造物	平 4.4.14	獅子林院開山塔	1 棟	江戸
地藏院	重文	彫刻	明 42.4.5	板彫両界曼荼羅	2 面	平安
	重文	彫刻	明 42.4.5	銅造阿閼如来立像	1 軀	平安
	重文	彫刻	明 42.4.5	銅造阿弥陀如来及脇侍像（一座）	2 軀	奈良
	重文	彫刻	明 42.4.5	銅造釈迦如来坐像	1 軀	平安
	重文	彫刻	明 42.4.5	銅造大威徳明王像	1 軀	平安
	重文	彫刻	明 42.4.5	木造観世音菩薩坐像	1 軀	平安
	重文	彫刻	明 45.2.8	木造阿弥陀如来立像	1 軀	平安
	府	工芸品	昭 58.4.15	梵鐘	1 口	南北朝
	府	古文書	平元.4.14	金色院御堂再興勸進状	1 巻	室町
	市	書跡・典籍	昭 45.10.28	大般若経	563 巻	平安～江戸
	市	書跡・典籍	昭 45.10.28	紺紙金泥法華経	8 巻	平安
十八神社	重文	建造物	大 12.3.28	十八神社本殿	1 棟	室町
正覚院	府	彫刻	平 14.3.26	木造毘沙門天立像	1 軀	鎌倉
	市	彫刻	平 7.3.29	木造聖観音菩薩立像	1 軀	平安
松殿山荘	重文	建造物	平 29.11.28	松殿山荘 本館、北蔵、南蔵、連斎、撫松庵、春秋亭、櫛松庵、聖賢堂、仙露学舎、修礼講堂及び事務所、宝庫、大門	12 棟	大正～昭和
浄土院	重文	建造物	昭 2.4.25	浄土院養林庵書院	1 棟	江戸（中期）
	府	古文書	平元.4.14	平等院修造勸進状	1 巻	室町
	府	古文書	平元.4.14	平等院旧起	1 巻	江戸
	府	名勝	昭 63.4.15	養林庵書院庭園		江戸（前期）
	府	絵画（暫）	令 5.3.24	絹本着色阿弥陀三尊像	1 幅	

	府	絵画（暫）	令 5.3.24	絹本著色源頼政像	1 幅	
	市	建造物	平 5.3.31	浄土院羅漢堂	1 棟	江戸
	市	絵画	昭 51.3.31	養林庵書院障壁画	13 面	江戸
	市	彫刻	昭 47.3.1	木造帝釈天立像	1 軀	平安
	市	彫刻	平元.3.31	木造阿弥陀如来立像	1 軀	鎌倉～南北朝
	市	書跡・典籍	平 2.3.30	和漢朗詠集卷下断簡（平等院切）（禁中・古京）	1 幅	平安
称名寺	重文	工芸品	昭 51.6.5	梵鐘	1 口	鎌倉
	市	彫刻	平 5.3.31	木造釈迦如来坐像	1 軀	平安
神明神社	府	建造物（暫）	平 30.3.23	神明神社内宮	1 棟	
	府	建造物（暫）	平 30.3.23	神明神社外宮	1 棟	
炭山八幡宮	市	建造物	平 3.3.30	八幡宮本殿	1 棟	江戸
誓澄寺	市	彫刻	平 3.3.30	木造観音菩薩立像	1 軀	平安
	市	彫刻	平 3.3.30	木造阿弥陀如来立像	1 軀	平安
蔵林寺	市	彫刻	昭 53.3.25	木造薬師如来坐像	1 軀	平安
	市	彫刻	昭 53.3.25	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	平安
	市	彫刻	昭 53.3.25	木造毘沙門天立像	1 軀	平安
	市	彫刻	昭 53.3.25	木造地藏菩薩立像	1 軀	平安
大幣座	市	無形民俗	平 24.3.27	大幣神事		
天真院	府	建造物	平 4.4.14	天真院 客殿、表門、経蔵	3 棟	江戸
中村藤吉	府	名勝	平 29.3.17	中村藤吉家庭園		大正
能化院	重文	彫刻	明 43.4.20	木造地藏菩薩坐像	1 軀	平安
白山神社	重文	建造物	明 43.8.29	白山神社拝殿	1 棟	鎌倉
	重文	彫刻	明 42.4.5	木造伊邪那美尊坐像	1 軀	平安
	重文	彫刻	明 42.4.5	木造十一面観音立像	1 軀	平安
平等院	国宝	建造物	明 30.12.28	平等院鳳凰堂 中堂 1 棟、両翼廊 2 棟、尾廊 1 棟	4 棟	平安
	国宝	絵画	昭 47.5.30	鳳凰堂中堂壁扉画（板絵著色） 九品来迎図 11 面、日想観図 2 面、本尊後壁画 1 面	14 面	平安
	国宝	彫刻	昭 26.6.9	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	平安
	国宝	彫刻	昭 30.6.22	木造雲中供養菩薩像	52 軀	平安
	国宝	彫刻	昭 31.6.28	木造天蓋	1 具	平安
	国宝	工芸品	昭 27.3.29	梵鐘	1 口	平安
	国宝	工芸品	昭 48.6.6	金銅鳳凰	1 対	平安
	国	史跡	大 11.3.8	平等院庭園	20,232.30 m ²	
	国	名勝	大 11.3.8			
	重文	建造物	明 35.4.17	平等院観音堂	1 棟	鎌倉（前期）
	重文	彫刻	明 33.4.7	木造十一面観音立像	1 軀	平安
	市	彫刻	昭 51.3.31	木造地藏菩薩立像	1 軀	平安
	市	彫刻	昭 51.3.31	木造不動明王立像及二童子像	3 軀	平安
宝壽寺	府	彫刻（暫）	令 4.3.22	木造菩薩坐像	1 軀	平安
	市	彫刻	昭 63.3.31			
放生院	重文	建造物	昭 28.3.31	浮島十三重塔	1 基	鎌倉
	重文	彫刻	明 44.8.9	木造地藏菩薩立像	1 軀	鎌倉
	重文	彫刻	明 44.8.9	木造不動明王立像	1 軀	平安
	重文	古文書	昭 40.5.29	宇治橋断碑	1 基	飛鳥
	府	考古資料	平 15.3.14	浮島十三重塔納置品	一括	平安～室町
宝蔵院	重文	歴史資料	昭 32.2.19	鉄眼版一切経版木	48,275 枚	江戸
	府	建造物	平 4.4.14	宝蔵院開山塔	1 棟	江戸
萬壽院	府	建造物	昭 58.4.15 平 4.4.14	萬壽院 客殿、開山堂 庫裏、表門	4 棟	江戸

萬松院	府	建造物	平 4.4.14	萬松院開山堂	1 棟	江戸
萬福寺	重文	建造物	大 2.4.14 平元.5.19	萬福寺 大雄宝殿、法堂、天王殿、齋堂、禪堂、伽藍堂、祖師堂、鐘樓、鼓楼、三門、總門、東方丈、西方丈、祠堂、大庫裏、威徳殿	16 棟	江戸
	重文	建造物	昭 40.5.29 平元.5.19	萬福寺松隠堂 開山堂、通玄門、寿蔵、舍利殿、客殿、庫裏、侍真寮	7 棟	江戸
	重文	絵画	明 40.5.27	紙本著色隠元和尚像	1 幅	江戸
	重文	絵画	昭 3.4.4	紙本淡彩 西湖図 4 幅、西湖図 4 幅、虎溪三笑図 8 幅、五百羅漢図 8 幅、瀑布図 4 幅、波濤図 1 幅	6 点	江戸
	重文	絵画	昭 52.6.11	紙本淡彩観音図 陳賢筆	1 帖	江戸
	重文	書跡・典籍	昭 34.12.18	黄檗山木額 40 面、柱聯 44 对、 榜牌 13 面、同下書 14 幅		江戸
	府	史跡	昭 60.5.15	萬福寺境内		江戸
	府	絵画（暫）	平 29.12.27	絹本著色費隠通容像 張琦筆 崇禎壬午年六月の自賛がある	1 幅	
	府	絵画（暫）	平 29.12.27	紙本著色隠元隆琦像 楊道真筆慧門如沛の賛がある	1 幅	
	府	書跡・典籍（暫）	平 30.3.23	黄檗開山塔院旧蔵書（隠元隆琦手沢本）	585 点	
	府	書跡・典籍（暫）	平 30.3.23	鉄眼版一切経（黄檗開山塔院旧蔵）	1,034 冊	
	府	書跡・典籍（暫）	平 30.3.23	費隠通容墨跡 源流 与隠元隆琦	1 巻	
	府	書跡・典籍（暫）	平 30.3.23	隠元隆琦他墨跡 黄檗山萬福寺進山法語	1 巻	
	府	書跡・典籍（暫）	平 30.3.23	隠元隆琦他墨跡 黄檗山開堂法語	1 巻	
	府	書跡・典籍（暫）	平 30.3.23	隠元隆琦他墨跡 諸和尚西域木謝偈/唐木寄進状	1 巻	
	府	書跡・典籍（暫）	平 30.3.23	隠元隆琦墨跡 八十自祝偈	1 幅	
	府	書跡・典籍（暫）	平 30.3.23	隠元隆琦他墨跡 雪中煮茶詩卷	1 幅	
	府	書跡・典籍（暫）	平 30.3.23	隠元隆琦墨跡 示諸法子孫偈	1 幅	
	府	書跡・典籍（暫）	平 30.3.23	隠元隆琦墨跡 示元瑤尼偈	1 幅	
	府	書跡・典籍（暫）	平 30.3.23	隠元隆琦墨跡 遺偈	1 幅	
	府	書跡・典籍（暫）	平 31.2.1	隠元隆琦墨跡 大殿樂成偈	1 幅	
	府	書跡・典籍（暫）	平 31.2.1	木庵性瑫墨跡 大雄宝殿樂成上堂卷	1 巻	
	府	書跡・典籍（暫）	平 31.2.1	木庵性瑫他墨跡 諸師舍利賛和韻	1 巻	
	府	古文書（暫）	平 30.3.23	印章 隠元隆琦所用	10 顆	
	府	考古資料（暫）	平 29.12.27	萬福寺松隠堂庫裏出土品	一括	
三室戸寺	重文	彫刻	明 42.4.5	木造阿弥陀如来及両脇侍坐像	3 軀	平安
	重文	彫刻	明 42.4.5	木造釈迦如来立像	1 軀	鎌倉
	重文	彫刻	明 42.4.5	木造毘沙門天立像	1 軀	平安
	府	建造物	平 2.4.17	三室戸寺 本堂、三重塔、旧本堂墓股	1 棟 1 基	江戸・室町
	府	建造物（登）	平 2.4.17	三室戸寺 阿弥陀堂、鐘樓	2 棟	江戸
	府	絵画（暫）	平 29.9.29	絹本著色乾闥婆像	1 幅	
	府	絵画（暫）	平 29.9.29	絹本著色朝熊山曼荼羅図	1 幅	
	府	絵画（暫）	平 29.9.29	絹本著色如意輪観音像	1 幅	
	府	絵画（暫）	平 29.9.29	絹本著色大威徳明王像	1 幅	
	府	絵画（暫）	平 29.9.29	絹本著色両界曼荼羅図 金剛界	1 幅	
	府	絵画（暫）	平 29.9.29	絹本著色両界曼荼羅図 胎蔵界	1 幅	
	府	絵画（暫）	平 29.9.29	絹本著色宝楼閣曼荼羅図	1 幅	
	府	絵画（暫）	平 29.9.29	絹本著色尊星王像	1 幅	
	府	絵画（暫）	平 30.3.23	絹本著色十二天像 帝釈天	1 幅	
	府	絵画（暫）	平 30.3.23	絹本著色十二天像 火天	1 幅	
	府	絵画（暫）	平 30.3.23	絹本著色十二天像 焰魔天	1 幅	
	府	絵画（暫）	平 30.3.23	絹本著色十二天像 羅刹天	1 幅	

	府	絵画（暫）	平 30.3.23	絹本著色十二天像 水天	1 幅	
	府	絵画（暫）	平 30.3.23	絹本著色十二天像 風天	1 幅	
	府	絵画（暫）	平 30.3.23	絹本著色十二天像 毘沙門天	1 幅	
	府	絵画（暫）	平 30.3.23	絹本著色十二天像 伊舎那天	1 幅	
	府	絵画（暫）	平 30.3.23	絹本著色十二天像 梵天	1 幅	
	府	絵画（暫）	平 30.3.23	絹本著色十二天像 地天	1 幅	
	府	絵画（暫）	平 30.3.23	絹本著色十二天像 日天	1 幅	
	府	絵画（暫）	平 30.3.23	絹本著色十二天像 月天	1 幅	
	府	絵画（暫）	平 30.3.23	絹本著色両界曼荼羅図 胎蔵界	1 幅	
	府	絵画（暫）	平 30.3.23	絹本著色両界曼荼羅図 金剛界	1 幅	
	市	絵画	昭 53.3.25	絹本着色如意輪観音像	1 幅	鎌倉
妙光寺	府	彫刻	昭 62.4.15	木造薬師如来坐像	1 軀	鎌倉
	市	彫刻	昭 54.3.23	木造薬師如来坐像	1 軀	平安
	市	彫刻	昭 54.3.23	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	平安
	市	彫刻	昭 54.3.23	木造薬師如来立像	1 軀	平安
	市	彫刻	昭 54.3.23	木造十一面観音立像	1 軀	平安
村山明	国	重要無形（木竹工）	平 15.7.10	木工芸		
来迎寺	市	彫刻	平 4.3.31	木造阿弥陀如来立像	1 軀	平安
龍興院	府	建造物	平 4.4.14	龍興院開山堂	1 棟	江戸

Ⅸ. 善法・河原青少年センター

1. 善法・河原青少年センター活動

善法青少年センター（昭和60年6月開館）及び河原青少年センター（昭和62年10月開館）は、青少年のための施設です。人権が尊重される豊かな社会の実現に向けて、青少年の教育・文化の向上とともに健全育成に資することを目的とし、学習・文化活動の場として、また体育・スポーツ・レクリエーション活動及び健全な遊びの場として設けられたものです。

(1) 善法・河原青少年センター活動の基本方針と重点目標

人権が尊重される豊かな社会の実現に向けて青少年の教育及び文化の向上並びに健全育成に資することを目的として、次の取組を重点的に推進します。

① 健全な遊び場の提供

日常的に集団的及び個別的な遊びをとおして子どもたちの健康を増進し、情操を豊かにするとともに基礎的な生活習慣の体得を図ります。

② 体育・スポーツ・レクリエーション活動の推進

適切な体育・スポーツ・レクリエーション活動を経験させ、それらに親しむ習慣の形成、知識・技能の習得をとおして、子どもたちの体力の向上、精神力の涵養、社会的規律の体得を図ります。

③ 学習・文化活動の充実

学習・文化活動に対する子どもたちの主体的な経験と取組をとおして、学ぶことへの興味と関心を育てるとともに、創造性を培うなかで、意欲あふれる幅広い人格の形成に努めます。

④ 学力充実のための環境・条件の整備

学習意欲を高め、学力の向上を図るため、適切な学習の場の提供に努めます。

⑤ 保護者、関係機関との連携

保護者、地域団体、学校、関係行政機関等との連携を密にし、事業活動の円滑かつ効率的な推進を図るとともに、地域の教育力の向上に努めます。

(2) 善法青少年センターの施設概要

主要施設		
	階	室名
本館(学習棟)	1階	事務室 ブレイルーム 玄関・ホール 湯沸室・トイレ等
	2階	学習室① 学習室② 学習室③ コンピュータ室 図書室
遊戯室(体育館)	遊戯室	
	倉庫・トイレ	
新館(学習棟)	1階	料理室兼工作室 トイレ等
	2階	学習室兼視聴覚室 学習室兼集会室

(3) 河原青少年センターの施設概要

主要施設		
	階	室名
建物	1階	事務室 玄関・ホール トイレ・湯沸室 図書室 学習室 A 遊戯室
	2階	ホール 学習室 B 集会室 A・B
付属	運動広場	

両館とも開館時間は、午前9時から午後5時までです。

休館日は、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までとしています。

(4) 善法青少年センター事業（令和5年度）

対象分野	事業名・実績等	実施時期
学習・文化活動	折り紙活動	6月～2月（6回）
	手作り教室1（木工）	8月
	手作り教室2（アナログフロタージュ）	1月
	手作り教室3（茶道）	3月
	料理教室1（京野菜のピザとスープ）	12月
	料理教室2（チョコレートムースケーキ）	2月
	映画鑑賞会	8月
	園芸教室	5月～1月（7回）
	書道教室（毎週水曜日）	5月～2月（25回）
	えいごくらぶ（毎週木曜日）	5月～2月（24回）
	小学生低学年合宿	10月
	小学生高学年合宿	8月
体育・スポーツ・レクリエーション活動	親子レクリエーション①（神戸南京町）	5月
	親子レクリエーション②（奈良梅乃宿酒造）	11月
	スポーツクラブ（一輪車・トランポリン・フットサル）	5月・6月・10月（4回）
	ダンス教室	6月～3月（10回）
	おもしろパーティー（お楽しみ会）	7月
	おもしろ体力測定（お楽しみ会）	12月
	善法大作戦（お楽しみ会）	3月
	体験シリーズ1（京都北山杉の里総合センター）	6月
	体験シリーズ2（万博記念公園）	12月
	体験シリーズ3（滋賀県立アイスアリーナ）	3月
	遊戯室でのスポーツ活動 （ボール遊び・バドミントン・トランポリン・一輪車等）	4月～3月
学力充実活動	学習相談 随時（小・中・高）	4月～3月
	教育相談 随時（小・中・高・保護者）	4月～3月
	図書室の利用 開架及び貸出し（1,016冊）	4月～3月
	関係施設等連絡会	4月～3月
広報活動	「センターだより」 毎月1回発行	4月～3月

(5) 河原青少年センター事業（令和５年度）

対象分野	事業名・実績等	実施時期
学習・文化活動	エイゴであそぼ ８回	７月～３月
	お茶教室 ９回	６月～３月
	工作教室 ２回	８月
	体験学習① 京都鉄道博物館・長谷山リサイクルセンター	７月
	体験学習② 彦根城・国立印刷局	１０月
	体験学習③ 滋賀県立アイスアリーナ	１１月
	体験学習④ 国立民族学博物館・カップヌードルミュージアム	３月
	読み語り会 ２０回	夏休み期間中
	東宇治図書館コラボ「お話し会&SDGs 工作教室」	８月
	ブラインドブック（宇治市子ども読書の日）	１１～１月
	救命・防災講演会	９月
	学習の日	通年
	百人一首大会	１月
	茶道体験（対鳳庵） １回	１月
	インターネット親子講座	２月
	スプリングコンサート	３月
	活動発表会	３月
体育・スポーツ・レクリエーション活動	ダンス教室 １３回	５月～３月
	アウトドア教室	５月
	チャレンジセタ	７月
	カメレオン・パニック（センターまつり）	１０月
	防災サバイバルキャンプ １回	１１月
	チャレンジクリスマス	１２月
日常活動	自由遊びや自主学習	通年
	図書室の利用 年間貸出数 １,１３１冊	通年
広報活動	センターだより「わいわい」発行 毎月１回	通年

(6) 利用状況（令和５年度）

① 善法青少年センター

	学習棟	遊戯室棟	計
令和５年４月	162	256	418
５月	538	343	881
６月	784	432	1,216
７月	465	317	782
８月	424	299	723
９月	826	511	1,337
１０月	621	438	1,059
１１月	800	469	1,269
１２月	459	350	809
６年１月	708	450	1,158
２月	755	452	1,207
３月	342	380	722
計	6,884	4,697	11,581

② 河原青少年センター

	利用者数（人）
令和５年４月	661
５月	453
６月	493
７月	611
８月	648
９月	448
１０月	942
１１月	396
１２月	491
６年１月	501
２月	554
３月	853
計	7,051



善法青少年センター外観



河原青少年センター外観

X. 大久保青少年センター

1. 大久保青少年センター活動

大久保青少年センターは、青少年を対象とする社会教育施設として昭和62年12月に開館しました。文化・芸術・スポーツの活動を通じて、青少年の「生きる力」を育み、健全育成を図るとともに、すべての年代の方の生涯学習活動の場としての役割も果たしています。

(1) 活動方針

- ① 青少年の自主的な団体活動の促進
- ② 青少年の各種団体活動の育成及び指導
- ③ 青少年の文化教養を高めるための行事の開催
- ④ 生涯学習の振興

(2) 施設の概要

室 名	使 用 目 的
事 務 室	センターの管理・運営
多 目 的 室	教室・各種事業、こどもクラブ、文化サークル活動、室内スポーツ等
会 議 室 1 会 議 室 2 和 室	教室・各種事業、こどもクラブ、文化サークル活動、会議、研修等
図 書 室	読書
運 動 場	スポーツ、レクリエーション等

- ・開館時間は、4月～9月は午前9時から午後6時まで、10月～3月は午前9時から午後5時までです。
- ・休館日は、月曜日（祝日除く）及び12月28日から1月3日までです。

(3) 利用状況（令和5年度）

総利用者数	16,058人
① 教室・各種事業参加者	1,071人
② こどもクラブ参加者	1,511人
③ サークル活動専用利用者	7,870人
④ 自由来館者	5,606人

(4) 主な教室・各種事業（令和5年度）

月	区 分	事 業 名 ・ 内 容	対 象
4	体験教室	ジャグリングを体験してみよう	幼児～中学生
5	体験教室	ジャグリングを体験してみよう	幼児～中学生
	手作り教室	母の日のカーネーションづくり	小学生～中学生
6	手作り教室	父の日の料理教室（手作りパン）	小学生～中学生
7	体験教室	ジャグリングを体験してみよう、こども学びの広場（ヘアアクセサリー）	幼児～中学生
	体験学習	おでかけ事業①（キッズプラザ大阪）、おでかけ事業②（琵琶湖博物館）	小学生～中学生
	手作り教室	七夕かざりをつくろう、木工教室（イスにもなる踏み台）	小学生～中学生
8	体験学習	おでかけ事業③（堺市立ビッグバン）	小学生～中学生
	手作り教室	ものづくり教室（タイル貼りコースター）	小学生～中学生
9	体験教室	こども学びの広場（ボールシューター）、ジャグリングを体験してみよう	幼児～中学生
	手作り教室	敬老の日の工作（メッセージBOX）	小学生～中学生
10	体験教室	ジャグリングを体験してみよう	幼児～中学生
	体験学習	おでかけ事業③（名古屋市科学館）、事前学習	小学生
11	体験教室	こども学びの広場（巻きカタコト車）、ジャグリングを体験してみよう	幼児～中学生
	体験学習	みかん狩りで秋を楽しもう（観光農園 南楽園）	小学生～中学生
12	体験教室	ジャグリングを体験してみよう	幼児～中学生
	地域との交流	世代間交流 しめなわ作り	小学生～大人
1	体験教室	ジャグリングを体験してみよう	幼児～中学生
	地域との交流	新春三世交流会	幼児～大人
2	体験教室	ジャグリングを体験してみよう、こども学びの広場（ブックカバー）	幼児～中学生
3	体験学習	こども文化祭（移動動物園）	幼児～大人

(5) こどもクラブ

- ① ねらい 子どもの持っている可能性を発揮させ、異年齢間や学校を越えた交流を深めるとともに、本人の意欲を引き出し、自主性をはぐくむことを目的とする。
- ② 対 象 小学生～中学生（登録制）
- ③ 指導者 地域住民、センター職員
- ④ 活動日 土曜日（各クラブ月1～2回）
- ⑤ 活動内容 定期活動、地域との交流親睦会、こども文化祭など

ク ラ ブ 名 と 登 録 者 数（人）		（令和5年度）	
手 芸	10	一 輪 車	26
料 理	10	科 学	16
音 楽	26	茶 道	15
木 工	10	ジャグリング	11
ストリートダンス	29	卓 球	30
		計	183

.....

資 料

.....

■ その他の教育施設

■ 教育委員会関係電話・FAX 番号

その他の教育施設

大 学	学 校 名	学 長 名	所 在 地	電話番号
	京都大学宇治キャンパス	-	五ヶ庄	38-4384
	京都文教大学	森 正 美	横島町千足80	25-2400
	京都文教短期大学	森 井 秀 樹		25-2405

高等学校・中学校	学 校 名	校 長 名	所 在 地	電話番号
	京都府立東宇治高等学校	野 村 康 隆	木幡平尾43-2	32-6390
	京都府立城南菱創高等学校	井 上 弘 一	小倉町南堀池	23-5030
	京都府立菟道高等学校	川 津 英 昭	五ヶ庄五雲峰4-1	33-1691
	学校法人 立命館 立命館宇治高等学校 立命館宇治中学校	越 智 規 子	広野町八軒屋谷33-1	41-3000
	学校法人 明珠学園 京都翔英高等学校	堤 清 彰	菟道大垣内33-10	23-2238
	学校法人 京都黎明学院 京都芸術高等学校	加 藤 由 子	五ヶ庄西浦6-2	32-7012

特別支援学校	学 校 名	校 長 名	所 在 地	電話番号
	京都府立宇治支援学校	池 原 幸 代	広野町丸山10	41-3701

私立幼稚園	幼 稚 園 名	園 長 名	所 在 地	電話番号
	学校法人 真宗大谷学園 大谷大学付属 大谷幼稚園	緒 方 知 子	木幡御蔵山39-727	31-8867
	学校法人 小倉学園 小倉幼稚園	葭 村 正 彦	小倉町南堀池105	22-1628
	学校法人 小倉学園 西小倉幼稚園	葭 村 正 彦	伊勢田町遊田5-1	23-2536
	学校法人 美育学園 かおり幼稚園	羽 原 欣 子	五ヶ庄戸ノ内50-18	31-5355
	学校法人 こざくら学園 こざくら幼稚園	松 井 明 恵	宇治里尻60-14	21-3931
	学校法人 広野学園 広野幼稚園	吉 村 裕	広野町丸山9	41-6308
	学校法人 心華学園 みのり幼稚園	長 澤 宗 一	神明石塚65	43-1177
	学校法人 久世学園 堀池幼稚園	吉 村 卓	小倉町南堀池22-2	23-4625
	学校法人 向陵学園 宇治幼稚園	池 本 真 弓	小倉町中畑53	24-0821

教 育 委 員 会 関 係 電 話 ・ F A X 番 号

《電話番号》

教育委員会事務局	内線	外線	教育委員会事務局	内線	外線
教育長			学校改革推進課長	2624	
教育部長	2601		(乳幼児教育・保育推進プロジェクトチーム事務局)		
教育副部長	2635		学校改革推進課担当課長	2655	
教育支援センター長	2849		企画調整係	2921	20-8772
教育総務課長	2603			2654	
企画庶務係	2604				
教職員係	2605	20-8755	教育機関	内線	外線
学校管理課長	2636		生涯学習センター	6050	39-9500
学校管理係	2607			6051	
	2608	20-8777	中央公民館	5100	39-9258
保健給食係	2606		宇治公民館(生涯学習課)	6050	39-9500
	2612	20-8756	木幡公民館	3110	39-9193
	2613		小倉公民館	5140	39-9274
生涯学習課長	2614		広野公民館	5150	39-9276
(兼生涯学習センター所長)			中央図書館	5090	39-9256
生涯学習係	2615	20-8758	東宇治図書館	3040	39-9182
	2616		西宇治図書館	5020	39-9226
事業係	6050		歴史資料館	5110	39-9260
	6051		源氏物語ミュージアム	3210	39-9300
博物館管理課長	3210	39-9300	善法青少年センター	5160	39-9278
企画学芸係	3210	39-9300	河原青少年センター	2170	39-9279
資料学芸係	5110	39-9260	大久保青少年センター	4100	39-9281
	5111		ふれあい教育相談	メール対応	
学校教育課長	2609			k-soudan@city.uji.kyoto.jp	
学事係	2610	20-8757	宇治市総合野外活動センター	(075) 575-3501	
	2611		Uji ふれあい教室	2150	39-9283
教育指導係	2623	21-1879	菟道小学校	2210	39-9110
	2627		菟道第二小学校	2220	39-9112
	2628		通級教室 (FAX 兼用)	2222	39-9116
	2630		神明小学校	2230	39-9114
教育 I C T 推進係	2639		通級教室	2232	39-9319
教育支援課長	2631		槇島小学校	2240	39-9117
子ども・学校支援係	2626	21-1890	通級教室	2242	39-9263
	2632		北槇島小学校	2250	39-9119
	2637		小倉小学校	2260	39-9121
家庭地域支援係	2633	20-8766	通級教室	2262	39-9313
	2634		伊勢田小学校	2280	39-9125

教育機関	内線	外線	教育機関	内線	外線
西小倉小学校	2290	39-9127	神明幼稚園	4110	39-9288
北小倉小学校	2300	39-9129	東宇治幼稚園	4120	39-9290
南小倉小学校	2310	39-9131	木幡幼稚園	4130	39-9292
通級教室	2311	39-9133			
大久保小学校	2320	39-9134			
通級教室	2323	39-9416	その他		外線
大開小学校	2330	39-9136	京都府教育委員会		
西大久保小学校	2340	39-9138	山城教育局		62-0008
平盛小学校	2350	39-9140			
通級教室	2351	39-9142			
宇治小学校	2370	39-9145			
通級教室	2371	39-9147			
三室戸小学校	2010	39-9148			
南部小学校	2020	39-9150			
通級教室	2022	39-9316			
岡屋小学校	2030	39-9152			
木幡小学校	2040	39-9154			
通級教室	2041	39-9311			
御蔵山小学校	2050	39-9156			
通級教室	2053	39-9286			
笠取小学校	876	(075) 571-0018			
笠取第二小学校	877	32-4238			
宇治中学校	2060	39-9158			
通級教室	2061	39-9321			
北宇治中学校	2070	39-9160			
槇島中学校	2080	39-9162			
通級教室	2081	39-9320			
西小倉中学校	2090	39-9164			
西宇治中学校	2100	39-9166			
南宇治中学校	2110	39-9168			
通級教室	2112	39-9318			
広野中学校	2120	39-9170			
東宇治中学校	2130	39-9172			
木幡中学校	2140	39-9174			
通級教室	2144	39-9414			
黄檗中学校	2160	39-9143			
通級教室	2371	39-9147			

※表中の内線番号の利用

- ① 公共施設←→公共施設
7+内線番号（4桁）をダイヤル
- ② 本庁（各課）←→本庁（各課）
内線番号（4桁）をダイヤル
- ③ 本庁（各課）→公共施設
7+内線番号（4桁）をダイヤル
- ④ 公共施設→本庁（各課）
内線番号（4桁）をダイヤル

《FAX番号》

教育委員会事務局	内線	外線	教育機関	内線	外線
教育総務課	2638	21-0400	大開小学校	2339	39-9137
			西大久保小学校	2349	39-9139
教育機関	内線	外線	平盛小学校	2359	39-9141
			宇治小学校	2379	39-9146
生涯学習センター	3019	39-9501	三室戸小学校	2019	39-9149
中央公民館	5109	39-9259	南部小学校	2029	39-9151
宇治公民館（生涯学習課）	3019	39-9501	岡屋小学校	2039	39-9153
木幡公民館	3119	39-9194	木幡小学校	2049	39-9155
小倉公民館	5149	39-9275	御蔵山小学校	2059	39-9157
広野公民館	5159	39-9277	笠取小学校		(075) 572-0260
中央図書館	5099	39-9257	笠取第二小学校		32-7535
東宇治図書館	3049	39-9315			
西宇治図書館	5029	39-9227	宇治中学校	2069	39-9159
歴史資料館	5119	39-9261	北宇治中学校	2079	39-9161
源氏物語ミュージアム	3219	39-9301	槇島中学校	2089	39-9163
善法青少年センター	5169	39-9314	西小倉中学校	2099	39-9165
河原青少年センター	2179	39-9280	西宇治中学校	2109	39-9167
大久保青少年センター	4109	39-9282	南宇治中学校	2119	39-9169
宇治市総合野外活動センター		(075) 575-3511	広野中学校	2129	39-9171
			東宇治中学校	2139	39-9173
菟道小学校	2219	39-9111	木幡中学校	2149	39-9175
菟道第二小学校	2229	39-9113	黄檗中学校	2379	39-9146
通級教室（電話兼用）	2222	39-9116			
神明小学校	2239	39-9115	神明幼稚園	4119	39-9289
槇島小学校	2249	39-9118	東宇治幼稚園	4129	39-9291
北槇島小学校	2259	39-9120	木幡幼稚園	4139	39-9293
小倉小学校	2269	39-9122			
伊勢田小学校	2289	39-9126			
西小倉小学校	2299	39-9128	その他		外線
北小倉小学校	2309	39-9130	京都府教育委員会		
南小倉小学校	2319	39-9132	山城教育局		62-9207
大久保小学校	2329	39-9135			

宇治市の教育

-令和6年度版-

令和6年11月発行

編集 宇治市教育委員会教育総務課

発行 宇治市教育委員会

京都府宇治市宇治琵琶33

Tel 0774-22-3141
